

らず。蓋し國家が或る種類の財産を所有し、之に對する所有權を收むる以上は、其財産の運用、事業の經營を私人に托するに當り、如何なる條件を付するも、其自由に屬するが如くなれども、一旦私人に托したる曉に私人の營業に監督を加へ、之を社會公益に伴はしむるは甚だ困難にして、動もすれば當業者が私益を擧げんとするに急なるの關係より、作業上に於ける社會公益主義を傷けらるゝの恐あるを以て、寧ろ一切の事業を擧げて之を國家に托し、國家自身をして管掌せしむるを以て便利とす可し。然れども國庫收入主義に據り、國家が收入の一段として事業を經營する場合には、國家自ら一切の作業を行ふ代りに、一定の料金を徵收して、私人に營業上の權利を貸渡す方、收入の上より見て却て便利なるやも知る可からず。蓋し國家が直接に事業の全部を行ふ場合には、政府に於て原料品の買入、製造品の保管取扱、其賣却す可き時機の選擇、代價の決定等事業の經營を始めとして、收入に關する事務に至るまで一切の事項を擔任し、綿密なる注意を施したる上にて、尙ほ商業に關聯する失敗の危険を負はざる可からず。官業に於て是等事務を擔任する官吏は一定の給料を支給せられて其職に就き、毫も事業の成敗に就て損得の關係を有せざる者なるを以て、事業の經費を節約するに勉めず、往々にして取引の道を誤まり、爲めに、收入の目的を達する能はざるに至るの掛念なしとせず。事業の性質並に行政部の状態に依り、或る種類の官業は之を私人に經營せしめ、國家は之に對する料金として確定の收入を定時に徵收するを以て得策とする所以なり、但し此場合に於ても尙ほ私人をして官業經營に伴ふ利益を壟斷せしめざらんとするには、第一私人をして官業を經營せしむる期限は適宜之を短縮し、以て料金改正の餘地を存し、第二經營に當る可き私人を選擇し、信用資力經驗の備はれる者をして之に當らしむるに勉め、第三、或る程度まで引受者の數を多くして、引受の料金を競争せしむる等の用意を必要とす可し。

### 第五節 公益を目的とする官業

曩に經費の範圍を論じ、國家職務の種類を述ぶるに當て、説明したるが如く、今日國家が經營する官業の内には、之を民間事業家の經營に托するときは、國家に於て經營する場合と比較して、成績不良なるを理由として、官業としたるもの少なから

ず。又其性質上民業に托す可からざるを以て官業として經營するものあり、又事業の性質獨占に傾き易く、之を民業の經營に委するときは、公の監督を必要とすれども、其監督困難なるが爲めに、更に一步を進めて官業とするものあり。貨幣の鑄造の如きは勿論郵便、電信電話の如き運輸交通に關係ある諸機關は何れも之に屬し、鐵道の如きも其官有官營を主張する議論は専ら此論點に根據を置くを常とす。故に官業とする必要の程度は双方の間に於て多少の相違する所あり。即ち一方は絶對的必要に基くに反し、他方は關係的必要に基くものなるが、一旦之を官業としたる場合に唯一の理由とする所は其之を官業に移し、政府の經營に委したることに依て、社會一般の公益を擧げんとするものに外ならざるを以て、其何れの種類の事業に屬するを問はず、經營の方針をして此一事に調和せしめざる可からず。隨て事業の収益を定むるに當ても、妄に其多きを貪りて、社會に及ぼす事業の効果を減殺するが如きことなきを必要とす。又官業とす可き事業の種類に就て見るも、單に國庫収入の見地のみより打算するときは、事業の性質最も簡單なるもの、例へば郵便業の如きを取り、郵便を經營する副業として、電信電話業を經營し、他

の複雑なる事業に着手するを避くることを以て、至當の處置とすれども、然も社會全體の利益より打算して、假令ひ行政上に費用手数を要する事業にても、尙ほ官業として之を擔任せざる可からざるの事情を生ずることある可し。是等の二點より、社會全體の公益を擧ぐることを主たる目的とする官業に於ては、事業利益の普及に基く料金の低減と行政費の増嵩とを以てし、其結果財政上に於て、決して多額の収益を期する能はざるに至る可く、若しも多額の収益あらんには、或は過當の料金を課し、或は設備の上に當然爲す可き改良を怠りて、國庫の利益の爲めに、社會の公益を傷けつゝあるの證據と認めざる可からず。

以上の原則は官業に關する學說の研究に最も力を盡したるカメラル學派に於て既に一箇の定論と爲れるものにして、例へばユスチ、ゾンネンフェルスの如き、何れも官業とす可き事業を以て性質上私有財産たるに不適當なるか、又は私有財産とするときには、公權の監督を必要とするものに限り、是等以外に國庫収入の目的を以て、官業を設定することを許さず、官業に於て國庫収入を主たる目的とするときは、國家全體の幸福を害す可しとし、彼等と同時代の學者ルドウキツヒ、ヤコブの

如きも、左の所説を立てたり。曰く

若しも公益の必要上、國家に依て經營せらる可き或る獨占事業ありとすれば、是等は收入の源泉ならず、寧ろ公共的效益の制度として行はれざる可からず。若しも斯る獨占事業にして、單に收入の目的を以て國家に依て經營せられんか、國の繁榮に有害なるは勿論にして、斯る方針は須く之を排除するを要す。

Jacob-Hultshanzwissenschaft, Bd. I, S. 315.

蓋し其前各國が官業を經營するに當て一意國庫の收入のみを謀り、之を一種の租税に代る可きものゝ如くに信じて、毫も公益を顧みる所なかりしが故に、此弊を避くる爲めに、斯る所説を生じたるものなるが如し。而して此以後時勢の變遷と共に、財政上の學説は官業を二種類に區別し、一を租税徵收の一方法に充つるもの (Steuermonopol) 他を行政上の必要に出づるもの (Verwaltungsmonopol) とし、スタイン以後の財政學者は多く此區別を採用し、國家の專賣制度に對して、學説上の根據を與ふるの傾を生じたれども、行政上の必要に出づる官業の經營に對して、國庫收入を主たる目的とす可からずとするの一點に就ては、大體上、前者と所説を異にすること

なし。

### 第一 貨幣鑄造

造幣事業は原則として私人の自由に委す可きものに非ず。一國が完全に貨幣の品位量目を維持し、其流通を安全ならしめんとする以上は、貨幣法を制定して貨幣の品質種類價格に關する事項を規定し、國家に於て貨幣の鑄造權を獨占し、總て是等の規定に準據して、貨幣を鑄造するの方針を取らざる可からず。而して一國が造幣事業に依て得る収入は第一、本位貨幣の鑄造に對して、賦課する手数料、第二、補助貨幣の鑄造に伴て生ずる造幣收益、第三、造幣局の事務に關聯して私人より徵收する各種の手数料例へば、金銀地金精製及び品位證明手数料、地金銀精製手数料等に大別するを得べし。本位貨幣の鑄造に對して手数料を賦課す可きや否やは貨幣政策上の一問題なるが、之を賦課す可しと云ふ論據は之に依て貨幣と其原材料たる地金の價格に或る差を設け、以て貨幣が容易に外國に向て流出し、又は國內に於て溶解せらるゝの弊を防ぎ、貨幣流出入に關して行はるゝ投機的取引を絶ち、公衆をして常に新規鑄造の貨幣を流通せしむるの趣意に出づるものなり。造幣手

數料の趣意既に茲に在る以上は、之を賦課するに當て、鑄造に要する實費を國庫に回收するを以て、其限度とし、此以上に、料金を引上げて、國庫に純益を供するの必要なきは論を俟たず。蓋し造幣事業は社會公益の目的より國家に於て之を行ふものなるが故に、若しも財政の急要其他の事情に驅られて、鑄造に要する實費以上に料金を賦課し、然も此種の貨幣を増發せんか、忽にして貨幣流通價格の減價を惹起し、物價の平準並に貸借の關係を攪亂し、國庫を益せんとして、却て社會の公益を害するに至る可ければなり。

之に反して、補助貨幣に至つては一國に於ける貨幣流通の便宜上、必ず其鑄造をして定位貨幣の原則に據らしむるを必要とし、實價と額面價格との間に或る程度の相違を置くを常とす。而して其鑄造は之を民間の請求に依らしめず。制限鑄造法の下に政府自ら材料を購入して、行ふものなるが故に、補助貨幣の鑄造は自ら國庫に造幣収益を供するの一事業たる可し。現に我國の造幣局に於ても、本位貨幣の鑄造は無手数料にして、國庫の失費に歸すれども、補助貨幣の鑄造収益並に造幣局の副業として行ふ地金銀精製手数料并に地金品位證明手数料等に依て得る

所の収入は三十萬乃至四十萬圓に達するの計算なり。但し貨幣の鑄造は其本位貨幣たる定位貨幣たるに論なく、社會の公益に基くものなれば、決して國庫の収入に着眼して、造幣収益の多寡又は程度等を定む可からず。此原則を固守せざるに於ては、直に補助貨幣の供給に過剰を來して、經濟上に不利益の影響を及ぼすは、各國其例に乏しとせざる所なり。

## 第二 運輸交通業——其一、鐵道

一國鐵道政策の基礎たる可き鐵道業經營の方法は之を左の五種に區別するを得べし。

第一、國家が鐵道を所有し、且つ其營業を掌る場合。

第二、國家が鐵道を所有するも、私人に之を貸渡し、私人をして營業を行はしむる場合。

第三、國家が私人の所有する鐵道を借受けて營業を行ふ場合。

第四、私人が鐵道を所有營業し、國家に於て之を監督する場合。

第五、私人をして自由に鐵道を經營せしめ、國家は全く之を放任する場合。

右の内、第三の場合は例へば國家が全國大部分の私設鐵道を買收し、尙ほ一部の地方に私設鐵道の殘存する際に、聯絡上の必要より、之を買收するまで臨時に借入れ、國有鐵道と同一規模の下に經營するが如き、或は特別の地點に於ける私設鐵道を軍事上の必要より有事の際に一時借入れて、軍事上の專用に供するが如き、要するに非常の事變又は臨時の必要に處する爲めに起るものにして、普通の經營法を以て目す可きに非ず。英國には千八百七十一年以來國防法(Regulation of Forces Act)なるものあり。同法第十六條に於て事變の際には、政府に於て鐵道を管理するを得ることを規定したるが、千九百十四年歐洲戰爭の開始せらるゝや、八月四日右の規定に據り、商務院總裁をして全國の鐵道を經營せしむるの勅令を發し、同總裁は全國の鐵道を擧げて、軍隊輸送、軍隊の要する物資の輸送其他政府の必要とする任務に就かしむることゝしたり。而して佛蘭西に於ても、有事の際には、全國鐵道の管理權は陸軍卿の手に歸し、同卿は軍事上最も有效なる方法に鐵道を利用し、商業上の運送は軍用の餘裕を以て、之を行ふの規定にして、歐洲戰爭に於て、直に此規定の適用を見たり。第二の場合は從來英吉利、佛蘭西の兩國に於て、主張せられたる

ことあり。然も此方法を實行するに當つては、種々の難問題に遭遇せざるを得ず。第一は貸渡期間の長短にして、若しも期間短かきに失するときは、私人は安んじて、鐵道業に従事する能はず、又其長きに過ぐるときは、國家に於て適當の料金を徵收するを得ざるに至ることある可し。假に此關係宜しきを得たりとすれば、國家は鐵道より年々定額の借料を收め、期限の後に財産を回收するものにして、財政上に於ける關係敢て厚しと云ふ可からず。第四の場合に於て、私人の所有する鐵道に對して、國家が監督を加ふるときには、財政上の關係は薄きが如くなれども、本來鐵道の如きは敷設の當初より、公權の作用に依り、土地收用法の便宜を受くるものなるが故に假令ひ全く私人の資金に依て敷設せられたりとするも、尙ほ國家に於て一部の權利を主張し得るの理由に基き、營業の特許條件中に一定の年限後國家に於て私設鐵道を買收する條件を規定するの常なり。隨て所定の年限後此規定の實施と共に、私設鐵道は私人の手を離れて國有鐵道と爲る可く、又平生監督の際にも一步を進めて、事業保護利益保證等の關係を生じ、財政上に影響を及ぼすに至る可し。而して是等の場合と異なり第一の場合に於けるが如く、國家自ら鐵道を所

有營業するときは、一國の財政は租稅公債其他の財源に依て得たる國庫の資金を投じて、一方に鐵道財産を所有するに至るものなるを以て資産負債の關係を生じ又營業上に於ける收支損益は直接に國庫の歳出入に關係するに至る可し。斯く其財政と密接の關係あるは、恰も第五の場合に於て財政と鐵道とが全然無關係のものたるに正反對に居ると云ふを得べし。以下重なる國の鐵道政策が如何なる關係より財政に影響する所あるやを明にして、更に一般の原則を論究す可し。

(一)佛蘭西。佛國鐵道政策の方針は政治上の變動と共に常に動搖し、全體の方針に於て終始一貫する主義の見る可きものを缺けり。千八百三十二年、サンエチーヌ、里昂間に於ける鐵道が始めて蒸汽を動力とし、貨物并に旅客の運搬を開始するや、政府は之を以て交通業に大革新を惹起したるものとし、其取締の爲めに、千八百三十三年四月并に六月二箇の法律を制定し、(一)鐵道會社の特許は議會の協賛を経ざる可からざること、(二)其特許は九十九箇年を以て最長の年限とすること、(三)政府は鐵道會社の營業を監督し、運賃の最高率を定め、且つ其改正を認可するの權利を有すること、(四)各會社の特許年限滿了したる際には、政府自ら鐵道を所有すること

の四點を主眼として、鐵道監督法の大體を定めたり。是れのみを以てしては、佛蘭西に於て鐵道と財政との間に深く關係を保たしむることなかりしが、千八百三十九年の恐慌に續いて、民間の諸事業著しく疲弊し、鐵道敷設に必要な資金を吸収すること困難と爲り、現に巴里、オルレアン間の交通に當るオルレアン鐵道會社の如き、建設に要する資金の調達に窮し、國家に依頼して、事業の完成を謀るの計に出でたり。茲に於てか政府は第一には經濟社會の實況に促され、第二には官民の資金を合同すること世間の信用を増進するの望ありとの説に動かされ、オルレアン鐵道會社に對し、三分の利益保證並に創立後四十六年間に於ける一分の積立金保證を與ふる旨を約して、事業に當らしめたり。是れ佛國に於て鐵道會社に對する國家の利益保證制度の起れる發端なり。而して千八百四十四年の鐵道調査委員會は此方法が鐵道業に資金を誘致し、各種國家的事業に對する合資の觀念を強くし、且つ鐵道株式の價格を確實ならしむる等の諸點より、利益保證の効果を述べたることあり。而して其後政府は鐵道事業進捗の爲め、千八百四十二年の法律を以て、第一に巴里を中心として、白耳義、獨逸、瑞西、西班牙の國境并に英國、地中海の方面

へ幹線鐵道を敷設し、六會社をして各々其一線路を管轄せしむる計畫を立て、第二に其敷設の方法として、政府は土地并に地上の設備を提供し、會社は線路、停車場を始め、運輸に必要な設備を擔任し、一定の年限内平均六十六箇年會社に於て營業したる後、一切の權利を政府に移すの規定を設け、尙ほ其營業中は政府に於て運賃を一定し、定額の配當を爲したる後に剩餘あるときは、政府に於て其一半を分取する代りに、配當率四分を限度として之を保證し、且つ營業開始後十五箇年を経過したるときは最近の營業七箇年度より利益の少なかりし二箇年度を控除し、殘餘の五箇年間の純益を平均し、之を標準として營業滿期まで年金を支拂ふときは、直に所有權を政府に移すを得ることゝしたり。而して各會社の間に營業上聯絡を保たしむる爲め千八百五十一年來漸次之を統一し、一會社をして各一幹線の營業を掌らしめ、營業年限を九十九箇年に延長したり。斯くして幹線の敷設は漸く其緒に就きたれども、幹線に比較して利益の寡少なる支線の敷設を容易ならしむるには、別に方法なかる可らず。政府は千八百五十九年の法律を以て、全國の鐵道線路を新舊二種に分ち、千八百五十七年以前敷設のものを舊線路、同年以後敷設のものを

を新線路とし、舊線路に對しては千八百四十二年の法律を適用するも、新線路に對しては利益保證の程度を厚くして、利率を四分六厘五毛に引上げ、尙ほ舊線路の會社の利益にして、定額を超過するときは、之を新線路の利子保證に充て、以て兩線路の間に會計上の聯絡を保たしめ、幹支線の普及を圖りたれども、其結果豫想の如くなるを得ざりき。

其後普佛戰爭に至るまで佛國の鐵道政策は以上の方針を以て進行したるが、同戰爭に於て佛國鐵道が軍隊の輸送上に缺點を現はすこと多かりし的事實は佛國官民を刺戟したり。而して世人は之を以て六大會社を始め當業者が營業を獨占して、競争の念を懐かざる一方に利子保證に對する政府の監督緩慢なるより生ずるものなりとの意見を懐き、結局千八百七十九年より十年間に四十億法の資金を以て、一萬哩の官有鐵道を敷設買収するの計畫を立てたるが、千八百八十一年の恐慌後政府に於て資金を募集するに困難なるの状態と爲れるを以て、自然此計畫に頓挫を來し、既設の分は六大會社に貸下げ、未設の分は漸次六大會社をして敷設せしむるの目的を以て、千八百八十三年新法律を制定し、從來の新舊線路に對する區

別的保護法を廢止すると同時に、從來會社の爲したる配當率を標準として利益を補給し、又一定の率を超過したる場合には、其三分の二を政府に納付せしむることとしたり。各會社に對する制限の程度左の如し。

鐵道	利益補給の限度		敷設哩數
	配當率制限		
北部鐵道	一三五	二二一	二,三〇〇
地中海鐵道	一一〇	一五〇	六,〇〇〇
オルレアン鐵道	一一一	一四四	四,六〇〇
南部鐵道	一〇〇	一二〇	二,六〇〇
西部鐵道	七七	一〇〇	三,五〇〇
東部鐵道	七一	一〇〇	三,〇〇〇

右の如く佛蘭西鐵道政策の要點は官民の合資協力に依て敷設したる鐵道を一定の年限後官有とするを以て、大體の方針とするものなること明白なり。但し其年限内と雖も、政府に於て希望するときは、會社の營業權を買收するの自由あること勿論にして、現に法律に於て明に買收の條件を規定したるに拘はらず、政府は千

九百〇八年前記諸鐵道中西部鐵道に對して買收手續を行ひ、翌年一月以來之を國有に移したるの外、他の鐵道に對しては未だ此權利を實行したることなく、其西部鐵道を買收したるも、同鐵道營業不成績の爲め、株主が利益保證滿期後に蒙る可き損害を掛念して、政府をして買收を敢てするに至らしめたるものなるを以て、他の鐵道に對して年限滿了の際に於て、果して鐵道を收用するに至るや否や疑なきを得ず。要するに從來鐵道會社と政府との關係紛亂し、爲めに財政に不良の影響を及ぼしたるは論を俟たざるなり。

(二)獨逸。獨逸は始め各聯邦州に於て管下の會社をして鐵道を敷設せしめ、其監督の爲めに、隨時法律を制定し、或は政府自ら利益の充分に舉らざる線路を敷設したることあり。現に普魯西の如き千八百三十八年十一月鐵道法を制定し、大體に於て英國の法規に倣ひて、運輸に關する諸事項を定むると同時に、政府が私設鐵道を買收する場合に適用す可き諸條件を規定し、(一)鐵道營業開始後三十年間は買收を行ふを得ず、(二)三十年後と雖も、會社が在來の運賃率に據て營業する場合には、買收するを得ず、(三)買收を行ふときは、其一年前に會社に豫告を與へ、(四)買收前五箇



年間の平均純益二十五倍を以て買收價格とするの諸點を明にしたるが、固より此規定を實行することを豫期したるに非ず。千八百四十三年政府が伯林キヨリニスベルヒ間其他の鐵道に三分五厘の利子保證の特典を與ふるや、斯くするよりは、寧ろ政府に於て自ら鐵道を敷設す可しとの説を唱ふる者ありたれども、實際に行はれず、僅に千八百四十八年軍事上の理由に基き、伯林より露國々境に至る線路を政府に於て敷設したることあるのみ。

然るに其後鐵道の開通と共に、内國の經濟社會が漸次繁榮の域に向はんとするや、鐵道の敷設は一種の投機を營むの具に供せられ、經濟上に種々の弊害を暴露したる一方に、千八百六十年後ビスマルクが政局に當り、殊に千八百六十六年の對奧地利戰爭、千八百七十年の對佛蘭西戰爭を経て、國有鐵道が私設鐵道よりも軍事上に資する所多きの事實を感得し、又帝國統一の事業を成就する爲めに、帝國を通じて鐵道運輸の便を普及するの必要を認むるや、直に鐵道國有の意見を立て、千八百七十三年の調査委員會に於て其議を決定し、先づ當時帝國の領土に歸したるアルサスローレンの鐵道を帝國の管轄に移すと同時に、普魯西以下各聯邦州も亦續々

私設鐵道を買收して、州政府自ら其營業を行ふに至れり。今、普魯西の實例に據り、其買收規定を見るに、既往五箇年間の純益を二十五倍したる價格を以て、會社の株式と四分利付公債とを引換へたるものにして、爾餘の諸州も亦多く此實例に倣ひ、以て今日に及べり。

(三) 英吉利并に合衆國。英米兩國の鐵道は國家の財政に對して直接の關係を有せず。即ち英國は鐵道の敷設を私人の自由競争に付し、其營業を私人の自由企業とするを以て其主義とし、半途に於て政府の監督干渉を加へたれども、尙ほ之を私人の經營に托するの一點に於ては始終一貫して異なる所あるを見ず。唯千八百四十三年の委員會に於て、鐵道業より生ずる弊害を救済する策略の一として、營業開始後十五箇年を経過したる時は、政府に於て純益二十五倍に相當する價格を以て買收する權利を留保するの必要を認め、法律に其箇條を置きたれども、固より實際に行はれず。千八百五十四年、千八百七十三年并に千八百八十八年の法律は鐵道が公共運送人(Common Carrier)たるの性質を認め、國家の干渉監督に依て、鐵道をして社會の公益に一致せしむるに就て、周到なる注意を施しつゝあり。近年外國鐵

道の運賃と比較して、英國鐵道の運賃高率なるは、鐵道私有の結果なりとて、國有鐵道の説を唱ふるものなきに非ず、殊に近時關稅改革論の行はるゝや、同時に國有鐵道の下に内外貨物又は外國貨物の内國貨物に對する競争の程度狀況に依て賃率を左右す可しとの説あれども、未だ從來の大勢を動かすに足らず。千九百十三年鐵道運河貨物法改正に據り鐵道會社は被傭者勞働條件改良に供する資を得るの條件の下に賃率を引上げるを得ることゝ爲れり。

米國に於ては鐵道敷設の當初、各聯邦に於て私設會社に鐵道用地を與へ、或は補助金を下付し、一方に鐵道企業に何等檢束を加ふる所なかりしが爲めに種々の弊害を暴露し、千八百七十年の頃より、之を防遏する爲め、各聯邦州に於て管下の鐵道に監督を加ふるの風を生じ、千八百八十七年に至り、漸く現行の聯邦州商業法制定せられ、中央政府に於て各州の鐵道會社の營業に對し、運賃其他の點に就て監督を加ふることゝ爲りたれども、曾て鐵道の敷設に資金を投じ、又は其營業を掌りたることなきを以て、財政上に何等の關係を有せず。唯近時聯邦州商業法の下に於ける監督が漸次中央に集中するを以て異色とす。

(四) 日本。我國の鐵道政策は最初官設并に私設の鐵道互に併行して、線路の普及を謀るを主眼としたり。即ち明治二年政府は資金を投じて京濱間に鐵道を敷設したるが、明治十六年に至り日本鐵道會社なるもの設立せられ、政府は此會社に東京より青森に至る五區域内の鐵道敷設の特許を與へ、事業保護の爲め、(一)鐵道線路に當り、又は鐵道用倉庫、停車場等に當る官有地を無賃を以て會社に貸付け、(二)會社の株金募集の上は建築落成まで、株金拂込の翌日より起算して、一箇年八分の利子を下付し、每區運輸開始の後其純益年八分に上らざるときは、東京仙臺間の各區は每區十年間、仙臺より青森までは每區十五年間、政府より其不足を補給し、(三)特許年限を九十九箇年とし、滿十五年經過の後には、政府に於て、何時にても會社株式の時價に相當する價格を以て、鐵道を買収するの權利を留保したり。而して明治十九年兌換制度開始の結果、經濟社會の秩序確立し、金融亦緩慢を告げ、私人の間に私設鐵道發起の機運漸く盛ならんとするや、政府は之に應ずる爲め、明治二十年私設鐵道條例を制定し、鐵道を以て認可營業とし、其敷設に就ては線路の幅員軌道等に制限を加へ、運賃の最高率を定め、其徵收に認可を要せしめ、土地收用法其他の特權を

與ふると共に、軍事上交通上に就て義務を負はしめ、營業免許の際特に期限を定めたるものは、其満期の際に、又其定めなきものは、免狀下付の日より二十五年後に、政府に於て最近五箇年間の平均株式價格を以て買收するを得るの權利を留保したり。然も政府は敢て此買收條項を實行するの意思を有せざりしのみならず、明治二十五年の鐵道敷設法に於て、政府は全國の鐵道を完成する爲めに、線路を調査し、之を第一期并に第二期線に區別し、明治二十六年より十二箇年間利子五分以下の鐵道公債を發行して、漸次之を敷設し、又今後敷設す可き線路の爲め、買收を要する既成私設鐵道は政府に於て會社と協議の上、價格を定めて、買收するの權利を留保したるに拘はらず、曾て之を實行したることなかりき。加ふるに明治二十六年以後豫定線路中未だ着手せざる分の敷設を私設會社に許可したる爲め、日清戦後の好景氣と共に、私設鐵道會社は各地方に設立せられたる一方に、官設鐵道の建設費は物價賃銀の騰貴其他の事情より、當初豫定の資金(六千萬圓)に不足を告げ、數次之を追加して、三十三年度の追加二千六十八萬圓を合せて、全體に於て九千四百八十四萬圓に上り、財政の困難と共に、事業を後年に繰延べ、豫定の工事を進捗せしむる

能はざるに至れり。

即ち我國の鐵道政策には當初より確乎たる一定の主義を存せず、唯官民相并んで鐵道の敷設に當り、其普及完成を期したるものに外ならず。明治三十三年現行の私設鐵道法并に鐵道營業法制定せられて、從來の法規を統一したる際にも、敢て此方針に變更を加ふることなかりしが、日露戦争後遽に鐵道國有の説を生じ、同年法律第十七號鐵道國有法を以て、一般運送の用に供する鐵道は總て國の所有に屬することとし、私設鐵道の中に、北海道炭礦鐵道會社以下十七會社を指定し、買收價格は明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期に於ける會社の六營業年度間の建設費に對する益金の平均割合を買收の日に於ける建設費に乗じたる額を三十倍したる金額とし、買收代價は買收の日より五箇年以内に五分利付公債を以て引渡すことの諸點を規定し、明治三十九年以來買收に着手し、四十年四月を以て全部の買收手續を終了し、買收鐵道に對して交付したる公債は總額四億五千六百十九萬五千圓に上れり。而して買收鐵道に對する代償公債は鐵道國有法の實施後漸を以て發行せられたるが、日露戦争の結果として、既に増加したる我國の公

債は爲めに益々現在高の増加を來して、財政の信用程度を低下し、公債市價を壓迫すると同時に、鐵道株式の消滅は國民をして好箇の放資物を失はしめたり。然も政府が特別會計の下に、國有鐵道を經營するや、其規模の廣大なる結果として、動もすれば收支の均衡を缺くの機會多く、之に應ずるの必要より短期證券を發行し、爲めに民間金融市場を壓迫するの弊を免かれず。大正四年以後減債基金に二千萬圓の削減を加へ、一般會計に生じたる同額の資金を鐵道會計に貸付けて、一時の急を凌ぎ、六年度以後再び募債に依るが如き不安定の状態に居り、國有計畫當時國有の理由として主張せられたる貸率の整理低減若しくは未成線の敷設等は今日に於ては到底之を實現する能はざるなり。

(五) 財政に於ける鐵道の地位。元來鐵道は營利事業として、私人の經營に託するを得る性質のものなるが故に、國家が之を經營する場合に於ても、其方針の如何に依り、鐵道を利用して國庫收入の一段たらしむるは、敢て難しとせざる所なれども、各國が鐵道を國有としたる理由より云ふときは、決して鐵道を斯る目的に供用する能はず。蓋し鐵道國有の論據に至ては、其種類甚だ多しと雖も、最も有力なる

ものとしては、第一軍事上の理由、第二鐵道運輸統一上の理由に基づく議論を推さざる可からず。其論旨の要點を擧げんに、私設會社に於ては、營利の一點にのみ着眼して、鐵道業を經營するが故に線路を敷設するに當て、軍事上兵員并に糧食の輸送を必要とする地點の最近距離を通じて連絡を設けず、最多額の貨物乗客を吸収する爲め、常に幾多の地方を迂回するが故に、事變の際に運輸遲延し、車輛其他の設備も亦軍用に適せざるに至る可く、斯る危険を除くには、國家に於て軍事上の必要を參酌して、鐵道を國有とするの必要ありと云ふ。既に此趣意に據る以上は、國有鐵道は經濟上の必要に基かざるものなるを以て、到底之に依て普通私設會社の得ると同率の利益を收むる能はざる道理なり。又國有鐵道が充分利益ある線路のみを占め、之より純益を得たりとするも、一方に營業上損失を生ずる線路を敷設し、一方の利益に依て他方の損失を補償し、以て全國に鐵道運輸の便を普及せしむるの方針を取らざる可からず。蓋し私設鐵道に於ては、運輸機關の普及を便利なりとする地方あるも、其地方の經濟が鐵道會社に相當の収益を與ふるまでに發達せざる限りは、鐵道の敷設を見るの望ある可からず。然れども政府に於て公共の利

益を重んじ、收支相償はざるにも拘はらず、斯る地方にのみ鐵道を敷設せんか、私設會社は利益ある方面の線路を敷設するに反し、政府は損失ある方面の線路のみを維持せざる可からざるの結果を生じ、財政上の負擔堪へ難きに至るを以て、國家自ら一國全體或は其大部分の線路を所有經營し、或る線路より生ずる収益を以て、他方の損失を補ひ、國家を中心として全國の鐵道を統一し、其普及を謀るの必要ありと云ふ。鐵道國有の理由既に茲に在りとすれば、國家は或る線路より利益を得るとするも、之を以て不利益なる地方の線路を維持する費用を支辨せざる可からざるが故に、鐵道を國庫收入の手段たらしむる能はざるに至る可し。思ふに一國經濟の程度大に發達し、如何なる地方に如何なる目的を以て、鐵道を敷設するも、充分の荷客を吸收するに至れば、兎に角然らざる以上は、鐵道を國庫收入の手段とする能はざるは、其之を國有としたる理由に徴して、疑を容る可からざる所にして、若しも之を收入の目的に供用せんか、鐵道國有の利益を收めたるものと云ふ能はざるのみならず、財政上の關係に於ても、不良の影響なきを得ず。即ち鐵道を國庫收入の手段とするときは、鐵道運輸の便宜を受くる者に對して租税を賦課するに異な

らず。單に鐵道に搭乘し、鐵道に貨物の運搬を托し、又は鐵道の運搬したる貨物を消費するの故を以て、其關係者に課税するが如き、課税の標準宜しきを得たりと云ふ能はず。固より鐵道の如き、之を利用する者に特別の利益を與ふる運輸機關に於ては、享益者に料金を課し、其收入を以て經費に應ぜしむるは至當の處置にして、若しも料金の收入が營業費を補ふに足らずして、其不足を一般歳計に仰がんか、租税の收入を以て鐵道事業を維持すると同じく、其維持費を一般人民に課することと爲り、負擔の不公平を免かれざるは、鐵道を國庫收入の一手段としたる場合に異ならず。故に官有鐵道の經費は、其享益者をして負擔せしむるを至當とし、負擔の標準は、其收入を以て營業費并に鐵道建設の爲めに發行したる公債の元利金支拂に充つるに止め、此以上の收入は一切事業の改良擴張又は料金低減の資に投ぜざる可からず。

然るに此點に就て獨逸の實例を見るに、以上の原則は實際に行はれず。諸聯邦州中、鐵道の營業不成績にして、財政上に困難を感ずるものあると同時に、普魯西の如き鐵道業より多額の純益を收め、之を一般歳計に編入するものあり。今、千九百

十年末の統計に據り、普魯西以下重なる聯邦州に於ける鐵道會計の狀況を表示すにば左の如し。

	營業收入	營業費	純益
普魯西	二、〇四〇、四五九	一、七六八、五五六	二七一、九〇三
バイエルン	二、七八、七六七	一九五、五二四	七三、二四三
ザクセン	八二、一七七	六三、四六二	一八、七一五
ウキルテンベルヒ	一七二、二五〇	一三〇、八一七	四〇、四四三
バーデン	一〇一、三〇六	八一、二〇九	二〇、〇九七

營業收入の金額は各聯邦州共に大なるが如しと雖も、然も之を資本金に對比せんか、普魯西を除くの外他の聯邦州に於ては鐵道の純益を以て、公債の利子を支拂ひ、元金を償還するに足らず、常に累を一般歳計に及ぼしつゝあり。而して普魯西が斯く國有鐵道より純益を得て之を一般歳計に編入するは、政策上是認するを得べきものなりや否や。此點に關して或はコオン氏の如き、之を辯護し、鐵道の收益は主として富裕なる社會の負擔に歸するものなるを以て、之に依て純益を得るは

公共の負擔を公平ならしむるの一法たるを失はずとし、エーベルヒ氏も亦之に賛成し、無償又は國庫支辨の主義を以て交通事業を經營するときは、人民の負擔を不公平にするの嫌あり。蓋し交通事業の利益は一般に及ぶものに非ず。寧ろ或る階級に屬する人民營業上の利害に直接の關係を有するものなるを以て、租税を賦課すると同一の意義に従ひ、是等に料金を課して、一般歳計に編入するに憚る所なしとしたり。然れども之が爲めに鐵道の便益を社會に普及するを妨げ、鐵道交通上に幾多の缺點を現はしつゝあるは、掩ふ可からざる事實なり。畢竟普魯西の如き官僚政治の行はるゝ國に於て、斯の如き事實を見るは、敢て異とするに起らず、民主政治の國に於て、斯る事あらんか、必ず料金の低減を促し、鐵道をして社會公益の爲めに國有としたる目的を貫徹せしめざれば已まざるは、彼の濠洲殖民地に於ける官有鐵道の事例に徴するも甚だ明瞭なり。鐵道運賃の負擔を以て、富裕なる階級に歸するとするが如き、遊覽鐵道の乗客賃金に於て、然るのみ。之を以て一般の議論とする能はず。濠洲殖民地に於ける如く、國家の收入を以て、鐵道會計に於ける收入の不足を補ひ、鐵道の運賃率を殊更に低廉ならしむるは、鐵道の性質、道路

と異なり、其利益の一般に及ばざる以上は、負擔の不公平を招く所以なりと雖も、反對に國有鐵道より收益を貪るも亦取る可きの方策に非ざるなり。

Cohn-Das Verkehrsweisen, VI, IX.

Eheberg-Finanzwissenschaft, 18, 55.

H. R. Meyer-Government, Regulation of Railway Rates, Pt. I, Ch. III.

### 第三 運輸交通業——第二、郵便、電信、電話

郵便を官業とするの可なるに就ては、世間に何等反對の議論を聞くことなきが如し。蓋し今日の所謂郵便事業なるものは、單に信書の配達のみならず、書籍、印刷物、小包の配達并に送金、貯金の管理を概括し、現に我國の如き近時簡易保險業に及ぶに至れるが、是等の内にて信書の配達を除く外、他の事務に對しては、盡く民間に於て同種類の事業の競争あるを免かれず。現に明治三十三年制定の我國郵便法を見るに第一條に於て郵便は政府之を管掌すと規定し、第二條に於て信書の配達に限り、私人の營業することを禁止したるが如き、即ち此一例なり。斯く郵便に關する一部の事務は之を民間に於て營業せしめながら、尙ほ郵便事務の全體を

舉げて之を民間の事業とするの説なきは何故なりや。蓋し郵便事業のものたる、當初政府に於て官廳の間に往復する信書を配達する爲めに、郵便道路を設け、特に郵便馬車を配置して、其用に供したるに始まり、其餘力を割ひて漸次民間の信書をも引受け、以て今日に至りたる來歴あるを以て、事業の性質又は其發達の徑路に於て、自ら政府と分離す可からざる關係の存するものあり、加ふるに自由放任の學說が歐洲諸國の經濟社會を風靡するの以前より、既に官業として社會に現存し、人民に相當の便益を與へ來れるの一事の如き、之を民間の事業に移すの議論を抑制するに與て力ありたるや、論を俟たず。而して郵便事務は之を鐵道業務に比較するときは、其執行頗る簡單にして、一定の規律に準據して事務を遂行するを得べく、敢て複雑なる商業上の取引に干與するを要せざる其上に、日常幾多の人民に接觸するの結果、官業の通弊たる、事務の遲滯緩慢等に關しては、即時に世間の攻撃批評を受け、最も人民の監督を受け易きの地位に居り、隨て此點より事務の放活を期するを得べし。

以上の諸點は郵便事務が其性質上官業たるに適し官業として弊害少なきを得

る所以を證明するものにして、殊に鐵道國有の制度行はるゝ國に於ては、郵便事務の爲めに自由に鐵道を利用するを得るが故に、之に依て郵便行政費を節約するを得べく、又政府事業とするときは、最も確實に信書の秘密を維持するの利益ある可し。而して斯る利益の外に、時勢の必要に應じて、郵便事務を改良擴張せんとするには、官業とするに非ざれば、爲す能はざるの理由あり。即ち郵便は鐵道が運輸の方面に於けると同じく、交通の方面に於ける重要な機關にして、社會の公益を擧げんとするには、主として其普及を計畫せざる可からず。而して其普及の要件としては、料金を低廉にし、又料金の徴收、郵便物取扱の方法等を畫一ならしむること、に重きを置かざる可からず。今日各國に行はるゝ慣例に據れば、郵便料金は郵便物の發送地と接受地との間に於ける距離の遠近を問はず、單に其重量又は種類に依て之を定むるを常とす。蓋し郵便事業に要する費用は郵便物の發送と接受とに要する所多くして、發送地と接受地との間に於ける運搬費は比較的少額に過ぎざるが故に、發送地と接受地との距離如何は料金を定むるに當て重要な關係を有せず。茲に於てか、總て全國を通じて料金を均一にし、以て未開地方にも郵便を

普及せしむるの制度を生じ、更に本國殖民地間、關係の密接なる國際間に及ぶに至る。隨て此均一主義の料金制度を取る場合には、必ず商業の繁昌せる地方の利益を以て、未開地に於ける損失を補填せざる可からず。是れ國家に於て全國の郵便事務を統一し、殊に各種事務中最も重要な信書の配送を獨占すること、現行の料金制度と相並んで必要なる所以にして、若しも現行の料金制度に於て、私人をして郵便事業を經營せしめんか、未開地には敢て郵便事務を普及せしめず、又之を普及せしむるには均一主義の料金制度を打破し、未開地方に限りて料金を高くし、結局其地方の住民又は之と通信する人民の負擔に堪へ得ざる程度に之を上らしむるに至るやも知る可からず。或は國家の監督は能く斯る弊害を防遏す可しと云はんか、然らば官業として國家自ら經營の衝に當ること、監督の手数を省くの一點に於ても利益する所ある可し。鐵道を私營とする國に於て、尙ほ郵便事業は必ず之を官業とするの理由、全く茲に存すと云ふ可きなり。

以上の關係より、今日文明國は必ず郵便事業を擧げて之を官營とし、又其公益に關係する所多き事實に顧みて、收支相償ふ限り、郵便の料金を引下ぐるを以て、大體



の方針とするもの、如し。今各國が郵便事業并に之に關聯して、經營する電信電話事業の收支に關する統計を擧ぐ可し。

	收 入	支 出	純益又は純損
英吉利	(一九一五年) 三三,九〇〇,〇〇〇 <sup>磅</sup>	二六,六一三,〇〇〇 <sup>磅</sup>	七,二八七,〇〇〇 <sup>磅</sup>
佛蘭西	(一九一四年) 五九,九六五,三〇〇 <sup>法</sup>	六三,六三五,一三五 <sup>法</sup>	一三,六七九,八三五 <sup>法</sup>
獨 逸	(一九一六年) 八八,一三八,五〇〇 <sup>馬克</sup>	七四三,一九八,六七一 <sup>馬克</sup>	一,三八〇,八九八,二九九 <sup>馬克</sup>
日 本	(大正四年) 五九,四四七,四三四 <sup>圓</sup>	三三,五三九,五八三 <sup>圓</sup>	二五,九〇七,八四二 <sup>圓</sup>

備考 千九百十四年佛國に於て支出の收入に超過したるは歐洲戰爭の爲めに領土の一部を侵略せられ國內亦動搖したるの結果にして平生の狀態は之と反對なり。

今日諸國に於ける郵便の料金は殆ど其最低限度に達せるにも拘はらず、郵便事業より相當の純益を收むるは畢竟人口の増加、商業の繁昌に基き、收益遞増の原則の作用を現はせるものに外ならず。唯、合衆國の郵便事業は從來久しく收支相償はざるの地位に居り、近年漸く其平均を得るに近しと雖も、尙ほ千九百十二年度の

如き、二億八千七百二十四萬弗の支出豫算に對し、收入の之に及ばざるもの百八十一萬一千弗に上り、他の收入を以て之を補足せるが如き、其原因を案ずれば、畢竟同國が歐洲の舊國と同一の程度まで料金を引下げながら、一方に國內の人口極めて稀薄なる地方に對しても、斯る低率の料金を以て、郵便事業の便益を普及する爲めに、是等地方に於ける事業の損失に依て、全體の收入を減殺せらるゝ爲めに生ずる結果に外ならざるものなり。

電信電話業は郵便事業の副業と爲る可きものにして、是等事業を統一して經營せんか、大に行政費を節約するを得るの道理なれども、尙ほ國に依りては、郵便事業を官業としながら、電信電話を私立會社に委するものあり。米國の如き然り。又英國に於ては從來電信を官業とし、郵便局の一事業としたるに拘はらず、電話は國民電話會社(The National Telephone Company)をして管理せしめ、千九百一一年並に千九百五年に至り、政府は千九百一十一年を以て同會社の財産を買收す可きことを約定し、同年政府は電話買收并に今後の事業擴張に要する資金として、公債を發行し、買收の手續を了したり。斯く電信、電話の二事業に對しては、郵便に於けるが如く各國

の政策に統一を得ざりし跡を存したるは何故なりや。蓋し是等の二事業は郵便業と異なり、其建設維持に固定資本を要すること甚だ多く、又一旦民業として經營し來り、年所を経たるものを政府に於て買收する場合には、既得權保護の爲めに、固定資本に對して高價を支拂はざる可からざる上に、官業としたる曉には、其事業の性質より云ふも、將た又民間の希望より云ふも、到底高額の料金を課するに難し。現に英國電信事業の如き此兩方面の關係より郵便事業に於けるが如き財政上の成績を收むる能はず。試に其統計を擧ぐれば左の如し。

	收 入	支 出	支出超過
一九〇八年	三、一〇〇、九四〇	四、一七三、八八三	一、〇七二、九四三
一九〇九年	三、〇九九、七二七	四、一九一、五一一	一、〇九一、五一一
一九一〇年	三、一六六、八七五	四、二五七、二六四	一、〇九〇、三八九
一九一一年	三、一六八、七八九	四、三六二、一九七	一、一九四、四〇八

隨て米國の如きは全く手を電信業に觸れず、其經營を私立會社に一任せり。電話を民業とし、或は地方自治體の經營に托する國あるが如き、亦同様の事情を斟酌

するが爲めに出づるものなる可し。

此外道路運河の如きも、或る時代には國家の所有に屬し、財政上の用を致したることあれども、近代の財政に於ては深く關係する所なく、殊に運河の如きは、私人の企業に依るもの多きを以て、之を略し、以上論じたる官業の全體に就て議論を結ばんに、社會の公益を目的とする官業は飽くまでも當初之を官業としたる根本の理由に顧み、國庫收入の手段とすることを避け、公益の普及を謀らざる可からずと雖も、其事業の多くは何れも商業上の取引に關係し、且つ國家の獨占到屬するが故に、國家に於て國庫收入の見地より、是等事業を經營する方針を立つるときは、之を通じて獨占到業に伴ふ最多額の収益を徵收し得るは容易の業なる可し。國家が財政に窮乏を告げ、租税に依て收入を得るに困難を感ずるに至るや、往々にして斯き手段を弄して、一時財政上の急要に應じ、以て經濟社會に不良の影響を及ぼすに至るを免かれず。而して此種の收入は其私經濟的收入にして、國家自ら所有する資金を利用し、又其勤勞を使役して得るの關係より、之に對する財政上の監督自ら嚴重ならざるを常とするが故に、國家が右の方針を以て官業に臨まんに、財政の破綻、

國民經濟の困難共に此點より發生することなきを保す可からず。斯る危険を防遏するには、社會公益を目的とする官業の會計は之を一般會計より分離せしめて、獨立特別の會計とし、官業に純益を生じたりとすれば、之を擧げて事業の改良擴張又は料金輕減の資に供せしめ、他に之を使用せず、官業擴張の爲めに要する公債の元利金の如き、右の純益より又辨するを以て歳計編成上の一原則とせざる可からず。立法部に於ける財政監督權の薄弱なる國に於て、特に此必要あるは論を俟たざる所なり。

## 第四 普通商業

以上國家が社會の公益を目的として各種の事業殊に製造工業、運輸交通業等を經營する場合に就て立論したるが、國家が更に同一の目的を以て純然たる商業を經營することあり。此點に關して今日最も議論あるは、國家が自ら銀行業を營むの可否是れなり。元來政府は國庫金を保管し、其收入を取扱ひ、公債を管理するが如き職務を行ふが爲めに、恰も銀行の行ふと同一の業務を爲さざる可からざる場合あり。從來行政事務の便宜上、是等の事項は總て之を普通の銀行殊に中央銀行

に托して、其管理又は取扱に當らしめたるが、今世上に議論の種子と爲れる國有銀行の説は必ずしも國家をして是等の職務を行はしむるの必要に胚胎したるものに非ず。又國家に於て最も巧妙に是等の職務を遂行するを得べしとの論據より來れるものにも非ず。唯近年紙幣發行銀行が中央の大銀行に統一せられ、金融市場に重大の勢力を及ぼすに至れるより、之を官業として、紙幣の發行を國家に掌らしむること、公益を擧ぐるの道たる可しとの説に基くものなり。即ち國有銀行制度の論據とする所は、(一)株主たる私人の出資に成る私立の銀行よりも、國有銀行は公共の必要に應ずるに勉む可し。(二)紙幣發行より生ずる利益は國有銀行の下に於ては、私人の所有に歸せずして、國家の所有に歸し、容易に之を社會全體に分配するを得べしと云ふの諸點に在り。而して其弊害としては、(一)國有銀行は一國の財務行政に對して、獨立の地位に立つ能はず、常に財政上の關係に依て營業を左右せらる可し。(二)國有銀行は議會に多數を占むる政黨に從屬し、其慾望を充すの具たる可し。(三)外國の侵襲を受けたる際に、國有銀行の財産は敵國に依て掠奪せらるる危険あることを擧ぐるを得べし。是等の理由に據り、露西亞、瑞典兩國に於ける

の外、國有銀行の制度は他に行はれず。唯今日貯蓄銀行は細民の貯蓄金を保管運用し、營利の觀念よりは寧ろ慈善公共心に依て其營業を行はざる可からず。隨て營業資金の運用に就ては、其最も安全確實なることを要し、之を運用して得たる利益は多く之を預金者自身に頒たざる可からざるが故に、普通の營利業者をして之に當らしむるよりは、國家の事業とすること安全確實なるの理由に基き國家をして貯蓄銀行を經營せしむるの事例あり。又彼の生命保險業の如き、同一の見地より、之を國家の事業とするの説あり、現に伊太利の如き千九百十二年四月の法律を以て、生命保險を官業としたるの例あるのみならず、勞働者保險に至ては、保險料の一部を國家に於て負擔するの結果、當然國家の事業と爲るは論を俟たず。彼の國家又は公共團體の經營する簡易保險業の如きは、普通の營利業者の取扱ふことを好まざる小額の保險を行ひ、其利益を細民に及ぼすことを期するものなり。

### 第六節 國庫收入を目的とする官業

以上擧げたる社會公益を目的とする各種の官業と異なり、國家が國庫に收入を

得ることを目的として事業を經營する場合あり。即ち國家が官業の下に製造し、又は其他の方法に依て收得したる貨物を生産費又は原價以上に賣却し、原費と賣價との差を國庫の收入に充つるものにして、要するに是等の事業を民間營業者の競争に委し、事業の収益又は製作物を課税目的物として、以て收入を得るよりは、官業とする方、國庫に多くの利益を收め得る場合に於て始めて之を行ふの理由を生ず可きなり。既に此種官業の目的とする所、此一點に外ならざる以上は、國家は單に專賣即ち獨占的賣却を行へば即ち可なり。而して此專賣を行ふに先だち、國家自ら貨物の製造を爲すか、民間に於て製造せられたる貨物を買入れ、原價以上に之を賣却す可きかの問題を生ず可し。即ち此種の官業に於て、國家自ら原料品の生産、貨物の製造、既製品の販賣等商工業上に必要なる總ての課程を行ひ、所謂全部獨占の形態を取るか、將た又は是等課程の中にて、適當と認むる一二のものを行ひ、所謂一部獨占の形態を取る可きかの問題を生ず。此問題は是等方法の孰れに據れば、最も容易に多額の収益を國庫に收め得るや、一に國庫收入上の便宜如何に依て解決を下すの外なしと雖も、尙ほ當該事業の性質種類に依て多少趣を異にするもの

ありとす。

以上の問題を論定するに先だち、從來各國に於て如何なる種類の專賣事業が行はれたるかを観察せんに、元來此種の官業たる、往昔公共經濟と私人經濟との區別明確ならず、君主が自己の權勢を以て、國民經濟に臨みたる際に、租税の徵收に代る一種の方法として、行はれたるものにして、隨て古來專賣事業の目的物と爲れるものは、其數に於て敢て少なしとせず。

第一鹽。鹽の製造販賣は上世紀より中世紀に至る間、各國が獨占の官業として着手したるものにして、史家モムセン氏の所説に據れば、羅馬共和國に於ては、始め民間に投機熱起りて鹽價暴騰したる爲め、政府に於て消費者の利益を保護するの趣意を以て、官業としたるに、其後帝國に於て之を財政上の便宜に使用し、大に民間の苦情を惹起したることあり。次に著名なるは佛蘭西に行はれたる專賣制度所謂 *Gabelle* なるものにして、政府は單に鹽の專賣を行ひたるのみならず、全國を五區に分畫し、各地方繁昌の程度に應じ、鹽一クインタルに付き最高六十二法より最低二十一法十二を上下する異なる價を以て、之を賣却し、且つ一家族の人頭を標準と

し、年齢八歳以上の者には消費の量を定めて、其消費を強制したり。鹽の如き日常の必需品に對して、妄に賣價を引上げ、然も其消費を強制するが如き、消費者に對して最も不公平なる負擔を加ふるものにして、一種の人頭税と同じく、人民殊に細民に苛酷の影響を及ぼすのみならず、各區畫に對する賣價の異なる結果として、各區畫間に鹽を密輸するの風盛に行はれ、之を防遏する爲めに、要する費用手數も亦輕少なるを得ず。種々の弊害を暴露したるを以て、*ヴォーバン*、*チュルゴ* 等 *フキジ* オクラット派の學者は盛に其非を鳴したる爲め、千七百九十年に至て、漸く其廢止を見るに至れり。

Mommsen, *History of Rome*, Dickson's Translation, Vol. I, p. 374, II, p. 323.

A. Smith, *Wealth of Nations*, Bk. V, ch. II, IV.

此他普魯西の如きも、千八百十六年より同六十七年北獨逸同盟の成立するまで、鹽業の獨占を行ひ、*ウキルテンベルヒ*、*バロデン* は政府自ら鹽の生産を掌り、*バイエルン* は生産并に販賣を營みたるの例あり。而して今日に至るまで現に此事業を國家の獨占とするは、*奧地利*、*伊太利*、*瑞西* の諸國にして、日本も亦鹽に對して專賣を

行ふ。思ふに伊埃兩國に於ては、國家自ら鹽礦を所有し、其採掘を行ふが故に、之に關聯して其產物を賣却するは自然の情勢と見る可く、而して他に之に代る可き適當の財源を得ざるの結果、其產物の賣却に就て國庫に於て利益を謀り、以て其一財源に充つるものなる可し。支那の鹽專賣も亦漢以來行はれ、清は明の遺制を行ひたるものなり。モールス氏の計算に據れば、支那に於ける鹽の消費高二千五百萬擔、其代價八千百萬兩、此内六千四百萬兩は專賣收益に屬すと稱せらる。

英國の如きは國民生活の必需品又は製造工業の原料品に對する課税は自由貿易政策との關係上、夙に之を免除し、是等の貨物に對しては一切之を自由の地位に置くを以て財政上の主義とし、年來之を實行して、淪る所なし。斯る國の見地より觀察するときは、伊太利、埃地利又は日本の如き文明國に於て鹽を專賣の目的物とし、之を介して國庫に收益を徴する政策の行はるゝに就ては、頗る奇異の感なきを得ざるが如く、現に英國に於ては千八百三十年以來鹽に對しては、如何なる形態を以てしても、之に課税したることなく、之が爲めに生計の必需品たる方面に於ては消費者を利益し、原料品たる方面に於ては化學工藝を奨励するの効果を來したる

こと明白の事實なり。是等の點より云ふときは、鹽を國家專賣の目的物とするが如き、決して認許す可からざる所なるや論なしと雖も、他の諸國に於ては歲出の膨脹頗る急劇にして、一方に歲入の増加之に伴はず。隨て之に應ずる財源を求むるに當り、私人經濟より收入を徴する場合に、比較的弊害の少なきものを選択して、之に依頼するの事情なしとせず。換言すれば國民多數者の消費に供せられ、又課税の目的物たるに適當する奢侈品、日用品の類にして之を求むる能はざるときには、必需品又は原料品の中にて弊害の少なきものを選び、之を課税又は專賣の目的物とするの外に適當の手段なきが如し。此點より云ふときは、鹽の如き其絶對的必要品たる關係より、消費の量に増減の變動少なく、且つ消費の範圍頗る廣汎なる貨物は之を課税又は專賣の目的物たらしむるの理由なしとせず。而して伊太利の如き國に於ては化學工藝の用に供せらるゝ鹽の高は敢て多からず、又特に之に對して負擔を除くの方法ある等自ら鹽を專賣の目的物たらしむるを辯護するの理由備はれるのみならず、伊埃兩國に於けるが如く、之に依て多額の收入を得んとするに於ては、物産税としては徵收上甚だ不便利なるを以て、勢專賣法を行ふに至るも

のなる可し。佛蘭西獨逸が專賣法を改めて、物産税を賦課するに至れるが如き、要するに或る程度までは等の國に於て財政上國庫收入を輕減するの餘裕を得たる結果に外ならざる可し。

我國に於ける鹽專賣法は明治三十七年法律第十一號に據るものにして、其要點を擧ぐれば左の如し。

第一、鹽は政府の許可を受けたる者に非ざれば製造するを得ず。

第二、鹽は政府又は政府の命を受けたる者に非ざれば、之を外國より輸入し又は本法を施行せざる地より移入するを得ず。

第三、鹽は政府の定めたる賠償價格に依て、政府に收納す。而して鹽の品質は鑑定人之を鑑定す。製造者にして、異議あるときは、再鑑定を求むるを得。

第四、政府は一定の數量以上を限り、鹽を賣渡す。政府より賣渡したる鹽に非ざれば、所有所持又は消費するを得ず。

第五、政府が鹽を賣渡す定價は賠償價格に一石につき金二圓五十錢又は百斤につき一圓四十八錢の割合の金額を加算したるものを超過するを得ず。

第六、外國に輸出するもの、命令を以て指定せる用途に使用するものには、特別の定價を以て、鹽を賣渡す。

第七、鹽製造者は製鹽の方法、地域、段別、一年產出高の見込を政府に届出づ可し。鹽製造業と賣買業とは之を兼ねるを得ず。政府は鹽の製造、包裝、納付の場所、期日、運搬通路等を指定するを得。當該官吏は當業者の帳簿、營業の場所を檢査し、運送中に在る鹽を檢査し、必要ある場合には之を封印し、鹽の運搬を停止するを得。

右の規定に據り、明治三十八年六月一日より施行せられたるが、實施の初年度には天候不良にして、降雨多く、產額著しく減少したり。即ち左の如し。

明治三十五年 一、〇〇七、二四三、四三七斤

明治三十六年 一、一一九、六七一、六一八

明治三十七年 一、二九二、五五四、八五二

明治三十八年 七三六、三三一、四二七

產額の減少、斯の如くなりしを以て、三十八年の秋季に至るや、鹽の小賣價格は著

しく騰貴し、細民を苦しむること甚だしきに至れり。茲に於てか、此弊害を防遏せんが爲め、專賣法第二十二條を修正し、大藏大臣は鹽の價格に制限を加ふるを得ることとし、以て一時の急に應ぜんとしたり。而して翌三十九年度には天候佳良の爲めに鹽の産出高は著しく増加し、斯く増加したる鹽を國庫に收納するときは、賠償金の支出のみ多くして、収入を減少するの恐あるを以て、政府は同年以後鹽の新規産出を抑制するの已むを得ざるに至れり。以て鹽專賣法の實施圓滑ならず、官業收入の歲計上に深く依頼するを得ざる事情を知るに足る可し。現に税法審査委員會の如き、明に鹽專賣法の缺點を認め、左の數點を以て最も急要なる改良法としたり。

- 一、鹽の賣下價格は成る可く漸次全國劃一たらしむるを期すること。
- 二、全國必要の地に官設販賣所を増設し、鹽の供給を簡便潤澤ならしむること。
- 三、漸次貯鹽倉庫を増設し、尙ほ必要の場合には、臨時民家を借入れ、何時にても鹽の收納に妨なきを期すること。
- 四、鹽の賠償價格は毎年十二月中に於て、其翌年に適用す可きものを豫告し置き

少なくとも一箇年間は特殊の事情あらざる限り、成る可く之を變更せざるの方針を取ること。

#### 税法審査委員會審査報告第十八章第一款參照。

右改良計畫中、其一二は現に行はると雖も、鹽價は依然高率に居れり。專賣法施行前と施行後の今日とを比較し、鹽價が概して三倍の騰貴を示せるが如き、固より一般物價騰貴の勢に依るものありと雖も、尙ほ專賣法に於ける賣下價格の高きに失するを以て、其原因とせざる可からず。大正三年度に於ける鹽專賣の收入は二千六百二十九萬餘圓に、益金は九百七十九萬餘圓に上れりと雖も、鹽が食料品たるのみならず、化學工業の原料品として、硫酸、曹達、鹽酸、曹達灰、苛性曹達、鹽素、水素の製造に直接の關係を有し、而して斯業の發達を奨勵するの必要ありとせんか、鹽專賣法の如き、之を廢止するを以て、必要の處置なりとす可し。

第二、煙草。煙草は其發明以來直に課税の目的物に供せられ、佛蘭西に於ては、千六百七十四年コルペールの計畫の下に、之を政府の專賣とし、政府に於て煙草の輸入、生産、製造販賣等一切の手續を掌り、其後或は之を民間事業家に請負はしめ、或は



政府に復歸せしめ、以て革命の當時に及びたり。而して千七百九十一年の國民會議は種々の議論を盡したる後、政府專賣法を廢止することを決定し、從來或る地方の外煙草を耕作することを禁止したる制限を撤去し、單に外國輸入の葉煙草のみ課税したり。是れ重農學派の實際的方面に於ける勢力の然らしめたるものとす可し。其後革命第七年の法律を以て、内國の製造煙草に課税し、其賣買にも課税することゝしたるが、不正の手段行はれて、種々の不始末を現出し、収入は僅に二千萬乃至二千百萬法を上下するのみにして、此以上に達したることなく、千八百九年には却て千九百萬法に減少したるを以て、再び專賣法を採用するの說を生じ、千八百十年の法律を以て、此議を決定したり。是れ實にナポレオンの意見に基きたるものにして、其後幾回の政變あり、又千八百三十五年には此方法の利害を研究し、期限を付して之を繼續することゝ爲れるに拘はらず、專賣法は今日に至るまで存続し、依然として淪る所なく、近年煙草專賣の収入は久しく四億法臺に居れるが、千九百十年以後は五億法を超過し、千九百十四年には五億一千七百萬法に、千九百十五年には歐洲戰爭の影響を蒙れるも、尙ほ五億二百萬法を數へ、官業中の主位を占む。

今、同專賣法の要點を擧げんに、葉煙草の耕作は政府監督の下に、私人に於て之を行ひ、政府は私人の收穫したる葉煙草を買入れ、自ら之を製造したる後、適宜の價格を定めて市場に賣却する仕組にして、葉煙草の耕作を望む者は毎年三月一日以前に其旨を政府に届出づるや、政府は供給の過剰を生ぜざる程度を計量して、之を許可し、此許可の下に耕作せられたる葉煙草は政府に賣渡すか、又は外國に輸出するか、孰れか一を擇ぶ可く、此以外の方法に處分するを許さず。政府は毎年一月一箇年間を通じて施行す可き葉煙草の賠償價格を公定し、十一月一日より三月一日に至るまでの間に、耕作者より收納するに隨て、之を倉庫に貯藏し、隨時官設工場に引渡して製造し、其後既製品の品質に依り、價格を定めて卸賣人に賣渡し、其間に收益を得るものなり。

我國に於ても明治二十九年戰後經營に處する一財源に充つる爲め、煙草税より收入を増加するの必要を認めたるが、從來課税法として行はれたる煙草に對する印紙税法に於ては、税率を引上ぐるに隨て脱税者を増加し、到底完全に增收の目的を達する能はざるの事情を存したるを以て、茲に印紙税法を廢止して、葉煙草專賣

法なるものを施行することゝしたり。即ち政府は全國の煙草耕作を監督し、耕作者は總て政府の特許を受け、葉煙草の收穫前并に乾燥後に政府の検査を受け、然る後に之を政府に納付す可く、他人に譲渡し、又は消費するを得ざることゝし、政府は全國の葉煙草を收納したる後、煙草製造業者に之を賣渡し、仲買人の地位に立ち、中間に利益を收めんとする方法を取り、其後更に葉煙草を耕作す可き畑の反別を制限するの規定を置き、之に依て葉煙草の收穫高を制限し、其收穫増加の爲めに、賠償金の支出を過剰ならしむることなかる可きを期し、種々の點に嚴密なる規定を置きたれども、葉煙草の密賣は盛に各地方に行はれ、政府に於て之に對して充分なる取締を施すを得ず。葉煙草の賣下價格を引上げれば、引上ぐるに隨て、密賣の弊害甚だしく、之が爲めに毎年収入の現計は豫算に對して著しき相違を示せること左の如し。

葉煙草專賣收益金

年	現計	豫算
三〇	二九二、一四二	八五九、六九八

三一	五、一四五、九九九	七、八〇〇、〇〇〇
三二	七、五五九、五三四	九、四六九、四七四
三三	七、二四四、一五九	八、九二六、三〇九
三四	一〇、八六六、七〇〇	一二、八一四、二九八
三五	一一、五〇〇、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇
三六	一四、八九八、二九一	一二、六〇六、〇一二

茲に於てか、政府は煙草に對する國庫の收入を増加するには、葉煙草專賣法に對して、更に一步を進め、製造煙草專賣法を行ふの外に道なしとし、明治三十七年四月之に關する法律を制定し、同年七月以來實施することゝしたり。其要點を見るに、政府が耕作者の收穫乾燥したる葉煙草を收納し、之に賠償金を交付し、耕作上に干渉を加ふるの諸點は、葉煙草專賣法に於けると異なる所あるを見ず。唯煙草專賣法に於ては、煙草の製造は政府に專屬するが故に、政府に收納したる葉煙草は政府自ら製造し、定價を以て政府の指定したる元賣捌人又は小賣人に賣却し、定價を以て之を消費者に販賣せしめ、輸出の用に供する煙草は特別の定價を以て賣却する

ことゝしたり。而して煙草專賣法實施に際し、當業者の所有せる器具、原料品、建物敷地等は政府に於て當業者と協議の上、賠償金を與へて徵收し、製造業者には明治三十五年より三十六年に至る二箇年間の平均煙草賣渡代金の二割に相當する金額を交付し、建物又は敷地の全部を買上げられざりし者には、更に右交付金の六分の一を増加し、賠償金交付金は總て國庫債券を以て交付することゝしたり。固より、煙草の如き一般嗜好品に專賣法を適用したるものなるが故に、其收入の高は著しく、當初年額三千二百萬乃至三百萬圓を上下し、近年は一般社會の發達に伴ひ、六千萬圓内外に達するに至りたれども、一方に煙草の品質粗惡と爲り、品質に比較して賣價の高きは勿論、明治四十年末には財政上の必要より賣價に三割の引上を行ひたる一方に、外國市場に對しては特別の定價を以て販賣するに拘はらず、販路の擴張意の如くなる能はずして、官業に伴ふ弊害は煙草專賣法に於て遺憾なく發揮せられたるものゝ如し。唯毎年五千數百萬圓の益金あり、他の方法を以て、同額の收入を徵收することの困難なるが故に、維持せらるゝのみ。

此他塊地利匈牙利并に伊太利に於ても製造煙草の專賣行はる。獨逸に於ては

從來煙草專賣の議あれども、既に民間に有力なる製造業者のあるあり、當業者の既得權を重んじ、之に充分なる賠償金を交付して、製造權を買收するに於ては、之より生ずる財政上の負擔重くして、損得の關係未だ明ならざるの理由に依り、今日に至るまで實行せられず。要するに煙草は一種の奢侈品にして、假令ひ衛生上有害ならずとするも、決して有益なるものに非ず。且つ國民一般の消費に供せられ、加ふるに之を消費するは概して納稅力を有する者なるを以て、課稅の目的物として適當なるは論を俟たず。然も之に重率の消費稅を課するときには、自ら脫稅の弊害を甚だしくするの恐あるを以て、其取締の必要上、政府の專賣とするは、收入を増加するの便法たるを失はざる可しと雖も、官業一般の弊害は到底之を免かる能はずして、品質の粗惡に流るゝと共に、內國消費者には高價にて喫煙を強ひ、外國に對しては販路を失ふに至らざるを得ず。然も之を維持するには、内地市場に於ける獨占代價の徵收を以て、外國市場に於ける低廉なる代價を補うを必要とし、外國消費者の爲めに、內國消費者の負擔を加重するの結果を生ず可きなり。

第三、樟腦。樟腦專賣は臺灣に於て、明治三十二年來實施せられ、民間に於て製造

したる樟腦并に樟腦油は總て之を政府に收納し、請負商人をして之を外國に輸出せしむることゝしたり。蓋し樟腦は藥用、防蟲用、無煙火藥製造の原料として既に相當の需要ある上に、近年セルロイドの原料として廣く海外に需要せらるゝに至りたれども、其產出地は甚だ狭く、僅にマストラ、錫蘭等に於て少額の產出を見るの外に、殆ど數ふるに足るものなく、隨て事實に於て臺灣獨占の產物たるものなり。故に之に專賣法を適用するときは、財政上相當の收入を得るの困難ならざるは、論を俟たず。唯政府は明治三十二年以來臺灣に限り、專賣法を施行し、之を内地產の樟腦に及ぼさずして、其產出販賣を自由にしたるが爲め、内地產の樟腦は當時著しく衰微の状態に居れるに拘はらず、爾後漸く復活の狀を呈し、遽に其產出高を増加し、海外に於て臺灣の樟腦と競争するの地位に立ち、爲めに臺灣に於ける樟腦專賣法の施行を困難ならしめんとするの形勢を馴致したるを以て、明治三十六年十月以來内地產の樟腦にも亦專賣法を施行し、以て双方の權衡を保たしむることゝしたり。斯く樟腦は臺灣の獨占產物たる關係より、專賣法の施行は甚だ容易なりしが、近年に至り、支那樟腦、人造樟腦、マンノール等の競争品現はれ、樟腦の市價低落す

るの傾あるを以て、專賣法に依て收益を得るは次第に困難を加ふることゝ爲る可く、又内地の專賣法は臺灣の專賣法に對する補助的の制度に過ぎざるを以て、固より之に依り大なる收入を期す可きに非ず。益金年額十數萬圓に充たざるが如き當然とす可し。

以上我國專賣法の目的物たるものに就て、内外の事例を挙げたるが、此外專賣法の實例を擧ぐれば、印度并に臺灣に於ける阿片專賣、露西亞并に瑞西に於ける酒精專賣、佛蘭西の燐寸專賣、普魯西、サクセン、漢堡、西班牙、奧地利、匈牙利、伊太利諸國に於ける富籤專賣の如き、何れも茲に掲ぐるに足る可し。此内露西亞の酒精專賣に就て説明せんに、同國に於ては從來酒精より收入を得る爲めに、種々の方法を取り、千八百六十二年十二月以後は酒精醸造の器具並に醸造高を標準として、定額の税金を賦課したるが、アレキサンダー三世の治世に至り、政府は酒精を政府の專賣とするを以て、經濟上並に財政上に利益ありとし、千八百五十五年時の大蔵大臣ブングに命じて、之を實行せしめんとしたるが、果す能はず、纔に農民が酒舖に所得の大部分を奪はるゝの弊を抑制する爲めに、後者に制限を加ふるに止まれり。其後ウ

キツテが大藏大臣に就任し、財政上酒精に對する國庫の收入を増加するの必要を生じたるが爲めに、終に其專賣法を行ふに至れり。而してウキツテは專賣法を行ふに當り、第一酒精の營業に私人の營利關係の干渉することを避け、利害の關係なき官吏をして、其販賣を營ましめ、第二酒精の飲用は専ら各家庭内に於て之を行はしむることを奨勵し、第三酒精の品質を改良し、第四各地方に禁酒會即ちクラトリアを設立し、其努力に依て禁酒の風習を盛ならしむるの方針を取ると共に、一方には總て信用勘定を以て酒精を賣却することを禁止し、其醸造は私人に行はしむるも、政府に於て毎年醸造高を一定し、專賣法發布前三箇年間の醸造高中、最高額を越ゆるを許さず、之を超へて醸造し、或は新に醸造場を開設し、或は休業中の醸造場を再開するときは、何れも政府の許可を要し、酒精の小賣は政府自身に行ふか、又は信用ある酒店をして行はしめ、食物を供せざる店舗が其店内に於て消費する爲めに、酒精を賣却することを禁止し、先づ試験の爲め千八百九十四年ベルム、ウファ、オレンブルグ、サマラ地方に施行したるを始めとして、漸次他に及ぼし、千八百九十七年末にはトランスコーカシア、トルキスタン、トランスカスピヤ、セミレチンスタク

に沿海州各地方を除くの外、盡く其適用を見るに至れり。故に立法の趣意より云ふときは、露國の酒精專賣は國庫に收入を得ると共に、節酒の風を盛ならしむるの目的を藏するものにして、現に政府が近年禁酒會に交付する事業補助費は三百萬ルーブルを數ふる次第なるが、果して是等二箇の目的が如何なる程度まで兩立するや、甚だ明ならず。酒精專賣の收入が近年永く七億ルーブルを上下し、千九百十三年九億ルーブル(事業經營費二億三千六百八十萬ルーブル)の巨額に上るが如き節酒の目的を達するに遺漏あるを示すものと云ふ可し。然るに千九百十四年歐洲開戦に際し、政府は其前より禁酒に依て、農民の勞働力を大ならしめんとするの說の行はるゝに顧み、動員中酒精の賣却を中止したるが、同年十月二十六日を以て、自今永久の計畫として酒精の賣却を廢止し、以て國民道德の改善、兵卒風紀の維持に資するの手段に出で、爲めに生ずる收入の缺陷は貨物運送税の賦課、郵便賃率の引上等を以て之に當ることゝしたり。

Sołofsky: Das staatliche Branntweinmonopol in Russland. Finanz Archiv 25, 1.

A. Sherwell: The Russian Vodka Monopoly.

以上は近代の財政殊に我國の財政に於て、專賣法の目的物として選擇せらるゝ貨物を舉げて、其財政上に於ける關係を論定したるものなるが、之を通覽するに專賣法は國庫に私經濟的收入を徵收する特別の手段に外ならざるの事實を認むるを得べし。故に專賣法を適用す可き貨物を選択するに當り、其成效を得んとする以上は、課税の目的物として適當なるものを標準として、取捨を決す可きこと論を俟たず。然らば一步を進め、同じく國庫收入の目的物として、適當なる貨物なるに、或る場合には之に賦課するに物産税を以てし、又或る場合には之に專賣法を適用するは如何なる事情に基くものなるや。今、是等の事情を概言するに、第一税率が著しく高度に上れる場合には、物産税を賦課するよりも、專賣法を適用すること徵收上の作用をして容易ならしむるの道たる可し。第二民業の下に於て、政府が其事業を監督し、以て貨物の品質を維持せしめんとするときには、事往々にして困難なる場合あり。税率が高度に上れる場合には、當業者は自然貨物の品質を劣等にして、租税の負擔に當らんとするが爲め、殊に此困難の甚だしきものあれども、專賣とする時には之を除去するを得べし。第三物産税の下に於ては、政府が貨物の品

質を檢定し、精密に其優劣の程度に應じて課税すること困難なれども、專賣法の下に於ては、貨物の品質例へば酒精分、糖分の強弱等に準じて賣價を定め、之を市場に賣却して消費者に負擔を加ふるを得べし。是等は何れも專賣法を辯護する論據と爲るものなるが、更に其缺點を擧げんか、事業にして工藝上又は學術上より日新の改良を要し、又其事業の範圍廣大なる場合には、物産税を課するを以て、財政上に利益なりとす可し。而して經濟上より專賣法に對して攻撃の生ずる所は、其產業上の自由を禁遏し、私人經濟の活動する範圍を狭少ならしむるの一事にして、專賣法に於ては物産税を課する場合に、民間事業に監督を加ふると異なり、全然民業を禁止し、私人の競争を杜絶するに至る可し。斯の如きは人爲の干渉の極にして、爲めに私人活動の自由を制限すること少なしと云ふ可からず。且つ政府が專賣法を維持するの困難も亦實に此點より發せざるを得ず。蓋し民間の事業として成立し得るものを法律に依て禁止する場合には、法律上の制限を脱して、尙ほ私に民業を繼續し、以て其間に利益を收めんとする者を生ずるは必然の勢なる可きを以てなり。故に此點より生ずる攻撃又は弊害を免かれんとするには、經濟上自然的

獨占業たるものを選んで、之に專賣法を適用するの必要を生ず可し。即ち此種の事業は之を民業に委ねるも自然の趨勢として、少數者の獨占到歸し、政府の監督を必要とするに至るのみならず、政府が一旦自己の事業としたる際に、規模を擴張し、管理經營を統一するに於ては、自然的獨占業の性質として、收益遞増の原則の下に、産物の代價を低廉にし、專賣價格を定めて、收益を得るに便利なる可し。而して法律上の制限を脱して民業を營まんとするが如き不正者流の生ずることなきを以て、此點より云ふも、專賣法の施行を容易ならしむるを得るの道理なり。專賣法を行ふに當り、法律上の獨占業を設定するよりは、自然的獨占事業に之を適用するの必要ある所以なり。更に佛蘭西が燐寸專賣業を保護する爲め、國民に自動發火器の使用を禁止するが如き、專賣法維持の必要に關聯し、國家が國民消費の方嚮に干渉する一例を以て、目す可きものなり。

更に經濟上の關係を離れ、財政の方面より一國が專賣事業を擴張して、國庫に事業收益の増加を期圖するの得失を考究するに、專賣業の收益は如何なる形態を以て之を徵收するを問はず、歳計上の關係に於て、伸縮の自在を缺くの弊あるを免か

れず。蓋し財政に於て專賣業を通じて、收益を得る方法は獨占業の收益に關する原則に據り、最多額の純益を標準として、貨物の代價を定め、之を市場に賣却するに在るを以て、一朝歳計上に歳入を増加するの必要を生じて、貨物の代價を引上ぐるとするも、従前の賣價は既に最多額の純益を標準として定められ、消費者の負擔に堪へ得る極度に達し居るの道理なるを以て、賣價の引上は必ず消費の量を減縮して、收益の減少を來すに終らんのみ。而して租税より收納するものと比較すれば、專賣業の收益を増加するは、事行政上の手續に止まり、甚だ容易なるを以て、收益の標準は必ず最多額純益の程度に達し、非常の際に專賣業の收益を増加して、以て歳計の均衡を求むるの難きに至らざるを得ず。茲に於てか、バスターブル氏は租税收入が有機的性質を有するに反し、官業收入は機械的性質を有するものとし、隨て經費の増加に應ずるには、租税に依頼せざる可からざることを斷じて、左の如く述べたり。曰く。

此所説は必ずしも的確ならざるが如くに見ゆることある可し。即ち新に財政上の要求起れる場合には、公共領有物の管理を慎重にし、例へば官有地の借地

料を經濟上の制限まで引上げ、官業の収益を増收し、手数料の程度を高くする等の手段に依て、之に應ずるを得るが如くなれども、此事たる單に外見上に於て然るのみ。若しも曩に収益の高少なかりしものとすれば、其は官業の經營法に過誤ありしか、又は特に料金代價を低くする特殊の政策を取れるの結果に外ならざる可し。而して第一の結果に出づるものとすれば、新需要の有無に拘はらず、經營法を改良するの必要ある可く、第二の結果に出づるものとすれば、収益の増加は當初の目的に背馳するを免かれず。要するに現在の収益が適當の原則に據るものなる以上は、収益の増加は社會に何等損害を及ぼすことなくして、之を期する能はざるものなり。

*Instable-Public Finance Bk. II, Ch. V, § 2.*

又國庫會計上より見るも官業の收支は年々豫算に編成して、議會の協賛を経ざる可からざるを以て、總て事業の經營は議定せられたる豫算の範圍内に於て、之を行ふことを必要とし、此以外に市場の景況等に依て、自由に事業の規模を伸縮する能はざる可し。例へば金融市場緩慢を告げて、資金の吸收容易と爲り、經濟社會も

好景氣にして、貨物の需要大なるときには、民業に於ては有利なる條件の下に資金を吸收して、事業擴張の資に充て、以て世間の需要に應ずるに勉む可しと雖も、國庫の會計に於ては、次期の議會に公債募集の計畫に就て協賛を得るに非ざれば、斯る好機會をも利用する能はずして、空しく時を逸し去るが如き、官業に現はれ易き弊害にして、寧ろ租税の形態を以て歳入を得る方、一國全體の財源を涵養するに就て、效果多きは論なき所なる可し。殊に官業の規模廣大と爲り、政府が之を遂行するに必要な資金を得る爲めに、常に公債又は短期證券を發行せんか、爲めに金融市場を攪亂し、金融の調節を傷くるの弊亦少なしとす可からざるなり。我國に於て官業の擴張せられたる結果、一般會計并に特別會計に於て常に公債、鐵道證券、大藏省證券を發行せざる可からざるの状態に居り、其發行の容易ならざるや、爲めに財政紊亂の端を發するに至るは、人の知る所なり。

或は國家が消費品の製造又は賣却を其獨占事業とし、生産費又は其以下の價格を以て、之を市場に賣却し、以て其消費を普及するに勉めんか、即ち社會政策を財政策に適用したるものと云ふ可く、或は賣價を生産費以上に置くも、專賣法の下に今



日私人經濟に於ける競争の失費を省き、經營を統一することに依て營業費を節約し、尙ほ今日の賣價以下にて世人に貨物を供するに至るやも知る可からず。斯の如きは或る種類の貨物殊に食料品藥品等に對して、專賣計畫を施行するに當り、其理由として時に聲言せらるゝことある可しと雖も、各國財政の實狀は未だ之を實際に見るを許さざるが如し。

### 第三章 公經濟的收入—其一、手数料

#### 第一節 手数料の定義并に概念

手数料とは一國の司法并に行政機關が其履行する所の職務に依て、特別の利益を享受する者に對して徴收する特定の報償なり。官有財産并に官業の收入は曩に説明したるが如く、國家が私人と同一の地歩に居り、自ら製造したる貨物を一定の代價に依て市場に賣却し、或は自己の爲す勤勞を提供して一定の料金を徴收し、或は自己の所有する財産を一定の借料を徴收して、私人に貸與する等要するに代價料金若しくは借料等の形態を以て得る收入にして、利益交換又は特別の利益に對する特別の負擔等の觀念を離るゝを得ざるものなり。然るに手数料は之に反し、國家が司法行政に關する公の機關を運用するに當り、其運用に伴つて特別の利益を享受する私人より徴收するものなるが故に、特別の勞務に對して、特別の報償を課する點に於て租税と異なると同時に、其報償は必ずしも人民の蒙る負擔と一

致せざるの點に於て、私經濟的收入と異なるものとす。要するに手数料の特色は其特別關係者の負擔たり又特別の報償たる二點にして、手数料に關する諸學者の意見一致する所なりとす。

國家が手数料を徵收する機關にして、一般の公益を目的とし、其公益を擧ぐる間に、私人に特別の利益を與ふるものと、行政上専ら私人に特別の利益を與ふることを目的とするものと二種の區別あり。大體に於てワグナー氏の所謂權利權力關係を目的物とするものと、治安文化關係を目的物とするものとの區別に相當し、彼の司法上の手数料の如きは、前者に屬し、各種試験手数料、特別免許料の如きは後者に屬す可し。思ふに此區別は手数料の金額を定むるに就て、最も重要な關係ありとす。即ち一般の公益を目的とする機關に於て徵收する手数料は決して其收入に依て費用の全部を補ふことを必要とせず、僅に其一部分を償ふを以て足れりとするに反し、私益を目的とする機關に於て徵收する手数料は其費用の全部を補ふの程度を標準とし、又は其事件が當事者に及ぼす價值を標準として之を定めざる可からず。何故に手数料の程度に就て斯る區別を生ずるや。其理由を説明せん

に、若しも第一種の國家機關に於て全く手数料を徵收せず、其結果費用の全部を一般歳計に仰ひて支出したりすれば、其機關の運用上に於て特別の利益を受くる者を私する爲めに、國民全體に負擔を及ぼすの不公平を生ぜざるを得ず。即ち此事たる、財政上に於ける負擔の分配を不公平ならしむるの嫌あるを以て、特に測定し得べき利益を受くる者より手数料の形態に依て、或る程度まで費用を負擔せしむるの道理を生ずれども、左ればとて是等の機關にして、國家の生存上に缺く可からざるものなる以上は、其機關運用より生ずる利益は必ずしも特別の享益者のみに及ぶに止まらず、廣く國民全體に普及せらる可きものなるが故に、手数料の收入を以てして、經費を支辨するに足らざる所は租稅其他の形態を以て一般國民に負擔を加ふるの理由を生ず可し。之に反して第二種の國家機關に至ては特に斯る公益上の關係を有せず、其利益は全く一部の享益者に及ぶのみに止まるが故に、其費用の全部は之を享益者の負擔に歸せしめざる可からざるなり。而して以上二種の手数料に於ては、手数料の金額は行政上又は司法上の經費の一部を補ひ、又は其全部を償ふに止まれども、時に手数料にして一定の職業又は行爲を制限し、以て社

會の風俗を改良し、風教を維持することを目的とするものあり。此場合には其金額は敢て手数料を徴収する機關の經費を限りとせず、其目的に應じて、之を超過することある可きなり。

### 第二節 手数料の徴収法

手数料を徴収する主義は大凡以上論ずるが如し。而して之を徴収する方法より觀察するときは、左の數種に區別するを得べし。

第一、國庫手数料と官吏手数料。國庫手数料とは國庫に於て直接に負擔者より徴收し、一般收入に編入するものを云ひ、官吏手数料とは官吏自ら之を徴收して、自己の所得に充つるものを云ふ。官吏手数料制度の論據とする所は、此方法に依て國庫に於て手数料を徴收するに要する勞力費用を節約し、且つ手数料を收得する官吏に對しては、國庫に於て其手数料の收入を標準として、俸給額の一部を控除するが故に、一度び手数料を國庫に收納し、更に俸給として官吏に之を交附する二重の手数を要せざるの利益ある可し。而して此制度の弊害を擧ぐれば、手数料の徴

收に對する國家の監督自ら弛廢するの傾を生じ、官吏をして徴收上に不正私曲を營ましめ易く、且つ手数料の收入に依て官吏全體の間に於ける所得の割合を公平ならしむるの嫌ある等、利益に比較して、寧ろ弊害の多きを見るを以て、今日に於ては官吏手数料の制度は一般に行はれず。

第二、確定手数料と不確定手数料。確定手数料とは同一種類の國家職務に對して、一定の手数を徴収するものを云ひ、不確定手数料とは同一種類の國家職務に對しても、尙ほ事情の如何に依て、手数料の金額に等差を設くるものを云ふ。而して不確定手数料の中には、國家が最高最低兩極の金額を定め、當該官吏をして其範圍内に於て隨意に徴收せしむるもの即ち認定手数料と稱するものと、金額其他の目的物を標準として階級的に料金の程度を定むるもの即ち等級手数料と稱するものと、二種の區別ありとす。

第三、各個手数料と包括手数料。各個手数料とは同一の事件に關し、各別に徴収する手数料を云ひ、包括手数料とは事件の全體を包括して徴収するものを云ふ。換言すれば各個手数料に於ては手数料を負擔する義務ある行爲の發生する度毎

に賦課徴収するに反し、包括手数料に於ては是等の行爲を一括して賦課徴収するものなるが故に、後者は前者に比較して簡單の點に於て勝る所あるは勿論にして、之を理由として採用せらるゝものとす。

第四、現金手数料と印紙手数料。此區別は手数料を徴収する目的物を標準とするものにして、現金手数料は直接徴収法に據り、所定の料金を貨幣にて國庫に收めしむるものを云ひ、印紙手数料は料金に相當する金額の印紙を當該用紙に貼用せしめ、又は印紙代金を見込みて賣價を定めたる用紙を當該事件に使用せしめ、以て間接に徴収するものなり。印紙手数料の方法に據るを得る場合は、第一手数料に關する義務が必ず一定の證書に伴ふて生ずること、第二手数料の計算簡單なることを必要とす可し。而して斯る場合に印紙手数料の方法を取るときは、現金が個人より國庫に移轉する手数を省略し、又印紙を貼用せざるときには、證書が當該事件に就て效力を生ぜざるに至るを以て、何人も故意に脱漏を企つることなし。唯印紙の偽造變造再貼用等に就て、政府の監督注意を要するのみ。

### 第三節 手数料の種類

第一、司法上の手数料。司法上の手数料とは訴訟事件の裁斷又は權利の發生、移轉、消滅等國家の行ふ法律行爲の結果として、司法機關の運用に依て利益を受くる者に對して徴収する料金にして、之を區別して、訴訟手数料并に非訟事手数料とし、訴訟手数料を區別して、更に司法裁判手数料并に行政裁判手数料とし、司法裁判手数料を民事并に刑事の二者に細別するを得べし。蓋し訴訟は其判決の如何に依て、社會全體の利害に關係を及ぼすこと少なからずと雖も、訴訟の主體たるは私權又は私人の利益にして、關係者が判決の結果に依て格別の保護恩典に浴すること明白なるが故に、國家全體の負擔を以て、盡く司法上に要する費用を支辨するは、理に於て正しきを見る可からず。宜しく關係者をして費用の一部分を負擔せしめざる可からざる趣意に基き、斯く手数料の形態を以て、料金を課するに至るもの以外ならず。或は司法手数料を利用し、之を相當の程度まで高くして、以て訴訟の弊害を防遏せんとするの說なきに非ず。此說たる、古來屢々學者の間に唱道せらる

る所にして、或は之を以て司法手数料徴收の目的なるが如くに解釋する者あり、又現に此主義を實行したる國なきに非ざれども、斯の如きは司法機關の有效なる作用を禁制するの過誤に陥り易く、隨て國家の掌る司法上の職務を社會全般に普及する妨害と爲る可きを以て、決して斯る趣意を以て手数料を徴收す可きに非ず。然らざるも或は司法機關運用の利益は單に訴訟關係者のみに止まらず、社會全般に及ぶものなりとの論據を以て、或は貧富懸隔の程度に依て、利益の普及に區別を生ずるの理由を以て、全然司法手数料の徴收に反對するものあるに於てをや。固より斯の如きは一方の極端論にして、遂に贊成を表する能はざれども、苟も司法機關が社會の公益に關係ある以上は、妄に其手数料を高くして、貧民に對して司法機關を運用する利益を遮斷するが如きは、斷じて不可なり。隨て手数料の程度を定むる場合にも、實際の費用、訴訟の難易の外に、當事者の地位、訴訟目的物の價格等を標準とするは、最も必要なりと云はざる可からず。

刑事訴訟の費用は其當事者が概して無資力者にして、假令ひ罰金の形態を以て訴訟費用を課するとするも、尙ほ財産刑を自由刑に換ふるが故に、却て實際には國

民全體の負擔を招くを免かれざるなり。

非訟事に關する事件にして、司法機關の助力を要し、隨て手数料徴收の理由を成すものあり。例へば權利の設定、保證、變更、移轉又は消滅の如き、法律制度の備はれる今日に於ても、尙ほ其確保を期する爲めに、登録其他の手續を必要とし、其場合に手数料を賦課せらるゝに至る。但し斯る場合に手数料を以てせず、租税を賦課することあり。我國の登録税法の如き、在來の非訟事に關する手数料を包含することと少なしとせず。斯の如きは手数料の或るものが發達して、租税の形態に移れる一例とす可きものなり。

第二、行政上の手数料。行政上の手数料は近時行政機關の發達と共に頗る多岐に涉れると同時に公益上の理由に基き、其徴收を廢止するに至れるもの亦少なしとせず。試みに行政上の手数料に就て其種類を擧げんか、衛生又は教育の如き内務行政に屬するものに於ては、學校の授業料、各種受験料、種痘、消毒に關する手数料あり。經濟上の手数料に於ては、國家が監督又は保證の職務を履行するに關聯して徴收する度量衡の検査、貴金屬の品位證明、船舶の検査、飲食料の検査等に關する

手数料あり。又國家が免許又は特許を與ふるに關聯して徵收する各種職業例へば醫師、藥劑師等の免許料、鑛山試掘の特許料、海外旅行免狀下付料の如きものあり。是等の内、教育衛生等に關する手数料は國家が教育衛生を重んじ、之を社會に普及するの趣意に基き、漸次免除の方嚮に向ひ、又他の一般私益に關するものに至りては、徵收の原則として、其費用を享益者に負擔せしむるの趣意に據らざる可からずと雖も、然も一般行政機關に附隨して行はるゝ國家職務なるが故に、其費用を計算するに確實なるを得ず。當事者の資力、事務の性質等より之を定むるの外に道なきが如し。

## 第四章 公經濟的收入—其二、租稅總論

### 第一節 租稅の定義并に性質

租稅とは公共經濟全體の必要に應ずる目的を以て、國家が財政の強制的權能に依り、適當と認むる方法并に金額を定めて、一般人民より徵收する國家收入の一種なり。

前章に論述したる各種の收入即ち官有財産又は官業の收益、手数料の收入の如きは、官有財産の管理、官業の經營又は司法行政機關の運用に依り、特別の利益を享受する者に對し、特別の負擔を加へて得る收入にして、假令利益と負擔との割合に就て程度の異なる所ありとするも、尙ほ其根本の性質に於て交換の意義を有するに反し、租稅に至ては、毫も斯る特別の利益交換を意味することなし。元來國家にして社會公共の利益を擧ぐるの機關なる以上は、各種の職務を履行するに當り、其職務の性質上、之に依りて各個人に及ぼす利益を個別的に測定する能はざる場合

あり。然も其國家全體に及ぼす利益にして明確なる以上は、斯る職務の履行に必要なる經費に應ずる收入は之を何れかの方面より得ざる可からず。前章に論じたる各種の國家收入は特別の國家職務が各個人に及ぼす特別の利益を限度として、個人に負擔を加ふるを以て、一般の原則とするものなるが故に、到底之に依て他の國家全體の利益を目的とする職務に要する經費を支辨し得るの道理ある可からず。茲に於てか、租稅なる收入の一項目を必要とするに至る次第にして、租稅の目的とする所既に國家全體に利益を及ぼす職務に要する經費に應ずるに在る以上は、官業の収益に於けるが如く、敢て特別の利益を標準として、其分配を定むるを得ず。國家が適當と認むる方法に據り、課稅權の範圍内に於て、賦課するの外に、何等據る所なく、又之を賦課するや、敢て特別の測定し得べき利益に伴はざるを以て、其徵收に當り、之を負擔する者の自由意思に依頼す可からず。其意思の如何を問はず、納稅の義務を有すると認めたる以上は、之を強制して徵收するの必要を生ず可し。本來租稅の起源は寄附、貢納金、冥加金等國家に對する私人の任意的行為に存したるや、疑を容る可からず。財政の未だ發達せざりし際には、是等の收入

補助の財源に充つるに過ぎざりしを以て、其徵收は之を人民の自由意思に任せて、何等の故障を生ぜざりしものなれども、其後經費の増加する一方には、君主の財産より生ずる收入の減少すると共に、租稅の收入は財源の重要な部分を占め、勢強制手段に依て、之を徵收せざる可からざるに至れるものなり。思ふに強制的徵收の一事は租稅の性質に於て相離る可きものに非ず。蓋し國民は明に國家の職務に對して、或る支拂を爲さざる可からざるの自覺を有す可しと雖も、然も此自覺のみを以てして、能く任意に國家に對する支拂を了す可きものに非ず。戰時其他非常の國難に臨んで、奉公的精神の興奮するや、任意の寄附が財政上の一財源たるを得たるの事例なきに非ずと雖も、其起るや甚だ稀にして、又其永續を望む能はず、却て堅實なる收入は強制に依て徵收せらるゝの外に道なきの事實を明にしたり。此事たる、民主政治の下に於ても、專制政治の下に於ても同様にして、人が公共の職務に對して盡さんとするの意志は其職務を必要とする念慮と相伴ふを期する能はざるなり。

或は租稅が非常の時にのみ賦課せらるゝを以て其特徴とし、現に十九世紀に至

るまで非常時に於ける必要を理由として、一時的に賦課せられたるが故に、舊來の財政學者中には此事を以て、租稅の性質として、避くるを得ざるものなるやの疑を懷きたるが如くなれども、租稅は強制的一般經濟の存在と相伴ふものにして、今日に於ては必ず其存在を認めざる可からず。唯租稅が當初任意的性質を有したる後に強制的性質を有するに至れる事實より推斷し、彼のヘッケル氏の如き、租稅に依る財政は舊來の財源より生ずる收入に依て應ずる能はざる程度まで經費の増加したる結果なりと論じたれども、近代の國家組織より云ふときは租稅を以て斯く從たる地位に置くを許さず、租稅は今日に於ては規則正しく、年々必要を生じ來る收入にして、之なくしては、國家は其生存を全ふするを得ざるなり。又現代に於けるが如く、社會の組織複雑と爲るや、從來國家が行ひたる或る職務の效用顯著と爲り、爲めに其經營を代價の原則に據る收入に依頼せしめず、租稅の收入に依頼せしむるの必要大なるに至れるものあり。例へば道路の如き橋梁の如き、往時は通行料の收入に依て維持せられ、之を使用する者は其使用の程度に應じて、一定の料金を支辨し、其建設維持共に他の事業と同じく、私人の企業に一任せられたる

の事例多きを見ると雖も、交通移動の自由を以て、一般の利益なりとする信念の發達するや、道路橋梁に對する通行料は之を廢止し、是等交通機關に要する經費は之を租稅收入を以て、支辨するに至れるが如き、如上の事實を證明するものにして、隨て今日財政上に於て、租稅の地位重要なると共に、其金額種類共に増加するに至れるは、敢て怪むに足らざるなり。

Seligman-Essays in Taxation, pp. 1-7.

Schiffle-Die Steuern, s. 21.

Heckel-Finanzwissenschaft Bd. I, s. 33.

或は租稅を以て國家の財政的需要に應ずる手段とするの當否に就て疑を懷く者あり。現にワグナー氏の如き租稅を社會政策的手段に供用せんとする者なきに非ず。又租稅は之を貨幣經濟の下に貨幣を以て支拂はるゝものゝみに限るや、或は國家を維持する爲めに、個人が國家に對して爲す所の勤勞例へば兵役、強制勞役の如きものも租稅と認む可きやの點に就ても多少の議論なきに非ざれども、今日は租稅は貨幣の形態に於て支拂はるゝものに限らるゝを常とす。要するに租稅の基礎觀念は國家に於て或る種類の經費を支辨する爲めに收入を必要とす



るに當り、其經費支辨に伴ふ利益が國家全般に及ぶことを理由とするの一事にして、租稅を他種類の國家收入と區別する標準は、租稅に於ては其負擔が測定し得べき特別の利益に伴ふことなく、且つ負擔者の意思如何を問はざるの二點に存するものなり。

然るに從來租稅に關して斯る根本的性質の明確を缺きたる爲め、租稅の賦課徵收より生ずる結果に對して、種々の誤解を生ずるの恐なきを得ざりき。即ち納稅者の見地よりするときは、租稅は納稅者の意思に反して、財産又は所得の一部を徵收するものなるを以て、往々にして租稅を以て總て害惡なりとするの考を生じ易きに至れるが如し。蓋し租稅負擔者を主體として論ずるときは、如何なる租稅と雖も、負擔者に對して一種の犠牲を加ふるものにして、租稅の存在せざりしときに比較せんか、自己の享樂消費に供用す可かりし貨財を奪取せらるゝの結果を生ず可し。隨て租稅害惡説の發生するは、敢て異とするに足らざるが如くなれども、之が爲めに一國租稅制度の組織又は運用の上に於て、最も重んず可き公德の發達を妨げ、却て脱稅の弊害を誘導するに至ることある可し。是れ實に社會公衆の見地

より、租稅の性質を觀察せざるが爲めに生ずる誤謬に出づるものにして、其租稅が國家公共の用に供せらるゝ收入を生ずるの道たる所以を考量すれば、納稅者の損失とし、犠牲とする所は、決して絶對の損失犠牲に歸す可からざるの道理を知るに難からず。彼のザツクス氏が租稅の納付は税金に相當する貨財を共産的の必要に供するものにして、此事たる同時に個人の必要に應ずるものなりと云ひ、又シエフレー氏が國家は經濟上の生産に於て缺く可からざる一の要素にして、生産の一部を形成すと云へるは、共に租稅害惡説を打破するに於て有力なるものなりとす可し。

Sax-Grundlegung der Theoretischen Staatswirtschaft, S. 51.

Schiffte-Die Steuern, Bd. 1, S. 104.

租稅の性質以上の如し。唯租稅徵收の結果として生ずる利益が無形にして、又測定す可からざるものなるが故に、租稅を害惡視するの誤解を生ずることを免かれず。隨て租稅徵收の限度を定むる問題の如き、決して主觀的に之を解決するを許さず。租稅の收入を以て支辨する經費が之を私人經濟の用に供し置く場合、

りも、社會全體に多くの利益を齎すを得るや否や。此一事を以て租稅徵收の限度を知るの標準に充てざる可からず。既に斯る限度を定む可き標準ある以上は、前説と正反對の論法を取り、總て租稅を以て有益なりとする所説も亦誤まれるものなること論を俟たず。此所説たる、元來英國に於てヒューム、マツカロック等が唱出したる所に係り、總て或る種類の事業に人為的妨害を加へて、收益の割合を減少せしむるときは、必ず當業者を刺衝して、事業上に奮發せしむるの效果ある可しとの理由に基き、租稅を以て人為的妨害の一種に數へ、前記の論點より重率の課稅を辯護せんとするものにして、彼のジョン、スチュアート、ミルが利潤に對する課稅の影響を論ずるに當ても、課稅の爲めに一時利潤を減ずるときは、機械の應用、經費の節約を促して、之を舊率に復せしむるに至ることを述べたるが如き、其腦裡に如上の所論の浸潤したるの結果と認む可し。(Principles BK. V. Ch. III. §3.)然れども是等は要するに奇を好んで、極端に趨れるの嫌なしとせず。或は此所説を以て一國の租稅の重率なるを曲庇するの資料とす可きも、決して正當の解釋とする能はず。蓋し此所説の如くならんか租稅を賦課する限度なきに至ればなり。又前説を辯

護するに當り、國家を以て一の資本放下の機關と見做し、租税徴收の形態に依て民間に散在する幾多零碎の資金を強制的に國家に集合するは、國家の力に依て國民の貯蓄を促進するものなりとの議論唱道せらるゝが如し。社會尙ほ野蠻未開にして、國民に貯蓄の風習を缺ける場合には、此所説に多少の眞理を認む可しと雖も、人智の發達したる社會に於て斯る議論に依て租税徴收の限度を定めんか、私人經濟に於ける資金にして、適當の道に放下せらる可きものゝ方を、國家の強制に依て誤まらしむるに至るのみならず、租税徴收の費用徴收に關する法律規則に依て納税者に檢束を加へ、其自由を拘束するの弊害を考ふるときは、妄に此説を主張する能はざるの理を知るに難からざるなり。

J. R. McCulloch-Treatise on Taxation, pp. 7-10.

## 第二節 租税に關する用語

租税の賦課徴收に關し法律上又は學說上に使用せらるゝ術語は甚だ多し。左に其重なるものを説明す可し。

第一、租稅主體。租稅主體とは租稅を賦課せらるゝ人を云ふ。但し此租稅を賦課せらるゝ人が納稅者として直接に國庫に稅金を納付し、又此租稅を自ら負擔して、自己の所得又は財産の中より支拂ふ場合と、一旦自ら國庫に納付したる後、稅金の負擔を他人に移す場合と二者相違する所あれども、其孰れに屬するを問はず、租稅を賦課せらるゝ人を以て租稅の主體とす。

第二、租稅客體又は租稅目的物。租稅客體とは租稅賦課の標準と爲る人物體、事實、取引等を總稱す。即ち租稅客體は稅務行政上に於ける課稅物件にして、課稅物件と租稅主體と一致することあり、又一致せざることあり。是れ即ち人を課稅物件とするの結果なるが地租、家屋稅等に於ては物を課稅物件とし、行爲稅、賣買取引稅に於ては取引を課稅物件とするものなり。

第三、稅源。稅源とは、租稅が實際に支拂はれ、又は立法者が支拂はるゝことを考量する資金を云ふ。故に稅源は普通の場合に於て私人所得の全額又は其一部分に相當するものにして、隨て稅源と課稅目的物と同一の場合ある可く、又双方の異なる場合ある可し。例へば一般所得稅法に於ては、所得が所得稅の稅源たると同

時に、租稅客體即ち課稅の目的物たれども、之に反して砂糖稅、煙草稅等の場合には砂糖、煙草は課稅の目的物にして、稅源は砂糖又は煙草を消費する人の所得に存するが如し。

第四、租稅の單位稅率。租稅の單位とは課稅目的物の一定の量にして、所得稅に於ける定額の所得、地租に於ける地價の如き然り。又稅率は租稅の單位に對して賦課する稅金の割合を云ふ。

第五、納稅者租稅負擔者。納稅者とは自ら國庫へ稅金を納付する者にして、結局自己に於て之を負擔するか、或は他人に之を轉嫁するやは敢て其問ふ所に非ず。之に反して租稅の負擔者とは租稅の負擔が結局自己の所得又は財産に歸し、其内より租稅を支出する者にして、其自ら稅金を國庫に納付すると、又は他人が既に納付したるものを轉嫁せられて、負擔するとの區別を生ず可し。他人が納付したる租稅を自己が結局負擔するに至るは、間接稅の場合に於て屢々見る所にして、消費稅の如き多くは課稅目的物を消費する者が直接に國庫に納付することなく、課稅目的物の生産者又は取扱人の如き納稅者に於て之を納付し、此納付者が更に物價

を引上げて、結局消費者に負擔せしむるに至るものなり。

第六、租稅臺帳、稅表。租稅臺帳とは租稅の主體、客體、其他租稅の賦課徵收に就て必要なる事項を記録せる官廳の帳簿を云ひ、稅表とは或る種類に屬する租稅の單位、稅率等を記録表示したるものを云ふ。

### 第三節 租稅に關する一般の原則

租稅の賦課徵收又は其改正廢止等に關しては、如何なる原則に依て之を決定す可きや。是れ本節に於て主として論述せんとする所にして、大體に於て其原則を區別して、第一倫理上の原則、第二一般經濟上の原則、第三國庫歲計上の原則の三種とするを得べし。

第一、倫理上の原則。個人が國家に對して納稅の義務を負擔するは、國家の生存上、必要已むを得ざるの事情に基くものなるが故に、租稅は必ず一般に普及し、且つ其負擔均等ならざる可からざると同時に納稅の義務を負ふ者は總て同等の取扱を受けざる可からず。租稅公正又は正義の原則と稱するもの即ち是れなり。而

して立憲國に於ては納税の義務は明確に法律を以て之を規定し、租税の改廢に關する事項をして、政府の自由に行はしむることなきを期するを必要とす。

思ふに倫理上の原則に於て、納税の義務を一般に普及す可しと云ふ意義は從來各國財政上の組織不完全なりし際に、人民の内、或る階級に屬する者のみ、租税を負擔し、他の階級殊に租税を負擔する實力を有する者は却て其負擔を免かれたるの事實を存したる際に、特に世人の重要視する所と爲れるが今日は租税の負擔を斯る階級の如何に依て區別することなく、負擔す可き實力を有する者は其負擔に應ずるを以て、自明の理なりと認めらるゝに至れり。故に近代に於ては租税の負擔は充分に各階級の人民に普及し、所得又は財産を所有する者は概して、其負擔を免がるゝことなし。唯經濟上の必要より、生計に必要な金額以上の所得を有せざる者には納税の義務を及ぼすこと困難にして、又及ぼさざるを得策とす。隨て此理由に據り、後に説明するが如く、生計最少必要額に相當する所得には所得税を免除し、又斯る金額の所得を生ずる元本たる可き財産には財産税を免除するを以て、租税制度の一原則と認むるに至れり。但し國家の運命危急に瀕するの時に於て

は、國家が屬民に對して賦課する納稅上の義務に就て何等制限の加へらる可きものなきは勿論にして、要は平時に於て便宜上國民に對して經濟上の生存條件を傷くるが如き義務を課することなきを必要とするのみ。而して此便宜に應ずる手段として、直接税に於ては定額の所得又は財産に課税を免除し、間接税に於ては下層社會の消費に到達する貨物に對する課税を避くるは、今日各國の租稅制度に於て、財政上の事情の許す限り、其實行を怠らざる所なり。

生計の最少必要額に課税を免除するは、經濟上の必要已むを得ざるに出づるものなれども、尙ほ他の理由に據り納稅義務の範圍外に居る可きものあり。左の如し。

第一、皇室并に皇族。皇室并に皇族は經濟上并に財政上の意義に於て共に課税す可からず。皇室并に皇族の要する經費にして、御料財産其他の收入を以て足らざる分は、皇室費として一般歳計より支辨するを以て、各國現時の慣例とし、又通則とするが故に、若しも假に皇室皇族の所得財産に課税して、租稅の收入を國庫に得たりとするも、一方に一般歳計より皇室費として其高だけ餘分に支辨

せざる可からざるの結果と爲る可し。然らば其間歳計上に煩雜なる手數を蒙るに止まるを以て課税免除の理由を生ず可く、又皇室皇族の尊嚴を保つの上に於ても皇室皇族の身邊に收稅吏を近づかしめざるを可なりとす。

第二、公法人。公法人は原則として自主獨立の生産力を有するものに非ず。其屬する人民より特に徵收したる收入に依て經濟を維持するものなるが故に、之に租稅を賦課するときは、單に税法上又は財政上に複雑なる手數を生ずるに過ぎず。

第三、營利を目的とせざる公共事業。學校、病院、慈善、救貧等の諸團體は本來營利の目的を以て、所得を收むるの性質を有せず、又財産を所有するも、其目的は公共事業に供用するに在りて、其運用に依り利殖を期するに非ざるが故に、課稅の理由を生ぜず。又是等の事業には課稅其他の負擔を軽くして、其發達を促すの必要より、課稅を免除するに至る。但し公共事業が果して營利を目的とせざるや否やに就ては、嚴重なる判斷を必要とす。

第四、外國の君主又は其代表者。是等の自家用消費品に對しては、關稅を免除

するを以て、一般の原則とす。蓋し之に依て敬意を表するの趣意に基くものなり。英國地方自治體に於ける自由市民權の如き、之を賦與せられたる人に對する尊敬の意に出づるものなり。

次に倫理上の原則に於て重大なるは、課税に均等を保たしむるの一事にして、各納税者に對する取扱を同一にし、又同等の關係に於て、課税するを以て、最も必要なりとす。即ち租税を負担せしむるに當り、其負擔の程度を均等ならしむるの必要は何人も承認する所なれども、然も此事たる、單に同一金額の課税を爲したるのみにて、一方に納税者の一般經濟上に於ける地位を顧みざるに於ては、到底其必要に應ぜしむるを得ず。茲に於てか、課税目的物の多寡又は種類に應じ、税金額に階級を設け、等差を置くの必要を生ずるは、論を俟たずと雖も、然も此階級等差は抑も何を標準として之を定む可きか。或は納税者が國民として國家より受くる利益を以て、此標準とし、或は納税者が國家の職務に依て、各自の身體又は財産上に蒙る保護の程度を以て、此標準に充てんとするものあれども、斯の如きは現時の學說に於て共に承認せられず。今日に於ては納税者の能力即ち納税力を以て此標準とす

可きこと學說上に於て動かす可からざる定説と爲りたるが、然らば更に一步を進め、税率を定むるに當り、比例稅主義を取る可きか、累進稅主義を取る可きか、或は財產所得の類に課税する場合に、其種類起因に依て税率を高低し、又其他の取扱に區別を設く可きか、是等政策を取ると否とに依て、納税力説の適用に如何なる關係を生ずるやの問題を惹起すと雖も、是等は總て政策上の問題に屬するを以て、之に關する議論は總て後節に譲る可し。

最後に倫理上の原則として、必要なるは、租税が合法なること是れなり。即ち古代君主が任意に租税を賦課し、改廢し、或る種類の目的物又は或る階級の人民に對しては、一に君主の好惡に依て、租税の賦課に寬嚴の別を爲したるが如きは、屢、實際に起れる所なれども、今日に於ては租税の賦課、改廢は總て法律上必要とする形式に準據して、之を規定し、立憲國に於ては立法部が租税を負擔する者の代表者たるの故を以て、其承認を経ざる可からざること、爲れり。是等の必要に應ずること、に依て、租税は始めて法律上に於ても、實體上に於ても確實のものとして、納税者の地位、租税目的物の種類、課税の範圍等自ら明確なるを得べし。而して今日各文明



國が租稅の合法確實を期するが爲め、即ち租稅の負擔をして法律の規定する所と一致せしむるが爲めに行ふ所の方法を案ずるに大略左の如し。

(イ) 納稅者をして自ら課稅目的物の種類、性質、金額等を申告せしむ。

(ロ) 課稅目的物の金額其他課稅上に必要な事項を調査する爲めに、特別の調査委員會を組織し、納稅者の申告と相俟て適當の判定を下さしむ。

(ハ) 地方政府の官吏、公吏等一地方の事情に通曉する者をして、前記の調査を補助せしめ、以て其完備を期す。

是等幾多の方法の中にて、其何れを可とし、又其何れを重しとす可きやは財務行政に屬する問題なるを以て、茲に論述せざるが、要するに是等の方法に據るも、尙ほ租稅の確實を期し難きの恐あるを以て、納稅者が課稅目的物の決定を不當と考ふる場合には、納稅者をして政府に再審査を請求し、又は訴願を提起せしむるの權利を與ふるの必要あると同時に、詐欺其他不正の手段に依て、租稅の確實を傷げんとする者に對しては、相當の罰則を設くるは、租稅の合法を求むるの上に於て、極めて必要の事なりとす。

第二、一般經濟上の原則。一般經濟上の原則として第一に論ぜざる可からざるは、租稅の爲めに、一國の稅源を毀損するが如き程度に課稅するを避くること是れなり。稅源とは租稅の依て支拂はるゝ資金なること、前論したる所なり。而して如何なるものが此資金を組成するやに就ては、學說上定論として見る可きものなけれども、個人の所有する生利的財產、財產より生ずる收入、又は個人無形上の勤勞より生ずる收入例へば營業上の利益、勞務上の報酬の如きは、稅源を組成する重要な分子たるものにして、斯る收入より之を得るに必要としたる費用を控除したる殘額即ち純益又は純收入こそ稅源として租稅の支拂に供せらるゝものなり。若しも租稅の金額にして此純益の金額以内に居らんには、納稅者が之を納付するに當り、格別の支障を感ぜざるの道理なれども、其以上に達したる場合には、財產を所有する者は必ず其一部を賣却して、租稅支拂の資金に充てざる可からず。隨て財產を營利に供用し來れる者は營業の規模を縮少す可く、其利子收益を以て、生活したる者は生活費を節約せざる可からざるに至る。而して一方に勞務上の所得を得る者にして、租稅の爲めに、生活の資料を奪はるゝときは、必ず生活の程度を低下

し、所得の一部を剩して以て、租稅の納付に備へざる可からざるに至るが故に、國民生活の程度劣等と爲り、勞力の教程自ら薄弱と爲るの結果を生ず可し。果して然らば課稅の結果として、一國の稅源を毀傷し、經濟上の關係に容易ならざる影響を及ぼすものにして、或は國家危急の際には、斯る處置を敢てするの必要あるやも知る可からずと雖も、平時に於ては斯る政策は之を避くるを以て可なりとす。

斯く租稅の爲めに一國の稅源を毀傷することを避く可きと同時に、之に依て經濟上の取引に於ける普通の軌道に障害を來さざるを必要とす。消費稅の場合に於て、概して現はるゝが如く、貨物の生産者又は販賣者は必ずしも自ら租稅を負擔するものに非ず、之を他人に轉嫁するの常なれども、尙ほ租稅の査定徵收より生ずる一切の檢束、不便、煩勞は自ら之を負擔せざる可からず。果して然らば租稅の賦課は税金の負擔以外に納稅者を苦しめ、之が爲めに、國庫に入る收入よりも納稅者に加ふる負擔を大ならしむるの結果を免かれざるのみならず、貨物の生産若しくは分配に關する狀況を攪亂することある可し。納稅者に對して、最も便利なる時期并に場所に於て、同様の方法を以て、租稅を賦課徵收するは斯る缺點を除却する

爲めに、最も必要なものと云はざる可からず。蓋し租稅を徵收するに當て、或る費用を要するは、實際上已むを得ざれども、稅法の規定不備なるが爲め、租稅と關係ある生産業の運用經營を妨害し、或は收稅官吏の不正行爲より賄賂其他の不正手段行はれて納稅者に負擔苦痛を及ぼすが如き、國庫に何等の利益なくして、單に納稅者を苦しむるに止まる。斯の如きは結局一國の稅源を毀損するの外、他に得る所なかる可きなり。

彼のワグナー氏は此點に就て奇異なる説を唱へ、國民資本又は國民財産に課稅することを避く可しと云ふは、必ずしも個人資本又は個人財産に課稅す可からずとの結論を生ずることなしとし、左の如く論じたり。

相續稅の如き土地其他不動産取引稅の如き、其賦課は所得の存在に伴はざるを以て、自ら財産の一部を破壊するに至る可しとて、之を非難する者あれども、此説は正しからず。斯る説を唱ふるに先だち、國家經濟と私人經濟との區別を明にするを要す。租稅が私人經濟に屬する資本の一部を削除するも、國家經濟より云ふときは、是れ單に資本の移轉たるに止まり、其利害は一に租稅として國庫に

入りたる後に供用せらる可き用途に依て定まる。

Wagner—Finanzwissenschaft, Bd. II, §33.

斯の如くなれば、租源又は課税目的物の選擇は事甚だ容易にして、殆ど之を選擇するを必要とせず。租税の收入をワグナー氏の所謂私經濟的放資か又は公經濟的放資に投ずるに於ては、一方に損失する所は他方に利益とする所と爲りて、國民の財産には必ずしも何等の損失なきが如くなれども、此説たる國家を以て一の投資機關とするの誤謬に陥れるものにして、其缺點は前論に依て明なり。斯る所説に依て租源の選擇を濫妄にするが如きことあらんか、國家の不幸損失之より大なるはなかる可し。此説は後段説明する租税分散説と類似するものあり。共に誤まれりとす可し。

第三、國庫歲計上の原則。國庫歲計上の原則として重要なるものは、租税の收入が之に依て支辨せらる可き經費に應じて充分なると、其收入額が今後増加の餘地を存し、伸縮自在の性質を有するとの二點に外ならず。

第一の點に就ては、特に深く説明を加ふるを必要とせず。租税賦課の目的は必ず國家に收入を供するの一事に存せざる可からず。近時ワグナー氏等一派の學者が唱ふるが如く、租税を國家の財政的需要に應ずるの手段とする當否に就て疑を懷き、租税を社會政策的手段に供用せんとするに於ては、租税其ものゝ定義を根本的に改定せざる可からず。斯の如きは多年學者の間に承認せられて、今日に至りたる財政學説と相容る可きものに非ず。既に租税賦課の目的が國庫に收入を得るの一事に在りとし、而して一方に此收入に依て支辨せらる可き經費の存在する以上は、租税の收入は其必要に應ずるに充分なるものならざる可からず。財政の困難に臨んで、歳出入に均衡を得る能はずして、豫算に定めたる經費を支辨するに足るの收入を缺くは、各國財政上の實例に於て屢々見る所なるが、其原因たる多くは、財政に於て當初豫期したる收入を租税より得る能はざりし爲めに發生せざるはなし。即ち今日財政の基礎を鞏固ならしむると否とは、主として租税收入の財政上の需要に對する關係如何更に換言すれば、租税收入の膨脹的能力如何に在り。近代各國が官業官有財産の收入よりは、租税の收入に重きを置くに至れるに隨て、益々此事實の顯著なるを見る可し。而して租税をして其豫期するが如き充

分なる收入を得せしむるに就ては、第一、稅率の程度、第二、租稅徵收費の多寡に注意せざる可からず。即ち妄に稅率を引上ぐるときは、納稅者の方に於て課稅目的物を陰蔽し、或は目的物の増加を回避し、爲めに租稅收入の増加を見る能はざるに至る可し。而して國庫の收入は豫期の高に達したりとするも、之を得るに當て多額の徵收費を必要とするに於ては、國庫は豫定の純收入を得る能はずして、人民の負擔を加重せざる可からざることを總收入の減少したると結果に於て、同一なる可し。財務行政の機關を整備し、課稅目的物の種類を選択し、以て徵收費の節約を謀るは、此點に於て最も必要なりとす。

次に租稅の收入に増加膨脹の餘力を保たしめ、屈伸の自在を存せしむるの一事は今日の財政に於て特に重きを置かざる可からず。即ち各國財政の現況を觀察するに、經費は人口の増加并に國勢の發達に隨ひ、漸次増進して殆ど底止する所を知る能はざるの有様なるを以て、若しも經常收入の要部を占むる租稅の收入にして、時勢の進歩と共に増加するものに非ざるに於ては、到底歲計の均衡を維持する能はざることゝ爲る可し。此點より云ふときは、所得稅の如き、或は各種消費稅の

如き、假令ひ其稅率を變改せざるも、社會の進歩と共に、所得又は消費の高増加するときは、之に伴つて自然に收入の増加を促すに至るを以て、他の租稅に比較して、勝る所ありとす可し。又今日の財政に於て急劇に經費に増加を來し、然も其經費が經常費に屬するものなるときは、勢新に租稅を賦課するか、又は舊來の租稅に増率を施して、之に應ずる收入を求むるの外に、適當の手段を見出す能はずと雖も、此際に租稅に屈伸の自由を缺きたりとすれば、果して如何なる結果を生ず可きか。稅率の増加と共に收入の増加を見る能はず、又之を得るとするも、負擔の均一に牴觸するの結果を來すの恐ある可きなり。即ち納稅者に對して不公平と不正とを惹起すことなくして、必要の際に自由に租稅收入の増加を謀るを得るの餘地を存するは、非常の場合に處して最も必要なると同時に、平時に租稅より自然に收入の増加を見るを得んには、之を臨時費の一部に充て、歲計の均衡を容易ならしむるを得るの利益あり。人口所得の増加に依て租稅に自然增收を生ずるは、其稅種の良好なるを示す證據に外ならず。唯政府が一方に租稅の良好なることを示し、又收入の増加を期せんが爲めに、妄に租稅に關する法規を履行して、以て自然に增收

を装ひ、次年度に於ける豫算の編成を容易ならしめんとするが如きことあらんか、其弊害は擧げて數ふ可からざるなり。斯の如きは財政紊亂し、國庫收入の増加意の如く爲らず、收支の均衡困難なる場合に、多く發生する所にして、大に戒む可き點なりとす。

#### 第四節 租稅の分類

租稅を分類するに種々の標準あり。今實際の制度に於て行はるゝもの并に學說上に認めらるゝものを擧げて、之を説明す可し。

第一租稅轉嫁の方嚮に依る分類。此標準に據るときは、租稅を直接稅と間接稅との二種とするを得べし。是れ舊來學者間に廣く襲用せらるゝ分類法にして、其起源はフキデオクラット派の學說に存す。即ち同派の學說を祖述傳播するに與て力ありたるフランソア、ケネーは千七百五十八年自己獨得の見地より租稅制度を論じ、總て租稅が結局歸着する所は土地の純益に外ならざるを以て、最も容易に、又最も低廉に課稅の目的を達するには、直接に此純益に課稅するを以て、適當の手

段なりとし、土地以外の目的物に課する租稅は何人に依り、又如何なる方法に依て納付せらるゝを問はず、結局土地所有者に轉嫁して、其負擔に歸す可きが故に、之を間接稅と稱す可く、土地に對する課稅は其純益に對する負擔と爲りて、他に轉嫁せざるを以て、直接稅と稱す可しとしたり。

然らばフキデオクラット派の學說が世上に信用を失墜してより以來、學者は如何なる標準に依て直接稅と間接稅との間に區別を設けんとするや。其重なるものは課稅に伴ふ立法者の意思并に租稅轉嫁の事實にして、立法上課稅を爲すに當り、租稅を納付する者をして之を負擔せしむるの意思の下に賦課せられたるものを直接稅とす。換言すれば租稅の納付者と負擔者と同一なる場合には之を直接稅とし、雙方の異なる場合には之を間接稅として區別を設くるものにして、此標準は舊來一般に行はるゝ所なるが如くなれども、然も租稅轉嫁の事たる、管に租稅に附帶する事情のみに止まらず、經濟上に於ける幾多の狀況に支配せられて、種々の相違を來し、同一種の租稅にして、他に轉嫁する場合あると同時に、轉嫁せざる場合あり、全部の轉嫁を生ずる場合と一部の轉嫁に止まる場合とあるを以て、此標準の

みを以てしては、時に或る租稅が直接稅と間接稅との孰れに屬するやを明にする能はざる事實に接す可し。茲に於てか學者は此以外に第二の標準として根據を行政上の法規に取り、定期に課稅目的物を調査して、賦課するを得るものを直接稅とし、偶然或る經濟上其他の取引行為の生じたる爲めに賦課するものを間接稅とし、第三の標準として根據を課稅目的物の性質に取り、其永久繼續の性質を有するときには、之を直接稅とし、一時特發なるときには、之を間接稅とし、又確知するを得べき目的物例へば人、收益、財産、所得等に課稅するを直接稅とし、確知す可からざる目的物例へば取引行為、手續等に課稅するを間接稅とし、又第四の標準として物の所有に課する租稅を直接稅とし、消費に課する租稅を間接稅とする等種々の所説を生じたり。我國の選舉法に於て、地租所得稅并に營業稅の三者を擧げて、直接國稅としたるは、行政上の便宜に基くものにして、財政學上の根據に乏しとす。

Cohn—Finanzwissenschaft, §. 326—329.

Wagner—Finanzwissenschaft, Bd. II, §. 338—338.

Mill—Principles of Political Economy, Bk. v, Ch. VIII.

第二、國家收入上に於ける地位に據る分類。此點より租稅を分類するときは平時稅と臨時稅との二種とするを得べし。臨時稅とは財政上或る特殊の事件發生したる場合に、之に要する經費に應ずる財源として不規則の時に賦課せらるゝ租稅を云ひ、平時稅とは平時の財政に於て、繼續して規則正しく賦課せらるゝ租稅を云ふ。思ふに各國の財政尚ほ幼稚なる域に居り、租稅を財政上の要地に置くこと今日の如くならざりし時代には、租稅を賦課するに臨時稅の形態を取りたるは明白の事實にして、當時に在つては戰爭の如き意外の事變を生じたる際に、斯る特別の必要に應ずる臨時收入又は補助財源として租稅を賦課したるものなり。當時財政上平時の財源として租稅に依頼するの必要を訴へざりし所以は、即ち國家の要する經費尚ほ少額にして官有財産又は君主財産の管理運用より生ずる收入に依て之を支辨するを得たるに在り。又當時經濟上の状態并に國家組織の關係が平時稅の賦課を困難ならしめたる事情も亦顧みざる可からず。隨て全く事情の異なる今日に於て、臨時稅に類する制度を設くる能はざるは、當然の理にして、租稅と云はんか、人をして直に平時の繼續的賦課を聯想せしむるが如き、固より其所

なりと云はざる可からず。但し今日に於て財政上尙ほ一の問題と爲るは、一國が經常費に對する財源として平時税を賦課し之に依て歳出入の均衡を維持しつゝある場合に臨時に發生したる經費に對しては、臨時に租税を賦課して以て其財源に充つ可きや否や。若しも之を賦課するとすれば、特別臨時の經費の爲めに、臨時税を賦課するの結果と爲る可し。現代文明國に行はるゝ、財政策より云ふときは戰爭の如き臨時の事變より生ずる經費には、國家の信用を利用して、公債を募集するか、或は其目的を以て豫め蓄積せられたる非常準備金を支辨して、之に應ずるか、孰れも其道たるを失はずと雖も、財政の信用缺乏し、又は公債募集の爲めに、金融市場に及ぼす影響を避けんとし、又は公債募集に依るよりも、一層確實なる財源を得んとする場合には、勢臨時税を賦課せざる可からざるに至る可し。日露戰爭中我國に行はれたる非常特別税法の如き、即ち此適例なりと雖も、其戦後に繼續せられたる事實より云ふときは、非常特別の文字殆ど無意義に歸したりとす可し。ヘツケル氏が國家信用の近代的發達に依り、斯る臨時税は非常の時に於ても、尙ほ之を避くるを得べし。唯國家の信用が枯渴したる場合にのみ用を爲す可きなりとし、

大に臨時税を適用す可き範圍を限定したるも亦理由ありとす可きなり。而して斯く或る場合に臨んで臨時税に依頼するの必要ありとすれば、平時より斯る特別の財政的需要に供ふる爲め、豫め或る種類の税目を特定し、平時は之に輕率の課税を施しながら、一方に充分に課税目的物の多寡状態等を調査すると同時に、納税者をして、其負擔に慣熟せしめ、事變に接するや、直に其税率を引上ぐるは、新種の税目を設け、又は現在の各税目全體に増率を加ふるものに比較して、良好なる成績を収むるの道に非ざるやの問題を生ず。然れども此問題は、斯る目的に供用せらる可き租税存在し、又此租税に幾何の膨脹力を有するやに依て定まる可し。英國が年來此意義を以て、所得税を使用しつゝある點に就ては、更に論ずる所ある可し。

Heckel—Finanzwissenschaft, S. 113.

第三、賦課の方法を標準とする分類。賦課の方法に依て、租税を分類するとき、配賦税と定率税との二種とするを得べし。配賦税とは一國の歳計に於て先づ其必要とする租税収入の金額を定め、之を租税主體たる納税者又は租税客體たる課税目的物に配賦し、以て徵收の手續を行ふものにして、納税者が幾何の租税を負擔

するや、全體の租稅收入并に他の課稅目的物との關係が判明したる後に至つて、始めて定まるものとす。之に反して定率稅とは法規に於て豫め其稅率を定め、之を租稅の單位に適用して、收入を徵收するものにして、隨て國庫が此稅目に依て幾何の收入を得るやは、總ての納稅者并に課稅目的物に稅率を適用し、徵收手續を終了したる後に非ざれば、之を確むるを得ず、隨て豫算額と實收額との間に、或る差違を生ずるを免かれざるなり。配賦稅法の利益とする所は其收入額確定し、豫算に定めたる以上は、私人經濟に於ける狀況如何に拘はらず、確實に之を收むるを得るの望あるを以て、之に依て財政上の秩序を維持し、又財務行政上に便利なるの諸點に存すれども、其弊害も亦此點に關聯して、發生せざるを得ず。即ち經濟上の關係より、課稅目的物の金額が遽に増加するも、之に應じて、直に收入の増加を求むる能はず。又目的物の金額減少したる場合には、其天災等に基づくときには、事情を參酌して、租稅を減免することあれども、然らざる限り、納稅力に伴はざる課稅を納稅者に強ゆるの結果を生ず可し。故に配賦稅法は第一政府に於て正確に課稅目的物を調査するを得、第二長期限を通じて課稅目的物の價格に變動を生ずること少

なき場合に於て始めて、之を行ふを得べし。而して各種の消費稅の如きは、其性質上定率稅法に據らざれば、賦課する能はざるものなるを以て、配賦稅法を適用するを得ず。今日配賦稅法の盛行はるゝは佛蘭西にして、地租、動産稅、戶窓稅の如き、何れも此稅法に據り、建物稅營業稅は定率稅法に據れり。又バイエルン、ザクセン、ウキルテンベルヒは地租を定率稅とするに反し、普魯西は之を配賦稅としたり。

第四、主體稅と客體稅。課稅標準の種類に依て、租稅を區別するときは、主體稅と客體稅との二種と爲る可し。主體稅とは課稅の主觀的標準たる人に對して賦課する租稅を云ひ、客體稅とは課稅の客觀的標準に依り、納稅者の財産又は之より生ずる收益等に賦課する租稅を云ふ。固より主體稅と雖も、單に納稅者の人身に課稅するものゝみに非ず。此以外に幾多課稅の目的物を存すと雖も、唯主體稅に於ては、收益が所得の一項目として納稅者の手に入れる際に課稅するに反し、客體稅に於ては、所得の依て生ずる生利的物件に對して、課稅するものなり。思ふに主體稅は國民に對し公共の義務を強制するの點に於て、最も完全なるものたるは論を俟たず、又之を根據として、其維持を主張するの議論を生ずると雖も、之を充分に發達

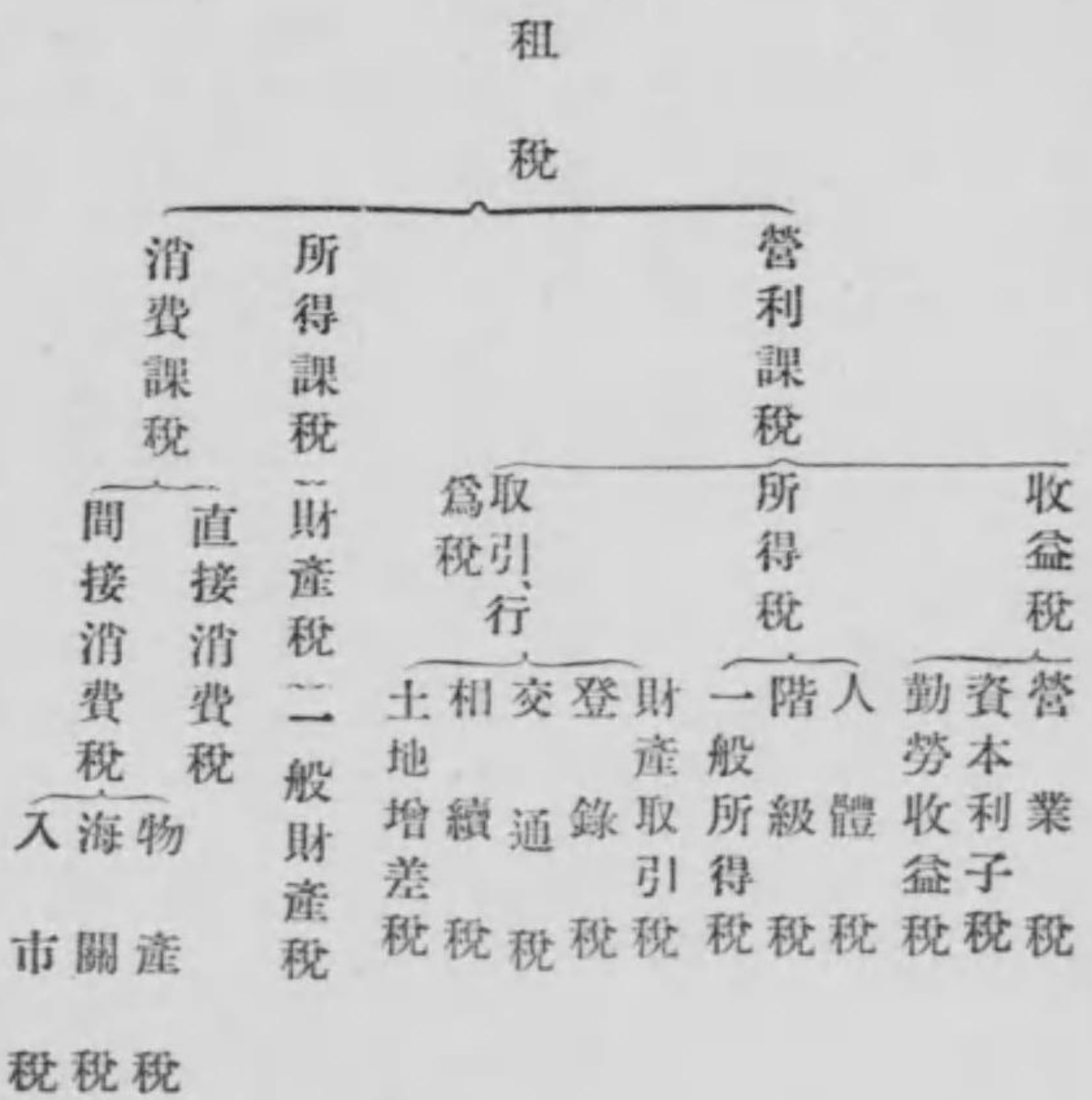


せしむるに當て其間に生ずる困難も亦此點より生ぜざるを得ず。是等の困難あるが爲めに此種の租税は人頭税、階級税、階級別所得税の順序を経て、次第に發達し漸く現時の一般所得税に到達するものなり。而して主體税の缺點は個人納税力を單獨の課税標準として使用する爲めに負擔の不公平を生ずるの一事に存するを以て、之を補ふの必要より、客體税を賦課するに至る。然も其課税を單に外形の顯著なるものゝみに止めず、商業、有價證券等に課税するに至らんか、客體税に伴ふ利益の多くは消滅せざるを得ざるなり。

以上各種の標準に據り、個別的に租税の種類を擧げたるが、一國租税制度の系統より見て、租税には如何なる區別を爲すを以て適當とするや。此點に就ては、學者間の所説に定まる所あるを知らず。或はシユフレイ氏の如き直接税間接税に關する舊來の區別を維持し、一切の租税を孰れか一に充てんとするものあり。或はエーベルヒ氏の如き收益、財産、所得、財産取引又は行爲、消費等の目的物を置き、各種の租税を是等に對する課税の下に排列せんとするものあり。然れども直接税間接税の區別は今日に於て敢て重大の價値を置くに足らず、又總ての租税を的確に

其一に居らしむるは甚だ難きを以て、此系統を固守せんか、實際の事情と扞格することなきを得ず。エーベルヒ氏等の所説は我國に於ても亦廣く行はるゝが如くなれども、唯一般に各種の租税を網羅するに勉めたるのみにして、特に租税制度を構成する上に於て資するに足る可き指鍼とするを得ず。或はファンデルボルヒト氏の如き所得并に財産に對する課税、所得を得る手段に對する課税、所得消費に對する課税、行爲財産若しくは貨物の移轉に對する課税の四種に區別したり。其一定の系統を逐へるの點に於ては、遙に前數者を凌駕するものありと雖も、未だ完全を以て許す可からず。思ふに國家が國民に對して課税の理由を生ずるは、課税目的物を營利の用に供し、或は之を所有し、或は之を消費するが爲めにして、此以外に理由とするものある可からず。隨て租税の種類を區別するに當ても、此課税理由の依て分岐する所を標準とす可きのみ。今、之を標準として現代文明國に行はるゝ租税を區別すれば左の如し。

地 建  
物 租  
税 租



Wagner—Finanzwissenschaft, Bd. II, II.

Van der Borcht—... Ip. I § 8.

Schiffel—Die Steuern, Bd. II, § 3, II.

ヘツケル氏は全然所有課税を認めず、營利課税と消費課税との二大別を下し又取引爲税に對して補助的動産税 (Die ergänzenden Vermögenssteuern) なる名稱を與へたり。此二點を除き、全然余の試みたる區別と一致すれども、尙ほ所有課税の存在する今日、之を除却するは穩當ならざるを以て、之に従ふ能はず。Heckel—Finanzwissenschaft, Bd. I, s. 190 ff.

### 第五節 租稅制度の組織

租稅制度に關する根本の問題は前節に類別したる各種租稅を如何なる程度に於て、又如何なる方針の下に併用統合す可きか、又此程度方針を定むるには如何なる標準に據る可きかの諸點に歸着す可し。而して此問題に對しては、從來二種の正反對の學說の行はるゝを見る可し。一は單稅論にして他は複稅論と稱するもの是れなり。

單稅論又は單稅制度とは、既に其名稱の示す所に依て明なるが如く、或る一種の目的物を選択して之に課税し、其收入を以て、國家全體の經費を支辨せんとするも

のにして、十七世紀以降歐洲諸國に於ては、常に之に關する議論行はれて、殆ど已む所なきが如し。即ち佛蘭西に於ては、グオーバンは、十分の一税なる書籍を著はして、財政改革の方案を立て、各種の所得即ち土地、家屋、營業、公私の職業并に公の有價證券等より生ずる所得に對し、十分の一を最高の限度とし、其範圍内に於て、歲計上の必要に應じて、適宜比例税を賦課し、其收入を以て主として財政を支持し、二三の租税を除く外、他は一切之を廢止す可きことを主張したり。斯る所説の生じたるは、畢竟當時佛蘭西の税法紊亂して、煩雜を極め、納税者に苦痛を與ふること甚だしかりしを以て、此方法に依て、税法全體の革新を期圖したるに由來するものなり。而して之と同時に佛蘭西に於ては、僧侶貴族等が特權を擁して專横の所業を縱にし、巨額の財産所得を所有しながら、是等に對する負擔は總て之を免かれ、隨て一般人民に比較して、租税の負擔に公平を失したると甚だしきものありたるを以て、是等の弊害を矯正する目的の下に、消費單一税の主義を實行し、海關税并に物産税を主要の財源に充て、之に依て特殊の階級に居る者にも負擔を加へ、以て租税の負擔を一般に普及せしめんとするの説を生じたり。是等は何れも當時佛蘭西に存し

たる實際の國情に對する反動として起りたるものにして、必ずしも深く其根柢を經濟學上の學説に置きたるものに非ず。然るに之に次いで世間に喧傳せられたる單稅論は、フキデオクラット派の學者が根據を自家特有の學説に置きて立論したるものにして、既に前節に述べたるが如く、土地の收入を以て、社會に現存する唯一の純收益なりとし、總ての租税は其如何なる形態を以てするを問はず、必ず轉嫁して、土地所有者の負擔に歸し、結局土地の純收益に依て支拂はるゝに至るものなるが故に、寧ろ當初より直接に此純收益に對して、課税す可し、然らば租税の歸着する所は最も明白にして、其轉嫁に依て、納税者并に負擔者の間に種々の錯綜せる關係を惹起すことなきを得べしとしたり。而して此議論はフキデオクラット派の學説が世間に輕視せらるゝに至れると共に、次第に勢力を失墜したれども、其以後に於ても種々の論者に依て、種々の課税目的物に對して單一の課税を爲すの説行はれたり。此中にて殊に世間の議論を煥起したるものとして、ヘンリー・チョーデの土地單稅論を擧ぐるを得べし。即ち此議論はフキデオクラット派の所説と同じく、土地の純收益に課する租税は結局土地所有者の負擔に歸着して、他に轉嫁せ

ざることを理由としたり。唯フキヂオクラット派と異なる所を擧ぐれば、ヘンリーヂョーヂの一派は土地の收入を以て唯一の收益の形態なりとせず。然も各種の收入中、個人の勤勞に依て生ずることなく、専ら土地の原始不滅の力に基き、天與に屬する所多きを以て、國家の所有に歸す可きものなることを論じたり。換言すれば、ヂョーヂは土地以外の物件に對する私有財産權の基礎として、勞力説を以て、之に充てたれども、土地は其成立に於て勞力と相關することなきを以て、其私有財産を辯護するの根據なしとし、土地に對する課税をして借地料の全額に達せしめんとするものにして、斯くして土地を國有に移すことに依て、現時經濟社會の一禍害たる貨財分配の不公平若しくは貧富の懸隔の如き容易に之を矯制するを得べきの意見を立てたり。

以上掲げたる各種の單稅論に就て、其實質を推斷するに、單稅制度には二種の利益の存すること明白なりと云はざる可からず。第一財政上に於て租稅の賦課并に徵收の方法が著しく簡單と爲るの結果、稅務行政費殊に租稅徵收費を節約するを得ること、第二經濟上の關係より見るときは、單稅制度の下に租稅の種類を少な

くするときは、稅法の煩雜なる場合に、其施行に關聯して各種の產業に對して、政府の監督干渉を加ふるの必要を存せざるに至るを以て、稅法の爲めに產業に及ぼす手數煩勞を省略するを得ることは是れなり。單稅制度の利益とする所既に是等二點に在るが故に、此學說の淵源とする所も亦十八世紀中歐洲諸國殊に佛蘭西に於て、租稅制度著しく紊亂して全く一定の系統計畫を失ひ、妄に多數の租稅を賦課し、國民をして其負擔の大なると煩雜の甚だしきとに苦しめたるの一事に在り。即ち此學說たる斯る時代の反動として生じたるものにして、此一事に徵するも亦其目的の那邊に存するやを知るに難からず。或は是等の利益の外にヘンリーヂョーヂの一派は單稅制度に依て、一國に於ける貨財分配の道をして公平に就かしむるを稱すれども、斯の如きは畢竟一片の謬論にして、重きを置くに足らざるなり。然らば以上二箇の利益を得るが爲めに、一國が單稅制度を實行したりとして、一方に幾何の弊害を生ず可きや。此問題は一國租稅制度を組織する方針と最も重大の關係を有するを以て、慎重に研究せざる可からず、抑も文明國現代の財政に於て、第一に必要なは、常に歲計上收支の均衡を維持し、其間に些の誤まる所なき

の一事なり。而して此必要に適應する收入制度を立てんとするには、收入の重要な部分を占むる租稅收入をして伸縮自由の機能を保持せしめざる可からず。此要件を念頭に置きて、租稅制度を構成するときは、勢或る程度まで課稅目的物の數を多くし、隨て之に對して賦課する租稅の種類を多くするの必要あるは勿論にして、此場合には一種の課稅目的物に或る偶然の事變より不測の變動を生じ爲めに收入の減少を來すことありとするも、他の多數の課稅目的物に異動を生ぜざるか、或は其中の一に一方の變動を減殺するに足るが如きことあらんか、全體の租稅收入に及ぼす影響は殆ど之を見る能はざるに至る可し。然らば即ち租稅收入の要部は之に依て確實と爲り、其結果歳入全體の基礎を鞏固ならしむるを得べし。而して斯く租稅の種類多きときには、各種の租稅をして其課稅目的物に對して盡く收入限度に達せしむるの必要なく、或る種類の租稅に對しては特に平生より收入増加の餘地を保たしむるを得るを以て、必要の際には自由に之を利用して、歳出入の均衡を維持するの作用を盡さしむるを得べき道理なり。然らば此反對に單稅制度に於て其單一の課稅目的物とするものに不測の異變を生ずることあらんか、

他に之を補足するの道なく、又今日各國共に歳計膨脹して殆ど底止する所なき状態に居る場合には、單一の租稅の率が平時に於て夙に其收入限度に達し、伸縮の餘地なきに至るは實際に免かれ難きの勢なるを以て、此點より云ふも、財政上に非常の事變の發生したる際に、租稅の收入を増加して、之に應ずるに困難を感ぜざるを得ず。然らば單稅制度は其第一の缺點として、租稅制度構成上の一要件たる租稅收入の伸縮を自在ならしめ、租稅に膨脹的機能を保たしむるの必要に應ずる能はざる弊害あるは明白なりとす可し。

第二に單稅制度に於ける缺點は如何。蓋し國家が租稅を徵收する目的は、財政上に收入を増加するの一事に外ならざるが故に、課稅目的物を選択する場合には、其財政上の意義に於て生産的なるや否や、換言すれば國家の必要とする程度の收入を國庫に致すを得るや否やを以て、其標準とせざる可からず。單稅制度の下に於て前論の如く單一の目的物に對して、其收入限度に到達するまでの課稅を加ふるは、決して租稅をして充分の收入を致さしむるの道に非ず。蓋し租稅收入のものたる、其納稅者の納稅力最も豊富なる場合に於て、始めて稅率又は稅額の多寡と

比例を保ち、又時に自然増收を期するを得るものなれども、其反對に納稅力の乏しきに至るまで、之を徵收するが如きは、決して稅率に相當する収入を得るの道に非ず。況や自然的増收に於てをや。稅率の増加と反比例を以て却て収入の減少を來すことあるが故に、租稅をして生産的のものたらしむるには、各種の租稅に就て其負擔者の納稅力の豊富なる程度を標準として、賦課の緩急を決定するを可なりとす。然るに單稅制度に於ては、單一の目的物に對して課稅するの結果、其稅率は直に收入限度に到達し、隨て此要件に反せざるを得ず。

第三、單稅制度は租稅負擔者に對して、負擔の不公平を惹起す可し。租稅制度に於て最も重大なる要件は租稅負擔者に對する負擔を公平ならしむるの一事にして、古來租稅に關して一般人民の間に起れる非難紛擾等は租稅が絶對的に過重なる場合に之を見ると共に、負擔の不公平なるに伴ふこと亦少なしとせず。然らば如何にして租稅負擔の公平を維持す可きやと云ふに、後節に説明するが如く、各種の課稅目的物に對し、其納稅力の限度を標準とし、其限度を均等の程度に居らしむるを以て、最良の手段とす可く、隨て或る點まで課稅の普及を期圖するの必要ある

可し。然るに單稅制度の如く一種の目的物にのみ稅率を重くするときは、此必要に反するの結果なきを得ず。例へば前論の如く、土地の純收益は人爲の勤勞に據ることなく、寧ろ社會全體の發達に伴つて生じたるものなりとの所說にして、推奨するの價值ありとするも、尙ほ斯る種類の收益は決して土地のみに限らるゝものに非ず。土地の如きは寧ろ其一小部分に過ぎざるなり。即ち鐵道會社の利益の如きは如何。各種のトラスト其他獨占業者の占むる利益の如きは如何。今日の經濟社會に於ては獨占の地位に居りて、大規模の業務を行ふもの少なからず。是等は何れも社會全般の發達に促されて、其業務の利益に自然に増加を見るの常にして、其性質に於て土地の收益と何等異なる所あるを見ず。歐洲戰爭の開始以來各種の事業殊に軍需品製造業に生じつゝある戰時利益の如きも、亦其一とす可し。然るに今單稅制度の下に於て、獨り土地の純收益のみに租稅を賦課せんか、鐵道會社トラスト又は他の獨占業者の如きは、土地を所有するの關係より、多少の負擔を蒙ることある可しとするも、尙ほ土地と同一の性質を有する收益を獲得しながら、其大部分は何等負擔を蒙らざるを得べし。是れ課稅の普及を閉却するの結果に

して、單稅制度に免かるゝ能はざる缺點なり。此他納稅者の感情より考ふるに、一種の租稅の下に多額の稅金を徵收せらるゝよりも、幾多項目の租稅に依り、數種に分割して稅金を徵收せらるゝ方、假令ひ實際に負擔する金額は同一なりとするも、納稅者に及ぼす感情を緩和するの效果ある可し。而して單に感情の如何を問はず、今日の如き國際間に課稅目的物の移動出入極めて自由なる際には、單稅制度の下に或る種類の目的物に重率の課稅を爲さんか其結果として之を海外に移出せしめ、内國に於ける課稅目的物を縮少し、一國をして課稅の根據を失ふに至らしむるやも亦知る可からざるなり。

單稅制度が租稅制度の要件に反すること斯の如く大なるのみならず、政治上の見地より觀察するも、此制度實施の結果として、頗る危險なる傾向を政治上に現出するに至らざるを得ず。即ち今日文明國政治の歸嚮する所は民主政治に在りて、此大勢は如何にするも、之を抑制する能はず。然も尙ほ民主政治の運用を圓滑にし、其短所たる政治をして、急進過激に流れしむるの弊を矯めんとするには、民主政治の下に於ても、尙ほ參政權の賦與を納稅者に限り、定額の租稅を負擔する者をし

て、政治に參與せしむるを必要とす可し。然るに單稅制度に於て參政權の標準を納稅の一事に求めんか、土地の所有者のみ政治に參與するに止まると同時に、此標準を撤廢せんか、全然租稅を負擔せざる者をして一國の政治に參與せしむるの結果を生じ、其執れを以てしても民主政治の運用を妨げざるを得ず。又今日租稅徵收の目的は國庫に收入を得るに在れども、租稅を賦課する偶然的利益として租稅の負擔に依て其負擔者に國民として義務の觀念を深からしめ、私利を後にして公益の爲めに盡すの必要を自覺せしむるの效果少なからざるに、單稅制度は斯る偶然的利益をも奪取するに至らざるを得ず。

Seligman—Essays in Taxation, Ch. III.

Cohn—Finanzwissenschaft, § 224—251.

## 第六節 租稅制度組織の要件

單稅制度の缺點以上の如くなりとすれば、單一の目的物を選択し、獨り之に課稅したるのみを以てして、租稅制度の構成完璧を得たりとする能はず。之を期する

には別に或る系統を立て、又一定の原則に依て制度を構成せざる可からざるは論を俟たず之を混合租稅制度と云ふ。然らば一國の租稅制度を構成するには如何なる條件に準據するを必要とするや。試に其條件の重なるものを擧ぐれば左の如くなる可し。

第一、租稅制度の下に於ける各種租稅の收入が伸縮自在なるを要すること。

第二、租稅制度が財政上の意義に於て生産的なること。

第三、租稅制度に於ける各種租稅の納稅者に對する負擔の公平なること。

租稅は今日各國の財政に於て、國家收入の最要部に相當するものなるを以て、一の制度を立てたる場合に、其制度の下に於ける各種租稅の收入が伸縮自在の作用を保たざるに於ては、必要に應じて歳計の均衡を維持する能はず。其收入の伸縮自在なるは租稅を國家收入の重要なるものとし、深く之に依頼する事實に關聯して必要を生ずるものなり。又租稅賦課の目的が國庫に收入を得るの一事に存するは、疑を容る可からざる所にして、既に國家に經費ありて、之に應ずるが爲めに、租稅を徵收する以上は、其財政上の意義に於て生産的たるを要するは論を俟たざる

所なり。唯此點に就ては近時學者間に多少の議論を試み、斯く純然たる財政上の見地のみに據て、租稅制度を構成するを非難する者あり。其一として特に顯著なるは租稅を社會政策上の手段に供用し、租稅を以て一國に於ける富の分配の不公平を矯制するの用を致さしめんとするものにして、此所説を主持する學者の代表者をアドルフワグナー氏とす。即ちワグナー氏は國家の財政政策を沿革上より前後二期に分ち、其後期に屬する今日に於ては、國家は單に國庫に收入を得るのみを以て、財政政策の主眼とせず、更に進んで社會上并に産業上に於ける状態を想察し、國庫收入の機關を利用して、社會に發生せる不健全なる勢力を排除し、以て國家の理想に到達するに勉む可きことを論じ、累進稅法の如きも、其富の分配の不公平を矯制するの見地より之を主張したり。即ちワグナー氏は租稅の制度并に秩序を定むるに當り、社會共同的生活の要求并に利害、社會的正義の維持、文明發達の原因等を參酌し、以て租稅をして社會政策上の職務を盡さしめんとするものにして、試にワグナー氏自身の所説を引抄するに左の如し。

近代の經濟學は公私經濟上の活動が相互に依頼し、又相互に補助するものな



るの事實を認むると同時に、現代の私人産業組織に關する樂觀説を否認し、自由競争制度に於ける弊害を承認し、私人の創始力に依る生産業の組織、現時の財産制度殊に土地并に生産資本に關する制度之を基礎とする富の分配が社會上の勢力に決裁的關係を有することを知り、又之と同時に國家が其活動を爲す形態に依り、其収入を消費する方法に依り、其賦課する租稅の種類に依り、又公債の發行に依り直接間接に富の分配并に社會上各階級の地位に影響する所あるを知るに至れり。

是等の知識に據り、經濟學は今や二箇の要求を爲すに至れり。第一國家は既往に於て其爲したる所に伴つて、生じたる各種の弊害を防遏する用意を以て、其經費、租稅制度、公債を處理す可く、第二國家は適當なる政策に依て、財政上其他の事項に於ける既往の行爲に基かざる弊害にても、尙ほ之を防遏せざる可からざること是れなり。此第二の要求の結果として、財政の領域に於ては、經費は國家をして新職務を行ふに適せしむるまで、之を増加す可く、租稅は充分なる収入を供ふる純粹の財政上の目的の外に、尙ほ自由競争の行はるゝ爲めに、今日の社會

上の秩序を基礎として生ずる富の分配の状態を異ならしむるの作用を致さしめざる可からず。

Finanzwissenschaft, Bd. I, § 27.

而してワグナー氏は社會政策上の見地より、租稅の正義關係を論じて左の如く斷定したり。

競争に依て定まれる分配の状態を租稅に依て擾亂す可からずと云ふ結論は、一般に眞實なりとするを得ず。吾人は寧ろ租稅の純財政的學說の外に社會政策的學說を樹立し、之に依て租稅をして國庫に収入を供ふるの手段たらしむると同時に、更に此以外の手段たらしめ、競争より生ずる富の分配を矯制するの手段たらしむるを要す。斯の如くにして確定収入と投機的収入(Gewinnen aus Conjunctionen)との間に税法上の取扱を區別し、勞力より生ずる所得と財産より生ずる所得との間にも亦同一の區別的取扱を爲すに至る可く、又多額の所得は小額の所得よりも納稅力を表示すること大なるの事實并に財産より生ずる所得は勞力より生ずる所得に比して、大なる納稅力を表示するの事實も社會政策上の見

地に據り、税法上に考量するを得べく、生計最少必要額の免除も亦此見地より主張するを得べし。隨て社會政策上より課税の普及と均等とに關する原則を解釋するときは、第一課税の普及は單に國民に對する關係に於ても、一片の辭義のみに依て解釋す可からず。少額の所得殊に勞力より生ずる所得に對しては一般の租税又は特別の租税の負擔を免除せしむるの理由を生ず可し。是れ生計最少必要額の免除に對する社會的要求なり。而して第二に社會政策上の見地より見るに、租税の均等は納税力に比例する租税と云ふを得べし。而して納税力は人の所得又は財産が増加するよりも、尙ほ急速の割合を以て増進するものなるが故に、社會政策的學説は多額の所得に對する累進課税法を要求し、勤勞所得に比較して財産所得に對する重率の課税を要求す可し。而して嚴酷に云ふときは、相續税の如き、社會政策上の見地に於て始めて之を認容するを得べし。蓋し財産權又は財産相續權は自由主義の學者が信ずる如く、國家の行動より獨立したる事項に非ず、否、國家法律上の行動の產物に外ならざればなり。

Finanzwissenschaft, Bd. I, s. 150, s. 22.

即ちワグナー氏は總て租稅制度を構成する根本の方針として、社會政策上の見地に重きを置き、國庫收入上の見地を第二位に置かんとするものなり。又斯る極端に流れざるも、尙ほ或る程度まで社會政策の意義を加味して、税法の取捨、税率の高低を決せんとする者あり。彼のジョン・スチュアート・ミルが相續税に就て論ずるに當り、他の租税に對して累進税法を適用することを不可なりとしながら、獨り相續税に之を適用するの理由ありとし、其根據を之に依て、人が得るに値せざる富を得るを制限するの一事に置きたるが如き、即ち此一例とす可し。(Principles, Bk. V, Ch. II, § 3.) 然れども斯る議論若しくは政策は如何なる程度まで之を認容するを得るか。財政政策の意義効果を狹義に解釋する舊派の學者が之に反對するは勿論、新思潮を解する學者中にも反對説を懐く者少なからず。左に掲ぐるはセリグマン氏の所説を抜抄したるものなり。

ワグナー氏は財政政策の歴史に於て純財政的時代と社會政策的時代とを區別し、前者に於ては、單に國家の必要とする收入を得るに勉むるに在るも、後者に於ては純粹の財政的理由以上に社會上の理由を置き、富の分配を公平にする爲め

に、私有財産の權利に干渉せんとするものなるが、斯る區別は決して根據を有するものに非ず。各國の租稅政策が從來國庫收入の理由のみに左右せられたりと云ふは、歴史上に於て既に誤まれる所にして、或る國が内國産業保護の爲めに輸入税を賦課し、奢侈禁遏の爲めに奢侈的消費品に重税を賦課したる等國庫收入以外の見地を以て、租稅の賦課を決したるの例は實際に少なしとせず。ワグナー氏の如く、財政政策を前後二期に區畫せんとするは、遽に認容す可からざるのみならず、氏の如き意見を以て租稅制度を立てんか、結局國家の強制的權能を以て、富者の有する所を奪ひて之を貧者に與ふるに至らざるを得ず。氏は之に依りて社會に於ける正義的關係を保ち得べしと云ふ。然らば正義とは何ぞや。其國家行爲に關する點に就て云へば、個人に對して法律上同等の權利を與へ、其鍛練資力を運用するに就て、同等の機會を與ふるに在り。國家は決して富の分配の不公平を惹起するが如きことを爲す可からざると同時に、富の不公平を除去するを以て必ずしも正義に適合したりと云ふを得ず。個人の有する能力の不公平なるを顧みず、財産の平等を強制するが如き、却て正義の觀念に牴觸するも

のと云はざる可からず。又財政上の關係より、ワグナー氏の所説を觀察するに假に氏の説を實行せんか、租稅の賦課を利用して、或る現象即ち富が少數者の手に集中することを禁遏せんとするものなるが、凡そ禁遏と國庫收入とは財政上の關係に於て正反對の事態を惹起すものにして、禁遏を目的とする租稅は概して國庫に收入を生ずることなく、又少なくとも收入を減却せしむるを免かれず。即ち財政上に於ては、少數者の手に富の集中すること多きに隨て、多々益々之に累進税法を適用し、以て收入の増加を期するを得策とす可き道理なるに、漫に社會政策上の見地に於て、租稅を以て富豪の蓄財を禁遏せんか、忽にして課稅を適用するの地を失ひ、爲めに一國の稅源を枯渴せしめざるを得ず。社會政策を施すには、他に適當の道ある可し。財政政策と社會政策とを混淆するに至ては、遽に其可なる所以を知る能はざるなり。

Seligman, *Progressive Taxation in Theory and Practice*, pp. 129-35.

以上兩説に就て考ふるに、共に極端に趨れるの嫌なきを得ず。ワグナー氏が租稅の主たる目的を國庫の收入に置かずして、貧富懸隔の矯制に求めんとし、爲めに

求めて租稅の生産を妨げ、租稅制度構成の要件に牴觸せんとするは、事の可なるを認むる能はず。ワグナー氏の所論に従はんか、富者の富を減ずることに依て、貧者をして貧困の程度を輕うするを得せしめんとす。斯の如くして得たる貧富懸隔の調和は必ずしも社會の幸福とす可からざるのみならず、社會政策を一變して、危険なる社會主義を實現するに至るやも知る能はず。然れどもセリグマン氏の如く、社會政策と租稅政策とを全然兩立す可からざるものとするも亦可ならず。今日文明國が租稅の負擔を國民に分配するに當つては、其根據を納稅力説に置かざるはなし。而して納稅力説に依て、租稅負擔の分配を決定せんか、後節に於て説明する如く、金額の大なる所得、資産より生ずる所得、偶時的利得に對しては、金額の小なる所得、勤勞より生ずる所得、繼續的利得に對してよりも稅率を重くするを正當とす可く、然も是等は盡く社會政策の見地より財政政策に對して要求する所と一致するに於ては、セリグマン氏が兩者を以て氷炭相容れざるが如くに論ずるの誤まれるや、論を俟たざるなり。

第三の要件に就ては、特に議論を惹起するの餘地あるを見ず。租稅の負擔が納

稅者に對して公平なるは、租稅の收入を増加し、租稅の爲めに稅源を損傷することとを少なくし、又納稅者の感情を緩和する等の諸點に於て最も必要にして、租稅制度を立つる場合には、各種の租稅が納稅者に對する關係を明にし、全體に於て負擔の均衡を保たしめざる可からざるなり。

租稅制度の要件は右の如くなりとして、是等の要件を具備するは到底單稅制度の能くする所に非ざるを以て、勢或る種類の租稅を統合して、一の制度を構成するを必要とす可し。而して斯く各種の租稅を統合する場合に於ても、以上の諸條件の必要を逸して、妄に租稅の種類を多くし、所謂複稅制度の状態に陥るときは、單稅制度の利益として、曩に擧げたる所と恰も正反對の結果を生じ、租稅の徵收費を増加すると同時に、租稅の爲めに民間事業に及ぼす干渉束縛を甚だしからしむるの弊害あるを以て、租稅を統合する場合には、租稅制度の消極的的要件として、第一に租稅徵收費の節約を謀り、第二に租稅の爲めに私人經濟の各方面に及ぼす干渉束縛を少なくするに勉めざる可からず。換言すれば一種の租稅を取つて、單稅制度を立つるよりは、數種の租稅を併用して、一の制度を立つること、財政上の必要に於て

事情已むを得ざるものなれども、唯今日と既往とを比較して、其間に異なる所は、租稅に關する一般の知識尙ほ發達せざりし時代には、各種の租稅を併用統合するに當つて、一定の系統を守らず、確乎たる計畫を立てず、單に財政上國庫の收入を増加するの必要に驅らるゝや、課稅上便宜にして、且つ收入の望あり、課稅に對する抵抗力の微弱なる目的物には總て課稅を敢てするの結果、忽にして租稅制度の混亂紛糾を惹起したるに反し、現代に於ては各種の租稅を統合するに當り、租稅に關する一般の原則に準據し、徒に租稅の種類の多きを求めず、又其少なきを欲せず、各種の租稅を併用して、一の制度を組織し、此制度の下に於て、租稅に關する原則に適合する課稅法の實行を期圖するものなり。

### 第七節 租稅の分配

前節に論じたる原則に準據して、租稅制度を構成するに當り、第一に問題に上るは、如何なる標準に依て、各種の租稅を納稅者に分配し、以て其負擔を定む可きやの一事なり。思ふに此標準にして明ならざるか、又は標準其ものゝ選擇宜しきを得

ざるに於ては租稅制度に關する第三の要件として擧げたる租稅負擔の公平を得るの一事の如き、到底之を成就するを得ず。而して從來租稅に關する學說を見るに、租稅負擔の分配に關して、大凡三種の區別を存するものゝ如し。以下順次説明する所ある可し。

第一、國家勤勞實費說。此學說に據るときは租稅を以て、國家が個人の爲めに致したる勤勞に對する報酬と認め、租稅の形態を以て、個人をして國家の勤勞に對する實費を負擔せしめんとするものにして、即ち此名稱(Cost of Service Theory)ある所により。獨逸に於て之を交換說(Tausch Theorie)と云ひ、英國に於てQuid pro Quo Theoryと云ふも亦故ありとす可し。今此學說に依て租稅の分配を決定せんか、各個人が國家の勤勞に對して其實費に相當する金額の租稅を支拂ふことに依て、始めて租稅負擔の公平を得たりと云ふ可きなり。如何にも今日個人は國家を維持し、其存立を全うする爲めに、各自國家に對して各種の支拂を爲し、而して其支拂の中には、國家に對して、其爲したる職務の實費を賠償することを目的とし、標準とするものなきに非ず。然れども是等は單に國家收入の一部分を成すに止まり、之を以て直

に租稅と稱するを得ず。租稅の性質を表示する一の特徴は其賦課徵收の強制的なるに在り。故に實費の賠償を目的とする支拂は、若しも個人にして、國家の勤勞を受くることを拒絶せんには、之と共に支拂の義務を免かるゝを得べしと雖も、租稅に至ては決して然るを得ず。是れ租稅の定義に於て明なるが如く、租稅が國家全體の利益を擧ぐる費途に供せらる可き收入を得るの關係より生ずるものなり。然るに勤勞實費説に據らんか、租稅に對しても國家の勤勞を受くることを拒絶するを條件として、其負擔を免かるゝの結果を生ぜざるを得ず。然も財政は共同經濟にして、國家の勤勞は集合的性質を有す。國家の勤勞を個別的に各個人に割當て、之を標準として租稅の徵收額を決定せんとするが如き、租稅の性質に於て到底企及す可からざる所なり。

第二、國家勤勞利益説。此學説に於ては、國家勤勞の實費を以て租稅分配の標準に充てず。國家の勤勞に依て、各個人に及ぼす利益を標準として、租稅の分配を決定するを以て、負擔の公平を得たりとするものにして、勤勞利益説 (Benefit Theory; Äquivalenztheorie; Interesse oder Genuss-theorie) と稱せらるゝ所以なり。蓋し一國が如何

なる政體に則り、又如何なる政治主義に據るを問はず、國家の職務として必要缺く可からざるものは、即ち國民の生命又は財産に對する保護に外ならざることを根據とし、國家勤勞より生ずる利益を測定するに、國家が致す是等の保護の程度を以てし、其程度の厚薄に準據して租稅負擔の多寡を定むるを以て、此學説の根柢とす。彼の國家を以て一の保險會社と同一のものと見做し、租稅を以て平安寧寧を享受するに對する保險料とするの説あるが如き、畢竟此學説に基くものなり。勤勞利益説が勤勞實費説と異なる所は一方の學説が實費を基礎とするに對して、他方の學説は利益を基礎とするの一事に在り。而して斯く其基礎とする所を異にするると雖も、共に個人の立脚地より租稅の負擔を決定せんとする誤解に陥れるの點に至つては即ち一なるを以て、前説に對する駁論は總て之を後説に適用するを得るのみならず、今日國家の職務とする所は單に生命財産に對する保護と云ふが如き、原始時代より行はるゝ簡單なる職務のみに止まらず、社會の進歩と共に、是等以外に更に概括的性質を有する幾多の職務は隨時隨處に増加し來り、其結果國家の職務を通じて個人に及ぼす利益を正確に打算する能はざるに至らしめたり。故に

原始時代に於ては、或は此學說を以て、租稅分配の標準に充つるを得たるやも知る可からずと雖も、今日に於ては、到底斯る用を致さしむるを得ず。

第三、納稅力說。前論の如く、勤勞利益說と云ひ、勤勞實費說と云ひ、共に租稅分配の標準に充つるに不適當なりとすれば、他に之に代る可き如何なる學說ありや。之に相當するものは、納稅力說 (Friendly Theory; Leistungsfähigkeit theorie) 是れなり。其論據を窺ふに國家は社會公衆の爲めに組織せられ、各人共通の利益を發揚するを目的とするものなるが故に、國家の爲す勤勞の多くは國家の一員たるの故を以て、個人に於て其利益を享受するに至る可し。然も其利益たる、數量に於て之を測定する能はず、形體に於て之を見る能はず、個人一箇に及ぶ所亦之を知る能はずとすれば、個人が國家を維持するに醸出する支拂即ち租稅は各個人の有する能力に應じて、之を負擔せしむること國家を組織して、社會共存の目的を達する所以なりと云はざる可からず。是れ今日政治學上の定説たる、國家と個人との關係若しくは國家の爲す勤勞の性質より演繹し、租稅負擔分配の標準として最も適當のものなる可し。即ち此學說に據るときは、今日個人が租稅を負擔するは敢て國家より受く

る特別の利益に對する報償を意味するものに非ず。又國家より特別の保護に浴するの代價を示すものに非ず。單に國家は社會生存上の一要素にして、之を維持するの義務は個人の生存と相伴ふて離る可からざるの關係あるを以てなり。故に今日個人に對して國家の必要なるは恰も空氣水の人生に缺く可からざるが如し。吾人にして原始野蠻の時代に復歸するか、又は無政府の時代を現出せざる以上は、個人は國家の範圍を超越して、生存を全うするを得るものに非ず。個人の起居眠食、一舉一動は常に國家存在の事實に伴ひ、又之に規制せらるゝものにして、非常の際には國家の爲めに一身を挺し、以て國難に當るの義務ある一事に就て見るも、國家と個人との關係如何は頗る明瞭なる可し。國家の必要に應じ、個人が平生國家の職務より受くる利益の有無若しくは其多寡如何、又は國家の下に受くる保護の厚薄如何に拘はらず、各自の納稅力を盡して、租稅の負擔に應ずるは、事固より當然なると同時に、又之を外にして他に負擔の標準を求むる能はざることも前論に依つて明白なる可し。要するに此原則は、常に近代の一學說たるのみならず、各國に於ける稅法改革を指導するの規矩と認めらるゝものなり。コオン氏此點に

就て曰く

納稅力説が公共經濟の領域に於て、一般に承認せらるゝ理由二あり。第一比例的實費并に利益の計算は多くの重要な職務に關して、之を行ふを得ず。第二公共活動の根本的狀態は或る程度まで社會に於ける個人の存在と關聯し、各個人全體の經濟的實力と密接なる關係を有するに至る可きを以てなりと。

Cohn—Finanzwissenschaft, S. 200

茲に於てか、租稅制度の上の一の重要な原則を演繹するを得べし。既に前論の如く、個人にして、其納稅力を標準として、租稅の負擔に應ず可きものなる以上は、租稅制度に於て負擔の公平と稱するものは、此納稅力に對する租稅負擔の關係均等なるときに於て始めて之を見るを得べきこと是れなり。然らば更に一步を進め、個人の納稅力とは如何なるものを表示するや。其物體にして明白ならざる以上は如何なる方法に依て租稅制度を構成し果して負擔の均等を得るや、之を知る可からざるの道理なり。蓋し納稅力の學説たる、學者間に唱出せられてより、年處甚だ久しく、佛蘭西に於てはジャンボタン夙に此説を取り、アダムスミスは租稅

四原則の第一に於て、國民は政府を維持する爲めに、各自の能力換言すれば國家の保護の下に各自享受する收入に比例して納稅す可きものなることを斷定し、獨逸財政學者も亦一般に此説を承認するに至れり。

Neumann—Die Progressiv Einkommensteuer, S. 98—102.

Schiffke—Die Grundsätze der Steuerpolitik, S. 75.

然らば能力又は納稅力とは何ぞや。此點に就ては自ら種々の説明なきに非ざれども、凡そ如何なる方法を以て課稅するを問はず、租稅が結局支拂はるゝ源泉は私人の所得に外ならざるが故に、所得を以て直に能力を表示する標準とするは、一般に承認せらるゝ所なるが如し。然れども個人は自己の所得を如何なる程度に於て消費するや。其程度の高低は自ら所得に對する需要の強弱を定むるに至る可し。而して此強弱は直に能力の消長と關係を有するものにして、假令ひ同額の所得を有する二人の間に於ても、甲が生活の必要上消費する所は乙の消費する所よりも遙に少なしとすれば、甲の能力は乙の能力よりも大なりと云はざる可からざるは勿論、凡そ個人の消費には一定の限度ありて、濫に其領域を超越する能はざ



るを以て、所得が此制限を超過すること大なるに隨て、租稅を負擔する能力は累進的に増進するの道理なり。故に單に所得の多寡のみを以て、直に能力を定む可からず。即ち生産の方面を見ると同時に、一方に如何にして此所得を消費するや、消費の状態を參酌して、以て能力を定むるの必要を生ず可きなり。茲に於てか、租稅制度の上に納稅力説より更に一步を進めて、租稅犧牲説(Sacrifice Theory; Opfertheorie)なるもの唱出せらるゝに至れり。之を説明せんに、本來個人が所得に對する需要の強弱は生存上の必要に屬するものより、稍や奢侈に類し、又全然奢侈を以て目せらる可きものに至るまで、其間に幾多の等差なきを得ず。而して租稅なるものは、個人が各自の需要を充す可き收入の一部を國家に於て徵收し、納稅者に一種の犧牲を加ふるものなる以上は、租稅負擔の公平を得んとするには、其各個人をして感ぜしむる犧牲の程度を同等ならしめざる可からざること論を俟たず。納稅力を定むるに當り、所得と消費との兩方面を參酌するは、要するに租稅の爲めに納稅者に、及ぼす犧牲の程度を同等ならしむるの方法に外ならず。納稅力説は租稅の負擔を客觀的標準に求むるに反し、犧牲説に於ては、之を主觀的標準に求むるものなり。

り。即ち此學説は今日納稅力説を實際に適用するに當り、其指針たるものにして、此學説を根據として、租稅制度に種々の政策を必要とするに至る。今日租稅の賦課に當て最も重大なる關係を有するは、要するに租稅犧牲説の適用如何に在りとす可きなり。

### 第八節 租稅犧牲説と租稅政策

租稅犧牲説に依て、租稅の分配を決定し、納稅者に對する負擔を公平ならしめんとするには、如何なる租稅政策を必要とするや。其重なるものを擧ぐれば、第一累進稅法の適用、第二生計最少必要額の免稅、第三、財産所得と勤勞所得との區別的課稅是れなり。以下順次説明する所ある可し。

第一、累進稅法。累進稅法とは課稅目的物の數量價格が増進するに隨て、稅率を増進せしむるものを云ひ、比例稅法とは課稅目的物の數量價格の増減に拘はらず、稅率を同一の歩合に置くものを云ふ。嚴酷に云ふときは、累進稅を以て課稅額と共に、稅率の増加するものとするは、事實に該當せざる場合なきに非ず。例へば稅

率同一なるも伊太利所得税法に於ける如く、課税價格に於ける變動に依り、課税關係の變動することある可く、此場合に同一税率を繼續して、一方に遞次減少する課税目的物の増加額に適用することゝ爲らんか、同一税率の下に、累進税法を見る可しと雖も、斯の如きは同税法適用の一種にして、必ずしも定義に於て區別するの要を認めず。

累進税法と比例税法と二種の課税中、其孰れを取るを以て可なりとするやは財政學上議論の存する所なり。或は學者の中には、比例税法が簡單明確にして適用の容易なることを理由として、此課税法を主張する者なきに非ざれども、既に租税分配の標準を個人の納税力に置き、租税負擔の公平を以て、納税者に及ぼす犠牲の均一を得るに在りとする以上は、累進税法に據らざるに於ては、此均一を求むること困難なりと云はざる可からず。即ち納税力を表示する能力の一方面たる生産に就て觀察するに同一の税率を以てしては、課税目的物の多寡に依て負擔の程度を異にせざるを得ず。是れ貨物の供給増加は反比例を以て其價格の低減を惹起すと云ふ一般の原則に徴して、明白なるのみならず更に消費の方面を見るに、個人

生存上に必要な費用は所得の増加と共に必ずしも同一率を以て増加するものに非ず。假令ひ社會各階級に於ける生活程度の懸隔を斟酌するとするも、所得の中より生計費を控除したる殘餘が所得の多きに隨て大なるは、自然の勢なるを以て、租税をして納税力に對して平均を保たしめんとするには、勢累進税法に據らざる可からず。換言すれば私人經濟に於ける一年の收入は各自の生計に必要とする所を充すの原資たるものなり。課税は税金額だけ、此原資を制限するものなるが、然も此制限たる、收入の絶對的必要額に對すると、有用額に對すると、將た又奢侈的消費額に對するとに依て、各々其影響に異なる所ある可し。即ち所得の多きものに對しては、税金は僅に奢侈的消費の一部分を殺ぐに止まるに反し、其少なき者に對しては、絶對的必要を殺ぎ、著しく負擔の程度實質を異ならしむるに至るが故に、斯る不公平を避くるには、累進税を必要とせざるを得ず。若しも租税轉嫁に關して一部學者の間に唱へらるゝ所謂租税分散説なるものにして、眞理ならんには、課税法が此比例税法たると累進税法たるとに依て、深く相關する所なし。如何となれば、租税は結局廣く全體の消費者に轉嫁し、納税者は特に何等の損害を蒙らず

消費者は自己の消費したる所に比例して、租税を負擔す可きを以てなり。然も租税分散説にして、誤まれりとすれば、累進税法に依て、租税負擔の均一を得るは、實際に已むを得ざるなり。

又租税制度の全體に涉つて之を觀察するに、海關稅物產稅の如き消費稅の負擔が主として課稅目的物を消費する者の負擔に歸するに當ては、其負擔額は富者に對するも、將た又貧者に對するも共に同額にして、實際には所得の少額なる者が却て多額の負擔を蒙り、所謂逆進稅法 (Regressive Taxation) の實を現出するに至る可きを以て、斯る租税制度全體に於ける負擔の不公平を矯制するの點より見るも、財產又は所得等に直接に課稅する場合には、累進稅法を適用し、以て兩者の均衡を持せしむるの必要ありと云はざる可からず。今日の經濟社會に於て、多額の財產を所有し、又は多額の所得を收受する者が其財產を増殖し、又は所得を運用するに就て、所得財產の數量に對する比例以上に特殊の便宜利益を有するは明白の事實にして、富者は常に所謂收益遞増の原則に左右せられ、所有し、收受する所多きに隨て、收得する所愈々大なるの道理と爲る可し。故に此際一國が比例稅法に固執して、最

も納稅力の豊富なる部分に負擔を加へず、而して一方に犠牲を感ずること最も痛切なる部分に對して、課稅上の壓迫を加ふるは、租税制度の眼目たる租税負擔の公平を無視するものなること之より甚だしきはなしとす。如上の論點より累進稅法を主張する學説は特別賠償説と稱せらるゝものにして、近時佛蘭西に於て累進所得稅の主張を生じたるは、主として此學説に據るものなり。

Seligman—Progressive Taxation in Theory & Practice, ch. II.

然るに累進稅法に對しては、從來學者實際家の間に反對の意見を懷抱する者少なからず。ルロワ、ボリュエー氏が累進稅は嫉妬を母とし、暴虐を其娘とすと云へるは此一派の意嚮を代表したるものなり。今順序を逐ふて、累進稅に對する反對論を擧げんに、其第一に曰く累進稅法は專斷不確實にして、累進稅率を定むるに當て、一の規矩とする所なく如何なる程度を以て稅率を累進せしむ可きや、其最高度は之を如何なる邊に置く可きか是等の問題は、一に立案者の意嚮に依て定まるが故に納稅者は斯る稅法に對して不安の念に堪へざる可しと。如何にも租税の負擔に依て納稅者に及ぼす犠牲の程度は事心理上の作用に屬するものなるを以て累

進の程度を定むるに當て、其標準を的確なる有形上の事物に求むるを得ず。或は彼のコーヘンステューアト氏の如き、此點に就て數學上の方式に據らんことを試みたる者ありと雖も、敢て成效したりと云ふ能はず。隨て稅率を決定するの點に於ては、聊か確實を缺くの憾なきを得ずと雖も、確實にして、不公平なる稅法よりも不確實にして、公平なる稅法が勝れる所あるは、租稅制度の原則に徴して頗る明白なりと云はざる可からず。隨て此議論を以て累進稅法を排斥せんとするは、事態の輕重本末を顛倒したるものなり。エーベルヒ氏斷案を下して曰く、累進稅率の割合を定むるに就て、從來數學上より種々の研究を重ねたる者あれども、未だ滿足なる結果を得る能はず。隨て納稅力と稅率との間に正當の關係を保たしむるを得ざるは、明白の事實なれども、之を以て累進稅法を否定するの理由とす可からず。唯生計上に於て必要とする所得額の區別を明にし、其間に適當の差を設けて、以て完全に近づかしむるに在るのみと。是れ最も實際を重んずる議論と云ふ可きなり。

第二の反對論は累進稅法を以て、一種の官沒と等しく、稅率累進の極、租稅をして財產又は所得の全部を吸收せしめざれば已まざるに至る可しとするもの、是れなり。然れども此非難は累進稅率の最高度、漸次上進し、十割又は其附近に達したる時に始めて起るものにして、適當の程度に於て累進の割合を止めしむれば可なるのみならず、妄に之を累進せしめて、課稅目的物の全部を吸收するが如き、決して累進稅法の趣意を徹底したるものに非ざるなり。佛蘭西革命に際し、ジャコビン派は人民の所得を四千五百リッヴルとする程度まで、財產を減縮せしむる目的を以て、累進稅法を採用することを主張し、ロベスピエールの如きは更に一步を進め、三千リッヴルを以て、其最高限たらしめんとしたり。斯の如くなれば、累進稅法は一變して、一種の沒收と異ならざるの結果を生ずるに至る可しと雖も、是等の所説たる革命時代に於ける一種の反動に出で、全然實行的價値を缺けり。今日累進稅論者の主張し、要求する所は決して是等の極端に趨るものに非ず、セリグマン氏が歴史に於て知られたる累進稅の最高率を以て、三割七分五厘なりとしたるに徴するも、一般の事實を推測するに足る可し。

Seligman—Progressive Taxation in Theory & Practice, p. 4.

第三に累進税法は貯蓄を防遏し、脱税を盛ならしめ、又財産所得をして海外に移出するに至らしむるが故に、其結果として税率の高き割合に、収入の増加を期圖すること難く、結局財政上の意義に於て不生産の課税法たるに終る可しとの説あれども、此説たる富者は自己の所得又は財産に對して、需要の緊切ならざる事實を閑却したる議論なり。既に需要の比較的薄弱なる所得又は財産を課税目的物とし、之に對して租税を徴收せらるればとて、納税者が特に脱税の念を催ほし、又は貯蓄を防遏するが如きことなきは勿論、却て累進税の収入の増加に依頼し、需要の緊切なる所得に對して、課税を軽くする爲めに、反對の結果を生ず可し。換言すれば累進税法を適用し、中産以上の社會に負擔を重くし、之より生ずる増收に依て、中産以下の社會に對する負擔を輕うせんか、税法の爲めに社會の蒙る煩勞并に抵抗を最少限度に減縮するを得るを以て、其社會全體に加ふる財政上の壓迫を緩和し、租税徴收上に及ぼす效果大なりとせざる可からず。

或は累進税法の爲めに、所得又は財産を海外に散逸せしむるは、歐洲大陸の如く境界の相接する國に於て最も憂懼する所にして、佛蘭西に於て所得税法が容易に

實行せられざる所以亦此一事に繋るもの大なれども、人が財産所得を有するや、嘗に之を所有して喜ぶのみならず、自家の郷黨に誇示して、以て人の弱點たる虚榮負誇の心情を満足せしめんとするの常なるが故に、租税の負擔重き故を以て、直に資金の外國に移出せらるゝを掛念するが如き、寧ろ一片の杞憂と見る可く、資本は多く之を自家の身邊に置きて、各種の事業に供用し、資本家たり併せて事業家たることを期圖す可し。況や資本を輸出する對手國に於ても、本國と同じく資本、所得、收益等に對する課税の輕からざるを常とするに於てをや。

之を要するに比例税法の説たる、學者が課税の標準として、租税利益説を取り、私人は國家より享受する利益に對して租税を負擔するを以て、事の公平を得たりとしたる時代に於ては、或は論理上根柢とする所を有したるやも知る可からず。即ち多額の財産を所有し、所得を收受する者は、財産又は所得の多き割合に國家の保護を受くること大なるの道理なるを以て、財産又は所得の少額なる者に比例して、多額の租税を負擔す可しと云ふものなり。即ちユスチの如きは明に此事實を認め、課税に於て公正を重んぜんとする以上は國家の供する保護が主として財産に

關係するの理由に基き、専ら私人の財産を基礎として之に比例せしむるを適當とす可しと云へり。即ち比例税法と租稅利益説との間に斯く相關聯して離る可からざる關係ありとすれば、既に識者が租稅利益説の誤解を認めて、之に代ふるに納稅力説を以てする今日に於て、尙ほ之と兩立せざる比例税法を主張するの不可なるは論を俟たざる所なり。コオン氏此點を論じて曰く國家を保險會社と同一視する租稅利益説にして、主持す可からざるものなる以上は、同一の必要を以て比例税法も亦之を廢棄せざる可からざるに至る可しと。是れ論理の正しきを得たるものとす可し。

Just-Staatswirtschaft Bd. II § 223.

Cohn—Finanzwissenschaft, §. 211.

前項第二に掲げたる累進税法に對する非難即ち累進稅率にして、累進して止まざるときは、課稅の爲めに目的物の全部を吸收するに至るの趨勢を防がんが爲めに、近時各國の立法例に於ては、累進税法を適用し、又は其稅率を定むるに就て、二種の便宜法行はる。一を超過額累進税法と云ひ、他を迂進税法と云ふ。超過額累進

税法とは課稅目的物の階級を其金額の多寡に依て區別し、低級の目的物に比較して、高級の目的物の金額の超過せる部分に對してのみ、累進稅率を適用するものなり。我國現行相續税法に於ける異進税法の如きは、即ち此一例なり。又迂進税法と稱するは課稅目的物の金額が一定の限度を超過したる場合に、之より以上には定率の課稅を以てするものにして、英吉利日本の所得税法の如き、何れも此主義を取る。

第二、生計最少必要額の免稅。納稅力説を租稅制度に適用するに當て、第二に必要を生ずるは所得税法に於て、所得の生計最少必要額に相當する金額を一定し、之に對して全然課稅を免除すること是れなり。蓋し定額の所得の内にて、個人日常の生計上に缺く可からざる所得は納稅力の一部を成さず。納稅力なるものは、生産と消費との兩方面を參酌して、決定せざる可からざること前論の如くなる以上は、消費の缺く可からざる部分に對して課稅するときは、租稅に依て納稅者に及ぼす犠牲の均一を失ひ、強ひて之に課稅するに於ては國民生活程度の上進を妨ぐるに至るのみならず、其極或は財政全體より觀察して他の方面より徵收したる租稅

の收入を以て最下級に居る納稅者に對して、保護を加ふるの必要を生ずるに至る可し。果して然らば、寧ろ當初より斯る地位に居る者に對して、免稅する方、租稅の負擔を公平ならしむるの點より云ふも、將た又課稅上の便宜を擧ぐるの點より見るも、共に至當の處置なりとせざる可からず。中世紀に行はれたる免稅の如きは多く特權を有する階級の利益に基きたるものにして、隨て其結果に於て、納稅力說に逆行するに至れりと雖も、今日の免稅法は之に反し、租稅納付の能力乏しき者に對する負擔を輕減するの趣意に出づるものにして、兩者の間に大なる差違の存することを認めざる可からず。

生計の最少必要額を決定するに當り、(一)如何なる金額を以て之に充つ可きか、(二)其金額は生計の絕對必要額に限る可きか、將た又此以上に多少の餘裕を認め、所謂道義的の最少必要額とす可きか、(三)總ての階級の所得額に對して、此金額に相當する課稅を免除す可きや、又は或る階級までの所得に限る可きやは、政策上の問題に屬し、累進稅率の程度を的確に決定するを得ざると同じく、學說上定論とする所を見る能はず。唯第一第二の問題は一國の情況を參酌して、之を定む可く、第三の問題

は租稅賦課に於ける實際の便宜即ち行政上の簡易を得、納稅者に對する關係を確實ならしむるを得るを主眼として、一定の制限を置くを可なりとす。但し是等の點に就ては舊來種々の所説行はれて、其盡くる所を知らず。リカードは、納稅力は純所得に比例す可く、總所得に比例するものに非ざること論じ、而して純所得を以て、總所得より生産費を控除したる殘額なりとしたり。然るに純所得說の主張者は、勞働者が必需品に對して費す所は生産費を組成するものにして、生産費には課稅す可からざるの論點より、生計最少必要額免稅の說を生ずるに至れり。而して他の論者は更に此以上に純所得の意義を擴張し、之を單純なる生計費用に止まらしめず、或る程度の快樂に必要な費用も亦生活の絕對的必要費と同じく、一種の生産費なりとし、隨て免稅所得の増額を主張し、一方に財政上の必要より、免稅額を低下せんとする傾向と相對立し、實際の立法上に於て相扞格するを免かれざらんとするの狀勢あり。

要するに生計最少必要額の免稅に關する學說の淵源は、フキデオクラット派の純收益說に在り。即ち個人の納稅力は生産費を超過する剩餘產物より成り、而し

て生産費の中に、生計に必要な各種の費用を包含せしむるは、即ち此學說の根據とする所にして、其基礎は甚だ鞏固なるが、近時獨逸の財政學者間には生計最少必要額の免稅に對して往々非難の聲を放つ者なきに非ず。其所論の根據とする所は第一國家の維持に要する經費は他種の出費と同じく個人生活上に必要な費用の一部分にして、兩者の間に特に區別を設く可からざること、第二多數の人民を包容する階級に對して、課稅を免除するときは、普通選舉の制度を基礎とする民主政治に於ては納稅義務を負はずして、參政權を有する者を生じ、政治上に危險なる事態を惹起すに至ることの二點に外ならず。彼のコオン氏が國家に關する最近の學說より觀察するときは、國家又は國家の要求を以て生計必要物中の第二位に居れりとするの說を認容する能はず。國家は總て他の事物を超越して生計必要物の一部分を組成するものにして、隨て國家の要求は生計最少必要額の一部を成すものなり」と云ひ、ヘルド氏も亦「國家は總てに對して一の必要物なり。其存在は社會全體に對し、個人の生活よりも、一層必要なり」と云へるは、何れも如上の根據に基けるものなり。思ふに是等の議論たる、國家生存の必要殊に國家が個人に對

して課稅する根本理由より演繹するときは、論理上成立し得ざるに非ざる可しと雖も、然も單に國家の要求が緊切急要を訴ふる場合には、生計最少額の所得にも課稅を加ふるを得べしと云ふに止まり、其最少必要額以上の能力に於て課稅の餘地を存する場合に、尙ほ能力說に反して最少必要額に課稅するの理由を生ずることとなし。思ふにコオン、ヘルド氏等の所說は個人を手段とし、國家を目的とする誤まれる國家學說に基けるものなり。國家は人類の最高發達の爲めに存在し、個人は目的にして、國家は手段なりとする最近時の學說に従はんか、個人に及ぼす租稅の影響如何を顧慮して、以て租稅政策を決定するの必要なるや、論を俟たず。若しも國家が如上の發達を遂ぐるに必要なりとするも、尙ほ第一に人類の存在するものなからざる可からざるは勿論、人が衣食の必要を備ふる權利は根本的權利にして、他種の權利は總て之に従屬す可きものなるに於ては、コオン、ヘルド氏等の唱ふる辭說に對しては、到底承認を與ふる可からざるなり。試に前陳二箇の論據を批評せんか、賃銀若しくは他の所得が生計の必要に應ずるに足らざる場合にも租稅に依て之を蠶食するを憚らずとするは、一派の論者の主張する所なれども、斯の如



くすれば國家は納稅者に對して他の方法に依て所得を補足せざる可からず、之を補ふ能はざれば國民は公共の救助を仰ぐか、然らずんば生活の標準を低下するを免かれず。公共の救助を行ふが如き、國家が右手に奪ひて、左手之を與ふるの愚と擇ぶ所を知らず。第二の反對根據は所得稅が單一の課稅形態たる場合に始めて適應す可きものなり。今日の如く直接稅に加ふるに、幾多の間接稅現存する以上は、此種の反對論は存立の價値を有せず。

Colin—Finanzwissenschaft § 222.

Held—Die Einkommensteuer, s. 105.

第三、財産所得と勤勞所得とに對する區別的課稅。納稅者に對して、租稅の負擔を均等ならしむる第三の手段として必要なるは、所得を課稅目的物とするに當り、財産より生ずる所得例へば土地、家屋、株券、債券等の動産又は不動産の所有より生ずる借料利子若しくは收益の如きを確定所得とし、私人の勤勞より生ずる所得例へば俸給手當金等を不確定所得とし、其間に稅率の差を設けて、前者に對する稅率は之を重くし、後者に對する稅率は之を軽くするの一事にして、時に法規の完璧を

期する爲めに、是等兩者の中間に勞力資本の併合に依て生ずる所得例へば營業收益の如きを置き、之に中位の稅率を賦課することあり。斯る政策を取る理由を案ずるに、(一)財産上の所得は之を勤勞上の所得と比較するに、其所得を生ずる時期甚だ永く、(二)勤勞上の所得は勤勞者一身の事情殊に健康其他の關係より常に變動を蒙るの危険多しと雖も、財産上の所得に至ては、斯る危険を感ずること多からず、(三)財産上の所得を受くる者は、其所得が一定の財産に固着する爲め、殆ど無限に、又何等の勞資を費すことなくして之を收受するを得るに反し、勤勞上の所得は其之を收受する時期に限りあるが故に、之を收受する者は其收受の繼續期間内に於て、前途の爲めに所得の一部を割き、以て老後の生計を維持するか、又は遺族を扶助するの用に供さざる可からず。是等の理由に據り同額の所得を收むる者の間に於ても、其所得が財産より生ずると勤勞より生ずるとに依て、納稅力の程度を異にするに至る可きが故に、負擔の公平を重んずる場合には、必ず兩種の所得に對する稅率を區別するの必要を生ず。隨て此部分に屬する所得は當初より全然所得の存在せざりしと異ならざる可し。此點に就ては從來幾多學者の間に唱出せらるゝ所

說の間に相違する所あるを見ず。即ちミルは確定所得は其永久繼續の故を以て、不確定所得よりも大なる納稅力を有す可しとし、ワグナー氏は此理由として、二種の事情を挙げ、第一確定所得は其全部又は大部分を舉げて、他の收得の爲めに之を利用するを得、第二不確定所得は疾病、老年等之に依て應ず可き費用多きを占むるに在りしたり。確定所得は存續の期限永きだけ、租稅を賦課せらるゝ時期亦短かく、隨て兩不確定所得は其存續の期限短かきだけ、租稅を賦課せらるゝ時期亦短かく、隨て兩者に對する稅率に差別を設けざるも、其間に何等の不公平を生ぜずとするバスタール氏一派の所說の如き、曩に掲げたる兩種所得の差違の第一のみを見て、第二第三を闕却したるに出づるものなり。英國に於て往年ピットが所得稅法の施行を提唱するや、時の倫敦市長以下有力者は反對の決議を爲し、其一箇條として、勤勞又は職業より生ずる一時的且つ變動する所得に對し土地其他固定財産より生ずる永久的所得に對すると同率の課稅を加ふるは、殘酷壓制なるを以てし、千八百三十年彼のバーネルが所得稅論を著すや、所得稅を指して特に、所得并に財産稅と稱したるは、財産所得に對するよりも、勤勞所得に對して、稅率を低減するの必要を明

にするの意に出でたるものなりと説明し、又グラッドストーンの如き其財政演說に於て、勤勞所得と財産所得とを呼ぶに、勤勉所得と懶惰所得 (Industrious and Lazy Income) なる語を以てし、兩者の區別的課稅を必要とするの意を明にしたり。英國に於ては區別的課稅法を採用したる時期は甚だ晩かりしと雖も、之を必要とする思想は往時より發生したるものと云ふ可し。

Mull-Principles of Political Economy, Bk. V, ch. II, § 4.

Wagner-Finanzwissenschaft, Bd. II, § 187.

Bushale-Public Finance, Bk. III, ch. III, § 12.

### 第九節 列國租稅制度の概要

歐米諸國が今日如何なる方針に據て、租稅制度を構成しつゝあるやは頗る範圍の廣汎なる問題にして、其概要を論ずるも亦容易の業なりと云ふ可からず。蓋し十九世紀の後年に至り、列國の租稅制度に著しき變革を來したる原因は何れに在りや。其事情を考ふるに、第一の原因を以て見る可きは産業上の革命にして、機械

の發明應用、工業上の規模擴張、運輸交通事業の發達等は相重なりて貨財の生産上に非常の影響を及ぼせると同時に、其分配にも意外の變動を惹起し、十九世紀の前半と其後半とを比較するに各國に於ける財産又は所得の所在は全く其地位を變更するに至れる上に、資本運轉に關する組織に就ても、法人團體の如き新施設を生じ、是等新時代の事情に適應せしむる爲めに、租稅制度を改革するの必要を生じたり。而して政治上には民主政治の主義の行はるゝこと甚だ盛にして、參政權は著しく擴張せられたる結果、社會の各方面を通じて、租稅の負擔を公平に分配し、殊に下層社會に對する負擔を輕減して、租稅を納稅力に適應せしむるの議論は隨時世間に勢力を博し、在來の如く唯徴收の容易なる所、抵抗力の薄弱なる地のみに向つて課稅を行ふ能はず、常に租稅負擔の公平に着眼して、課稅負擔の分配を決定するに至れり。而して財政上に於ては、近年歐米諸國に於ける經費膨脹は頗る急速なるに拘はらず、私經濟的收入には一定の限度を存し、財政の膨脹に應ずる増加を期すると難きを以て、勢租稅の増徴を謀らざる可からざる結果、從來租稅の輕率なりしときには、絶へて現出せざりし弊害も、其重率と爲るに隨て世間に暴露し來り、重

ねて租稅制度の改革を促すの機運を開くに至れり。果して然らば政治經濟并に財政の三方面に於て、今日は從來と全く趣を異にし、之に適應する租稅制度を立つるに至れるものにして、近年各國が主として租稅制度の改革を企てたる原因は全く斯る新事情に適應するの必要に存するのと認めざる可からず。各國の租稅制度は實に此改革の機運の熟せると否とに依て種々の現象を示すものと云ふを得べし。

*Seligman-Essays in Taxation, ch. X. Recent Reforms in Taxation.*

獨逸帝國并に北米合衆國は聯邦組織の結果として、財政上の制度に特殊の點あり。即ち中央政府に對して聯邦州政府并に市政府は一國の財政組織に於て、相當の重きを成し、是等三者の下に於ける租稅全體を概括して、負擔の輕重に均衡を保たしむるのみならず、各種政府の下に於ける租稅の種類に異なる所あるを以て、他の諸國に對して、制度の上に著しき相違を生じ、比較に便ならざるものあり。先づ獨逸帝國の財政制度を見るに、帝國が租稅以外の財源とする所は第一、普佛戰爭に依て得たる償金の一部を以て設定したる廢兵基金の運用より生ずる利子、第二、ア

ルサスローレンに於ける帝國々有鐵道の純益、第三、郵便電信業の利益、第四印刷局の利益等種々あれども、全體を合計して僅に經費の四分の一内外に達するに過ぎず。(千九百十六年度豫算に於て經常費三十六億五千九百三十六萬馬克に對し、前記四項の收入は十億五千七百四十一萬馬克に止まれり)隨て帝國が重なる財源とする所は租稅と聯邦州の供與する分擔納付金との二種にして、租稅并に他の三四の收入を以て經費を支辨するに足らざるときには、帝國は分擔納付金に依て其缺を補ふものなり。今獨逸帝國が徵收する租稅の種類を見るに、海關稅、物產稅、印紙稅并に帝國銀行稅の四種にして、其多くは消費稅の性質を有するものなり。帝國が敢て他種類の租稅を徵收せずして、此種類の租稅のみを徵收するの理由如何と云ふに、元來消費稅を徵收するに當て、最も重要なるは、其稅率并に徵收手續等が全國を通じて、畫一なるの一事にして、隨て各聯邦州をして自由に各自獨立して、消費稅を徵收せしむるが如き、其性質に於て許す可からざる所に屬す。既に帝國が關稅徵收の權利を統一し、聯邦州に其徵收を許さざる以上は、海關稅と相對して常に均衡を保たしむ可き物產稅も亦帝國に於て之を徵收し、海關稅と相并んで之を帝

國の財源たらしむるは、極めて道理ある處置なりとす。即ち帝國に非ざれば適當の道を以て徵收する能はざるの一事こそ、是等の租稅をして帝國の稅目たらしむる消極的理由に充てらるゝものにして、此外に帝國銀行に對する課稅を財源とするも亦同一の事情に出づ。而して積極的には斯く帝國に於て聯邦州の財源とする能はざるものゝみを財源とするときは、自ら聯邦州の爲めに財源を與ふるの事情を生ず可きなり。是等は帝國組織の當時より一定せる財政上の主義にして、隨て帝國は從來前記諸種の稅目の外に租稅を賦課したることなく、是等の租稅の收入を以てして、帝國の經費を支辨するに足らざるときは、年々の不足額は之を豫算に計上し、分擔納付金 *Matrikularbeiträge* として、各聯邦州をして其人口に應じて釀出せしめ以て歲出入の均衡を得る次第なり。

然るに千八百七十九年帝國が煙草稅並に海關稅に依て國庫の收入を増加せんとするや、同年七月十五日の法律に於て所謂「フランケンスタイン條項」*Frankenstein Artikel*なるものを規定し、若しも或る年度に於て海關稅并に煙草稅より生ずる收入が一億三千萬馬克を超過するときは、其超過額は分擔納付金の標準と爲れる人

口に依て各州に分配せらる可きこととし、次いで千八百八十一年七月の法律に據り、帝國印紙稅の収入は帝國の國庫に入るも、徵收費用を控除したる殘額は同一の基礎に據て、各州の間に分配せらるることとし、更に千八百八十七年六月の法律に據り、火酒に對する消費稅の収入にも同様の處置を取ることしたり。思ふに斯る立法上の處置は一方に分擔納付金の制度に依て、収入に不足を生ずることなからしめ、他方には是等の處置に依て収入に剩餘なからしめんことを期したるものなり。而して之に依て分擔納付金の制度を永遠のものとしたるが、然らば其結果は如何。千八百八十年來各州が帝國々庫より得たる金額と分擔納付金として負擔したる金額とを對照するに左の如し。

收入交付高分擔納付金		兩者の差	
1880年	三三、三四三	八二、六七二	(一) 四九、四三九
1881年	六八、〇三四	一〇三、二八八	(一) 三五、二六四
1882年	八三、四五六	一〇三、六八四	(一) 二〇、二二八
1883年	八五、五〇三	九三、七一九	(一) 七、三二六
1884年	一〇五、〇二七	八四、四五五	(十) 二〇、五七二
收入交付高分擔納付金		兩者の差	
1885年	一一五、七九二	一一三、四三七	(一) 六、六四五
1886年	一三七、〇五七	一三九、二一八	(一) 三、一六一
1887年	一七六、三三四	一八六、九三七	(一) 一〇、六三三
1888年	二七七、八〇一	二一九、三七五	(十五) 八、四二六
1889年	三五五、〇三四	三三八、一八三	(十一) 二六、八五一

1890年	三七八、九二四	三二二、四一五	(十) 六六、四九九
1891年	三八三、三七七	三二六、七三四	(十) 五六、六四三
1892年	三五八、九三五	三二七、二六〇	(十) 三一、五六〇
1893年	三三八、五七九	三八〇、〇六四	(一) 四一、三〇五
1894年	三八二、八六〇	三九七、四九七	(一) 一四、六三七
1895年	四〇〇、一二六	三九六、〇〇〇	(十) 四、一二六
1896年	四一四、五六八	三九九、三七四	(十) 一五、一九四
1897年	四三三、一一五	四一九、八九九	(十) 一三、二二六
1898年	四六七、五八六	四五四、八五九	(一) 一三、二二六
1899年	四七六、七三八	四八九、九五四	(十) 一三、七三三
1900年	五一四、九四〇	五二七、六六三	(一) 一三、七三三
1901年	五五五、七〇四	五七〇、九三三	(一) 一五、二二九
1902年	五四四、三三五	五八〇、六四〇	(一) 一六、四〇五
1903年	五四二、〇九二	五六五、八五六	(一) 一三、七六四

(單位は一千馬克なり)

Wiguel: Finanzwissenschaft, Bd. IV, S. 201-2

帝國が聯邦州に交付する金額、聯邦州が帝國の爲めに納付する分擔金の額が、常に變動すること右の表に示すが如くなるに於ては、自ら其財政を擾亂するの原因たるは論を俟たず。況や分擔の標準を人口に求め、年々議會に於て人口に割當る金額を決定するが如き粗雜なる方法なるに於てをや。茲に於てか千九百四年五月の法律を以て此點に改正を企て、海關稅并に煙草稅の收入超過額を聯邦州に分配する規定は之を廢止したるも、尙ほ火酒原料稅、同仕込桶稅の收入は火酒稅の行

はるゝ州の人口に準じて分配することゝし、千九百六年に至て更に大規模の改正を加へ、海關稅麥酒稅の改正、紙卷煙草稅の新課、印紙稅の擴張、相續稅の統一（從來各聯邦州に行はれたる相續稅法を帝國に於て統一し、其收入の三分の一を聯邦州に交付す郵便電信料金の増收に依て二億馬克の收入を得ると同時に、分擔納付金を改正し、納付金より交付金を控除したる殘餘は人口一人に付き四十プフェニツヒを限り、全體に於て二千四百萬馬克を超過せざることゝしたり。斯る大規模の財政改革を行ひたるに拘はらず、尙ほ帝國の經費は年と共に増加し、千九百九年に於ては、海軍擴張其他の事業に經費を要し、政府をして再度の増稅を企てしめたり。始め政府が増稅計畫の原案を編成するや、酒精麥酒稅煙草稅の増率、電氣瓦斯稅、廣告稅の新設を行ふの外、千九百六年帝國の財源に移したる相續稅を改正し、從來直系相續者の財産相續を無稅としたるの結果、相續の約三分の二に課稅を及ぼす能はざるの事實に顧み、斯る相續に於ても負債を控除し、二萬馬克以上の相續を爲すときは千分の五乃至三十四の累進稅を賦課し、之に依て四億七千二百五十萬馬克の増收を得んとしたり。獨逸が一舉に斯る大規模の増稅を爲すには、困難の大

なるものなきを得ず。相續稅電氣瓦斯廣告稅の諸項目は容易に議會の協賛する所と爲らず、即ち相續稅に對しては、農民を苦しむるの點に於て非難あり、他の諸稅の細目に就ても異論百出し、結局非難多き増稅案は之を廢棄又は撤回し、代ふるに非難少なきものを以てし、物產稅に於ては麥酒、煙草、酒精、葡萄酒、砂糖、燐寸、燈火器に課稅又は増率を加へ、海關稅に於ては茶、珈琲の稅率を増加し、取引行爲稅に於て土地移轉、通行稅を新設し、外に小切手、手形證券に對する印紙稅利札稅を新設して、八月一日より十月十五日に至る間に於て漸次施行し、一方に從來全體の收入三分の一を擧げて聯邦州政府に交付す可き規定なりし相續稅法を改正し、聯邦州に交付する收入の割合を四分の一に減縮し、斯くして全體に於て約五億馬克の増收を期しなりと雖も、尙ほ分擔納付金に依る所甚だ多し。千九百十一年土地差増稅を帝國の稅目に移し、新に帝國土地差増稅法を制定し、其收入の一半を擧げて、帝國に移せるが如き、財政の基礎を鞏固ならしむるの一策と見る可し。前記以後の年次に於ける分擔納付金と收入交付高との關係は左の如く改まるに至れり。

收入交付高	分擔納付金	兩者の差
一九〇五年 <small>千馬克</small>	一八九、三五五	二六八、五一四 <small>千馬克</small>
一九〇八年	一九五、七三六	三一九、九九三
一九一〇年	一八〇、九八三	二二八、五〇〇
一九一三年	二〇三、四七八	二五五、四一九
		四七、五一七
		五一、九四一

右の如く獨逸は數次財政の改革を計畫したれども、充分に其効果を擧ぐる能はず。公債の現在高次第に加重して、財政の信用失墜するの趣を示して已まず。茲に於てか千九百十三年陸軍充實の爲めに、臨時費十億馬克、經常費二億馬克を要するや、公債の増發を以て、之に應ずる能はず、租稅の増徴に依らざる可からざるを以て、之に應ずる爲め、政府は國防賦課金の制度を案出し、金額一萬馬克以上の財産所有者に對し、財産價格の五厘を定率とする課稅を試み、同時に高額なる勤勞所得には課稅せずして、獨り財産にのみ課稅するの不公平を顧み、五萬馬克以上の勤勞所得に二分の課稅を爲すの原案を議會に提出したり。然るに議會は之に修正を加へて、結局勤勞所得稅と財産稅との兩者を區別し、財産稅に於ては、財産價格五萬馬

克に對する一厘五毛を起點とし以上財産額の加はるに隨ひ、稅率を左の如く加重したり。

五萬 <small>馬克</small>	三五 <small>厘</small>
十萬	五
三十萬	七
五十萬	八五
百萬	一一
三百萬	一三
五百萬	一四
五百萬以上	一五

而して勤勞所得に對しては、五千乃至一萬馬克に對する稅率一分を起點とし、稅率は漸次累進して、五十萬馬克に對する率を八分に達せしめ、千九百十四年より同十六年に至る三年間を通じて、施行することとし、同時に財産增價稅なるもの、制定を見たり。即ち財産增價稅に於ては、一定期間に於ける財産の增價を比較し、之

より負債を控除して殘額を課稅目的物とするものにして、増價を比較する期間は三年以上とし、千九百十六年十二月三十一日を期して、第一回の比較を行ふ可く、二萬馬克以下の財産所有者并に一萬馬克以下の増價に對しては課稅を免除し、二萬馬克乃至三萬馬克の財産に對しては、二萬馬克を超過したる額に於ける増價に就てのみ課稅す。而して稅率は増價一萬馬克以下五萬馬克に對する七厘五毛を起點とし、増價百萬馬克に對する一分五厘に至り、財産額十萬乃至二十萬馬克に對する一厘を起點とし、財産額一十萬馬克に對する一分に至る。相續に依て、人の收得する財産も亦財産の増價と認められ、唯夫婦間に於ける相續に限り、之を無稅とするのみ。

獨逸帝國の財政組織は大凡そ以上の如くなるを以て、聯邦州が官有財産又は官業以外に財源を求むるときには、敢て手を消費稅に觸れず、財産稅、所得稅、營業稅等専ら直接稅の系統に屬するものを徵收し以て帝國の消費稅と相對して、全體の負擔の均一を求むるは當然にして、各聯邦州の租稅政策の方針は一として茲に出でざるはなし。然らば次に如何なる方針に依て、是等の財源を聯邦州と其以下の團

體即ち市との間に分配す可きやと云ふに固より一定の標準とす可きものなく、市政府に於ては免許料等の形態にて消費品に課稅し、其結果帝國全體に於ける租稅の負擔を不公平ならしむるの懸念なきを得ず。茲に於てか普魯西は千八百九十五年の法律に於て、州と市との間に於ける租稅分界の標準を明にし、從來聯邦州の財源たりし地租、建物稅、營業稅等を廢止する代りに、所得稅法を改正して、之を州の重なる財源とし、且つ所得稅法に於て勤勞所得と財産所得との間に稅率を區別せざるを以て、此缺陷を補ふが爲め、特に所得稅の補助稅として、各種の財産に對し、其價格の二千分の一に相當する財産稅を賦課し、之を州の財源に充て、地租、建物稅、營業稅等は之を市の財源に供し、市に對しては、今後新に肉、穀物、麵粉、馬鈴薯の如き一般消費品に課稅することを禁止したり。此制度たる、近時獨逸財政學者殊にスタイン氏等が租稅を主體稅、客體稅并に消費稅の三種に區別し、消費稅を帝國の財源に、主體稅を聯邦州の財源に、客體稅を市の財源に供せんとする說に基けるものなり。而して帝國が消費稅を主たる財源とする結果として、州并に市をして之を徵收せしめず、専ら財産又は所得に課稅して以て負擔の均衡を保たんとする一方に



聯邦州の租稅制度に於て、特に負擔の公平を維持するの規定を設け、以て帝國全體の租稅制度を完備せしめんことを期するものゝ如し。普魯西と異なり、商工業の未だ發達せざる聯邦州に對しては、地租建物稅等を市の財源に移し、所得稅を以て専ら財政を維持せしむるは、遂に望む可からざる所なりとするも、各州が此方針を以て漸次稅法を改正せんか、著しく財政制度の面目を一新するに至る可きなり。

北米合衆國も亦獨逸と同じく、聯邦組織の國にして、中央政府并に各聯邦州の間に於ける職務の種類若しくは双方の間に於ける租稅の分配に就ても、獨逸と相類する所多きを見る可し。即ち米國の中央政府は海關稅徵收の權能を統一し、關稅并に物產稅を以て其重なる財源とし、此以外に財産又は所得等に對して課稅を加ふることなかりき。蓋し米國憲法第二條第三項には、直接稅は各州の間に人口に準じて之を割當つ可し。(Direct taxes shall be apportioned among the several states according to their respective members)との規定あり。此條文に所謂直接稅なるものは、如何なる種類の租稅を意味するか、解釋上一の疑問に屬すれども、財産稅所得稅并に人頭稅の如き、少なくとも其外見上に於て轉嫁の困難なるものを直接稅とし、此條文に對

照して推究するに、中央政府が憲法の規定に牴觸せずして、直接稅を徵收せんとするには、之を人頭稅に限らざる可からず。如何となれば、財産又は所得の如き各聯邦州の間に貧富懸隔の程度を異にする以上は、其高低に依て分配額に相違を生ずるの常なるを以て、之を目的物として課稅するに於ては、課稅の金額と人口と相一致する道理なく、人口の寡少なる州にして多額の所得稅財産稅を賦課せらるゝと共に、一方に人口の饒多なる州に於ては、少額の課稅を受くるに止まり、税金と人口との間に比例を保つ能はざればなり。即ち此比例を保たしめんとするには、人頭稅を除き、他に如何なる直接稅も之を賦課するを得ざるの道理なりと雖も、然も人頭稅の如きは、文明國の稅法として認容す可からざるものなりとすれば、此憲法の條文有效なる間は、中央政府は消費稅のみを財源とするの已むを得ざるに至る可し。以上の解釋は今日に至るまで一般に採用せられ、現に千八百九十六年制定の所得稅法に對しては、高等法院は其憲法に違反するの故を以て、之を否認し、爲めに所得稅を中央の財源として、財政を改革せんとする希望を水泡に歸せしめたり。既に斯く中央政府に於て消費稅にのみ依頼して、收入を得るが爲めに生ずる負擔

の不公平は一方に聯邦州政府に於て直接税を賦課するの關係に依て之を矯正するを得るとするも、中央政府の租税が斯く消費税のみに限られ、其範圍狹隘なるときは、租税制度の二要件たる收入の伸縮自在と生産的なるを要するとの二點に於て、非常の缺點を現はさざるを得ず。實例を取て之を説明せんに、米國に於て南北戦争後、内國産業の狀態舊に復し、殊に千八百六十九年以後内國の商工業遽かに活氣を帯びて、投機の取引旺盛と爲るや、外國貿易殊に輸入貿易は千八百七十三年に於て空前の高に達したるより、海關税の收入も亦増加し、千八百七十一、七十二の兩年には國庫に一億弗の剩餘金を生じ、公債を償還するも尙ほ殘額多くして、適當の支出を求むる能はずして、其處置に窮したるの結果、租税を輕減して、之を處分するに決し、茶、珈琲の輸入税を免除し、ウキ、キヤ、煙草の内國税を輕減し、且つ海關税全體に一割の減率を加へたるが、是等の處分法が未だ實際に其効果を現はさざる間に、千八百七十三年の恐慌と爲り、之と共に經濟社會の形勢は一變し、千八百七十八年まで關税の收入は續々減少して已むことなく、然も政府は之を填補するに適當の財源を得る能はず、一時公債の償還を中止するの窮策に出でたり。輸入貿易の

如き、内國に於ける貨物の生産又は消費の如き、其増減に一定の規律を存せず、又政府の力を以て之を左右するを得ざるものなるが故に、之に對する課税即ち海關税物産税の如きを重要な財源とする以上は、國家財政の基礎は經濟社會の消長と共に動搖し、到底歲計の確實を期圖す可からず。此點は米國の財政學者が明に承認する所にして、又既往の實驗に徴し、明瞭なるに拘はらず、之を改正するには、勢憲法の規定に接觸するの故を以て、改正の道を求むるに難く、以て近年に至れり。

然れども米國近年の財政事情は永く中央財政に於て、所得税を等閑に付するを許さず、千九百十三年遂に憲法の規定に修正を施し、其如何なる源泉より生ずるを問はず、各聯邦州間に於ける割當若しくは國勢調査に據る人口の分布を顧みることなく、所得に對して、税金を賦課し、又之を徵收する權能を議會に付與するとし、斯くて同年關税法の改正と相關聯して、所得税法制定の機運に到達するを得たり。米國所得税法に於ては、所得税賦課の範圍の及ぶ所甚だ廣汎にして、内外國に居住する米國人は勿論米國に居住する外國人も課税せらるゝ外、尙ほ外國に居住する外國人と雖も、米國に所有する財産若しくは米國に於て經營する商工業を通じ

て、所得を收むる場合には、之に對する課税を免かるゝ能はず。而して、税法は個人に適用せらるゝが如く、法人にも適用せられ、唯組合員相互の利益を目的とする團體、營利の目的を有せざる法人等特に指定せられたるものに限り、免稅の特典を有するのみ。斯く納稅者の範圍<sup>カ</sup>度況なると共に、課稅目的物たる所得の種類も亦包括的にして、其由て生ずる方法又は性質の如何を問はず、苟も貨幣の形態を以て、規則正しく人の收納する所得にして、年額三千弗を超過する場合に之に課稅するととし、夫婦同棲する者に限り、免除額を四千弗に増加す。稅率に就ては、之を平常率と増加率との二種に區別し、免除額以上二萬弗以下の所得に對しては一率に一分の平常率(千九百十六年の改正法に於て、之を二分とす)を賦課し、更に所得の年額二萬弗を超過する場合に、増加率を賦課し、當初の法律に於ては、増加率は一分乃至六分なりしが、千九百十六年の改正に於て、左の如く増率を族したり。

增加率	所得	增加率	所得
一分	二萬―四萬弗	三分	六萬―八萬弗
二分	四萬―六萬弗	四分	八萬―十萬弗

五	十萬―十五萬弗	一〇	五十萬―百萬弗
六	十五萬―二十萬弗	一一	百萬―百五十萬弗
七	二十萬弗―二十五萬弗	一二	百五十萬―二百萬弗
八	二十五萬―三十萬弗	一三	二百萬弗以上
九	三十萬―五十萬弗		

税金徴收法に就ては、或る程度まで遡源法を利用し、總ての人、組合、會社等他人に屬する所得を支配し、領收し、拂出し、處分する地位に居るものは、俸給、賃銀、年金、報償金等確定したる所得を取扱ふ際に、年額三千弗を超過する部分に對し、税金を控除す可く、債券の利子に對しては、金額の如何を問はず、總て一分の控除を爲す可しとしたり。千九百十六年度豫算に於て、法人并に個人に對する所得稅の收入各々四千二百五十萬弗に上れり。而して更に千九百十六年度の改正法に據り、平常率を二分に引上げ、増加率を賦課せらるゝ所得の階級別を改め、三十萬弗の所得に對しては八分、三十萬乃至五十萬弗の所得に對して九分、五十萬乃至百萬弗の所得に對して一割、百萬乃至百五十萬弗の所得に對して一割一分、百五十萬乃至二百萬弗の

所得に對して一割二分、二百萬弗以上の所得に對して一割三分の稅率を課するこ  
とゝしたり。

要するに米國の所得稅法は多年の歴史を有する他國の所得稅法と比較するこ  
きは、其規定に於て未だ盡さざるもの多しと雖も、累進稅の主義に據て、所得稅法の  
適用せられたるは、破天荒の事實にして、又以て所得稅法に據らざれば、他の課稅よ  
り生ずる負擔の不公平を除却するの困難なるを示す一の資料とするを得べし。

米國中央財政に於ける缺點は斯く具眼者の認むる所と爲り、改良の方針に向ふ  
と雖も、尙ほ一の所得稅の賦課を以てして之を補ふに足らず、中央政府が物產稅并  
に海關稅を以て、重要な財源とすること依然として舊の如く爲る以上は、聯邦州  
政府并に市政府が財源を選択するに當ては、自ら消費稅を避け、他種の租稅に依頼  
して財政を維持し、以て租稅負擔の公平を期するは自然の勢にして、或は西部未開  
の聯邦州に於ては、土地の賣却代金に依り、又其市政府は瓦斯、電氣、水道等の市有事  
業に依て、收入を求め、又特許稅を賦課するものなきに非ざれども、全體の州政府并  
に市政府を通じて、重要な財源とする所は一般財產稅にして、之を賦課するや、其

徵收に當て、財產所有者の財產額を標準とするが故に、中央政府の財源たる消費稅  
が財產の多寡を問はず、各階級の人民に同一の負擔を加ふるものに對して、全體の  
負擔に均衡を保たしむるの趣意に出づるものゝ如し。然れども此課稅法は其目  
的とするが如く、果して中央政府と聯邦州并に市政府との間に於ける租稅の負擔  
を公平ならしむるの効果ありやと云ふに、稅法自體に非常の缺點を有するが爲め  
に、却て此效果を沒却するの懸念なきに非ず。蓋し各州市が一般財產稅法を案出  
したるは、千八百四十年前後にして、當時米國經濟社會の狀況は今日と全く發達の  
程度を異にし、財產は専ら土地家屋の如き不動產に固着し、之を除いて動產として  
財產の一部を成せるは、裝飾品、田畑用器具、家畜家具等に外ならず。是等の價格を  
見積るときは、金額頗る僅少なるのみならず、何れも州市の間に容易に移轉す可か  
らざるものなりしが故に課稅の手續甚だ容易なりしに反し、其後會社事業起るに  
及んで、財產の大部分は會社の株式債券の如き、無形にして隱匿し易く、且つ州市の  
間に移轉の容易なる物件に變形し、自ら脫稅の便大なるを以て財產稅は其名稱こ  
そ一般の文字を冠すれども、事實不動產のみに課稅せられて、動產に及ばず。或る

州に於ては、此弊を防がんが爲めに、會社税を設け、會社の株式債券に相當の課税を加へんとしたれども、斯くするときには會社は税率の高き州を去りて其低き州に赴くを以て、是れ亦實行の望なく、到底動産と不動産との間に負擔の不公平を生ずるを免かれず。此不公平あるにも拘はらず、今日に至るまで改革の行はれざるは、不動産の多くは土地にして、土地の價格は近年著しく上進し租税を負擔するの實力餘りあると、今日現に不動産を所有する者は何れも租税の負擔を見越し、自己の將來支拂ふ可き租税の高だけ、低廉なる價格を以て、不動産を買入れたる者なるが故なる可しと雖も、要するに課税法の根柢に缺點ある以上は、之を以て米國全體に課税負擔の公平を期するは、極めて困難なりと云はざる可からず。或は前記所得税を違憲なりとする高等法院の判決公にせられてより、一時地方州政府の財源として衰頹したる所得税の復活し來るを見るも、此方法にも亦幾多の缺點の伴ふを免かれず。第一所得税は之を施行する地方の狹隘なるに隨て、成功の望乏しきに至ること、第二各州間に重複課税の紛議を大ならしむると、第三中央政府の行政に比較し州政府の行政は能力に缺くるものあること等其重なるものなりとす。

英國は米獨兩國と異なり、政治組織の關係より、中央政府が租税の種類を選択するに就て拘束せらるゝ所なきが故に、今日に於ては、租税の負擔を分配するに就て、稍や一定の主義とする所を認むるを得べし。元來英國は他の諸國と比較するに古來政治組織の基礎確立せるが爲め、租税の如きも、十三世紀の當時より、既に特定の場合に、特殊の目的物に賦課する租税例へば通過税の如きものゝ外に、直接財産税の存するあり、一般人民は勿論貴族にも之を賦課して、以て其普及を謀れり。即ち土地には地租あり、動産には其價格を標準とする租税あり、時勢の必要に應じて動産價格に對する税率を上下し、十四世紀の頃には人頭税、階級別人頭税、職業税の類を賦課し、又間接税としては關税を賦課し、十六世紀の頃には外國貿易の隆盛なるに隨ひ、之を重要な財源とするに至れり。其後十七世紀に至て、内國の物産に消費税を賦課するの目的を以て、千六百四十三年飲料物に課税し、以て物産税の端緒を開きたるが如き、十八世紀に及んで、奢侈禁遏の目的を以て、馬車、銀器、懷中時計、僕婢等を目的物として課税し、租税を社會上の目的に供用したるが如き、千七百九十八年ピットが始めて所得税法を制定したるが如き、何れも英國租税制度の改革上、

著明の事績たるものにして、制度の上に於て、略ぼ一定の系統を成せるの觀ありとす。即ち之を他の諸國と比較するに、英國に於ては租稅の負擔を一般に及ぼし、國家全體の必要に應ずる手段として租稅を賦課したるの事實は頗る明瞭なり。而して英國の租稅制度に新生面を開きたるは、千八百四十年より六十年に至る關稅改革にして、內國產業に保護の効果を及ぼす關稅上の分子を排斥し、國庫收入を唯一の主義として、關稅制度を構成し、關稅賦課の標準範圍等も一に國庫收入の見地に依て決定せらるゝに至れり。思ふに內國產業保護の目的を以て、關稅率を定むるに於ては、課稅の爲めに外國貨物の輸入を禁遏抑制するの結果、租稅の收入を減少し、所謂租稅の生産を傷害するに至るは勿論なり。英國が保護主義を廢止したる爲めに、關稅をして、最も生産的の稅目たらしむるの効果を來せる原因と爲れるは、明白の事實にして、物產稅の收入と相合せて、全體の歲入の二分の一内外を占む。而して之に對して負擔を均一にするの作用を爲すものは、所得稅相續稅の類にして、殊に所得稅は多年間歲計の均衡を維持するの機關に供せられ、此點に於て特殊の效用を爲したるは、世人の知る所なり。但し其徵收法に英國獨特の長所ある

が爲めに、近年に至るまで完全に累進稅法を適用する能はず、千八百九十四年以來相續稅に累進稅法を適用し、之に依て租稅全體をして納稅力に適合せしめんことを期す。而して是等の外に土地、家屋に對する課稅は何れも財產又は收益の多寡を標準として賦課せられ、所得稅相續稅と相俟つて財產所有者に負擔を加へ、以て海關稅并に物產稅が財產の有無又は多寡に拘はらず、各階級を通じて同一の負擔を及ぼすの不公平を補ひ、全體に負擔の公平を得るに勉む。殊に英國の租稅制度に於て最も稱揚するに足るは所得稅の負擔が概して中流以下の社會に及ばず、相續稅に至ては、其負擔は全然中流以上の社會に限らるゝと共に、物產稅并に海關稅も亦主として酒精、麥酒、煙草、葡萄酒等に課せられて、日常の必需品に及ぶことなく、爲めに双方の事實相重なりて、下層社會に對する租稅の負擔を輕からしむる一點に在りとす。而して地方自治體の財政は主として其自治體に於て賦課する租稅(Rates)并に中央政府より地方政府に致す交付金に依て支持せらる。地方稅は地方所在の不動産に對し、其價格を標準として割當るものなるが故に、大體に於て納稅力と調和を保ち得るの道理なり。後章に論ずるが如く、近年自由黨内閣の大藏

大臣ロイド、デヨー、チ氏が着々實行したる財政改革も以上の主義に基けるものにして、所得税に超過税法を採用して、累進税の主義に據らしめ、相續税に於ける累進税を加重したるに續ひて、土地差増税法を施行し、以て偶時的利得に對する負擔をして、他種の利得に對する負擔と均衡を保たしむるの計に出で、歐洲戦争に際して、戰時利益税を賦課したるが如き、以て其一斑を推すに足る可し。

佛蘭西は歳計豫算に於て、直接税間接税の區別を認むれども、單に行政上の手續を標準としたるに止まり、必ずしも確乎たる學說に基きたるものに非ず。直接税は所謂四大直接税たる土地并に建物税、動産税、戸窓税、營業職業税等を總稱し、租税收入全體の一割四分を占むるに對し、間接税は登録税、印紙税、動産收益税、海關税、物産税、鐵道乗客荷物税等を總稱し、外に煙草、燐寸、火藥等を目的物とする專賣法の行はるゝあり。地方政府の經費は中央政府に於て附加税として直接税より得たる收入を補給すれども、此外に各市に於て消費品に入市税を賦課して、財源とする爲めに益々消費税の負擔を重からしむるの結果なきを得ず。佛蘭西が舊來の財政制度を一新したるは革命時代にして、當時世上に行はれたるは、即ちフキデオクラ

ット派の學說なりしを以て、各種の特權より生ずる租税免除の規定を排斥すると同時に直接税を主たる財源として、財政を維持するに勉めたるものゝ如くなれども、革命變亂以後に於ける政治の組織并に其基礎は常に動搖し、動もすれば民間の不平を激成して、政體の改廢を招く可き形勢を馴致したる一方に、政府は列國との關係上、軍備擴張を始めとして、其他の設備に少なからざる經費を要し、新に財源を必要とすること甚だ緊切と爲れり。然も其必要の起る度毎に、直接税を賦課増徴して、人民に直接の負擔を感ぜしめんには、政治上に如何なる禍亂を發するに至るやも知る可からざるを以て、佛蘭西の政治家は成る可く租税の負擔を直接に人民に感得せしめざることに勉め、一意直接税を避けて、間接税の増徴、專賣收益の増加を謀るの結果、今日の如く双方の分配に不公平を來したるものにして、政治の基礎鞏固ならざる場合に、租税制度に不良の影響を及ぼすの事實は佛蘭西の實例に依て之を知るを得べきなり。近時佛蘭西に於ては在來の地租、動産税、戸窓税等に代ふるに一般所得税を以てするの説行はれ、議會に提案せらるゝ場合亦少なしとせず。現に千九百四年時の大藏卿ルーゲ、エー氏の提案に據れば、(一)全國の各コ

ミューンを人口數に依て區別し、人口二千以下のコムミューンに於ては千二百法を最少必要額の所得とし、人口の増加するに隨て、此程度を高くし、巴里の四千法を以て最高限度とし、(二)所得を四十階級に區別し、累進税を課することゝしたるが、其納税者に對して査問的關係を生ずると、累進税の爲めに所得又は所得の源泉を海外に散逸せしむるの掛念との爲めに實行せられず。同系統の方案は常に同一の運命に陥り、永く佛蘭西に於て税法改革の妨礙たるの觀ありしが、千九百十四年に至りて、漸く所得税法成立し、翌年以來所得年額五千法以上の者に課税することゝ爲れり。然も免除點の高きに加ふるに、既婚者には免除點を七千法とし、一家族内に年齢七十歳以上又は二十一歳以下の從屬者あるときは、各一名に付き免除額に一千法を加重するの規定なるを以て、此税法に依て、租稅負擔の偏重を矯制するが如きは、到底望む可からず。

日本の租稅制度は日清戰後財政の膨脹すると共に、其狀態に非常の變動を來したり。今戰爭前に於ける租稅の種類を見るに、地租、所得稅、酒造稅、煙草稅、證券印紙稅、醬油稅、菓子稅、株式取引所稅、國立銀行稅、船稅、車稅、牛馬賣買免許稅、海關稅等頗る

多種類に涉り、當然地方政府の財源に移す可きもの、又は免許料の性質を有するものをも租稅として徵收し、單に徵收の容易なるものを選んで課稅し、租稅制度を構成するに一定の方針とする所を缺きたるの事實なきを得ざりき。而して以上各種の租稅の内にて、最も重要な財源たりしは地租にして、明治六年七月地租改正條例に據り、地價百分の三を以て地租の定率とし、明治十年一月民力休養の趣意を以て、之を二分五厘に低減したるが、然も其收入は四千萬圓内外に達し、常に經常收入の一半を占めたり。地租の外に直接稅として賦課せられたるは所得稅にして、明治二十年七月以來實施せられたるが、是等を除くときは、他の租稅は多く消費稅の種類に屬したり。

然るに明治二十七八年の戰役後政府は軍備擴張を始め、各種の事業計畫を立てたる爲め、明治二十八年度には經常臨時兩部を合せて、僅に八千五百三十一萬圓に過ぎざりし歳計は二十九年度に至り、一躍一億六千八百八十五萬圓に増加したるを以て、公債募集、債金繰入等臨時の財源に依頼するも、尙ほ歳出入の平均を求むる能はず。二十九年度の歳計に於て、從來一石に付き四圓を定額としたる酒造稅率を



七圓に引上げ、煙草印紙税を廢止して、新に葉煙草專賣法を施行し、營業税を地方税より國税に移し、商工業を營む者より各自商品の賣上代金、建物の賃賃價格、從業者の數等を標準として課税し、新に登録税を設け、是等に依て二千五百八十七萬五千圓の増收を期したり。而して當時償金の如き臨時收入を存し、財政の狀況頗る豊富なりしを以て、以上の増税と同時に、菓子税、船税、車税、牛馬賣買免許税等を廢止し、稍や税法の體裁を完備するを得たるが如し。

然るに其後我國の財政計畫は豫定の如く進行する能はず。明治三十二年度の豫算に於て三千五百萬餘圓の歳入不足を生じたるを以て、之を填補する爲め、政府は從來定率一石に付き七圓の酒造税を十二圓に増加し、地租を五個年の期限付にて二分五厘より三分三厘に増率し、所得税法を改正して、増率を加へ、新に日本銀行に兌換銀行券發行税を賦課し、醬油税の税率一石に付き一圓なりしを二圓に引上げ、郵便、電信、鐵道の料金を改正し、官業の收入に依て、此不足を填補することとした。而して明治三十三年北清事變の起るや、曩に償金收入を以て、設けたる軍艦水雷艇補充、教育、災害準備等三種の基金を使用したるを以て、三十四年の歳計に於て

之を填補するの必要を生じ、酒造税を十五圓に引上げると共に、砂糖税を賦課し、三十六年度の歳計に於ては、政府は海軍の第三期擴張を計畫し、此費途に充つる爲め、前年五箇年の期限付にて増徴したる地租の繼續を主張したれども、議會の容るゝ所と爲らず、三十六年度限り舊率に復することと爲れり。

以上は日清戦後に於ける税法變更の一斑なるが、之に徴するに戦後歳計の膨脹は主として、消費税例へば酒造税、醬油税、葉煙草專賣、砂糖税等の收入に依て維持せられ、財産、收益又は所得に對する課税は僅に一回地租并に所得税に増徴の行はれたると營業税の賦課せられたるを見るのみ。然も地租は三十六年限りにて舊率に復したり。斯く我國の租稅制度が消費税に偏重するの結果、弊害の恐る可きものあり。其重なるものを舉げんか、第一には租稅負擔の不公平を招かざるを得ず。即ち消費税は下層の階級に在る者も上流の階級に在る者も、共に課稅目的物を消費することに依て、同様に負擔するが故に、之に依て負擔の均等を求むるを得ず。第二、消費税の收入は經濟社會の景氣に依て、變動することを免かれざるを以て、之に依て歳計の基礎を鞏固ならしむるを得ず。酒造税、關稅等の收入が年度に

依て變動せるが如き、此適例とす可く、現に大正四年度に於て五千五百九十萬圓と豫算せられたる關稅の收入は五年度に於ては、歐洲戰爭の影響を受けて三千二百二萬餘圓に減少するものと豫算せられたり。第三非常の際に急劇に租稅の收入を増加する能はず。蓋し消費稅を増徴するには、營業者の利益を尊重して、之に相當の豫告を與ふるを必要とし、然も其豫告期間内に營業者は増稅を見越し、當然増稅後に爲す可き取引を増稅以前に行ふ可ければなり。

從來租稅制度に以上の缺點を存したるに、日露戰爭の起るや、政府は非常特別稅法に依て、在來の各種租稅に對して、一律に増率を加へたるのみならず、葉煙草專賣法を改めて製造煙草專賣法を實行する一方には、鹽專賣法に依て國民日常の必需品の價を騰貴せしめ、新に織物稅、通行稅を起すと共に、關稅全般に増率を加へて、內國稅と均衡を保たしめんとし、是等煩雜なる稅法が整理の緒に就かざるに當り、明治四十一年度に於て政府は酒造稅法中第一種造石稅一石に付き十七圓を二十圓に引上げ、第二種以下に對しても同様の増率を加へ、麥酒稅、酒精及び酒精含有飲料稅、砂糖消費稅を増稅すると共に、石油消費稅を賦課し、一石の定率を一圓としたる

が故に、益々前記の弊害を大にせると同時に、日常必需品に對する稅率は愈々重くして、稅法の錯雜紊亂甚だしきに至れり。明治四十三年政府は稅法整理の計畫を立てたるが當時に於ける收入額に大なる減損を惹起さざる範圍内に於て二三稅法の規定を改正することを根本の方針として立案したるものなりしが故に、固より姑息の嫌なきを得ざりしに加ふるに議會が地租定率に八厘減を加へて、之を四分七厘に爲すことを主張し、結局所得稅改正案を撤回するに至れるが爲め、益々不完全なるものと爲り、今日に至つて、尙ほ整理の必要を訴へて已まず。同年以後各種稅目に行はれたる輕減額を示せば、左表の如し。

年次	相續稅	地租	營業稅	所得稅	米穀移入稅	鹽專賣
明治四三年四月	三六〇、〇〇〇					
同 四四年一月	八、〇〇〇、〇〇〇					
同 四月			二、〇六〇、〇〇〇			
大正二年五月				六、九六〇、〇〇〇		
同 七月					一、二五〇、〇〇〇	
同 十月						二、四五〇、〇〇〇

同	四年一月	地租	二、二〇〇、〇〇〇
同	同	營業稅	八、一一〇、〇〇〇
同	同	相續稅	一、八九〇、〇〇〇

即ち右の年間に於て、消費稅に減率の行はれたるは、米穀移入稅并に鹽專賣に於けるものゝみにして、他は盡く所得收益行爲等に對する課稅ならざるはなし。隨て我國に於ける租稅負擔の偏重大第に著しきに至れるは當然にして、其一斑は左に掲ぐるが如し。

期	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	關稅	其他	專賣局益金
第一期	二、〇〇九、〇一四					七、〇八二、七		
第五期	三、〇〇五、一九七			一六、三六〇		一、三三一、五六〇		
明治十年	三、九四五〇、五五一			三、〇五〇、三三八		二、三五八、六五四		
同十五年	四、三三四二、一八八			一六、三三九、六三三		二、六一三、〇九一		
同二十年	四、二五三、七七一	五、三七七、三四四		一三、〇六九、八〇八		四、一三五、六五三		
同二十五年	三、七三五、三四三	一、一三二、三五九		一五、八一三、八八八		四、九九一、五二四		

同三十年	三、七九六、七三七	二、〇九五、〇九三	四、四一六、二九四	三、一〇五、一七三		八、〇三〇、五二三	二、三二一、〇九七	二、九二一、四三三
同三十五年	四、六五〇、五三九	七、四六〇、六九三	六、七七七、〇四七	六、七三三、〇一〇	四、一四五、七七三	一、五五〇、一四六	六、九六六、五六七	二、三六七、五六九
同四十年	八、四九七、九二七	二、九一八、七五三	三、八三三、九四〇	七、八四〇、六三三	一、六七八、三三四	五、〇二七、三三三	七、二八一、三三三	九、〇三二
同四十五年	七、五〇七、九九三	七、三三三、二八三	五、九二五、二八二	八、四八一、五八三	一、三三、七五五	七、九〇九、八九二	七、〇七三、〇七三	〇、一九六二、一三三、四二二
大正二年	七、五二〇、九七六	二、九六二、二七九	三、六四三、三九八	九、〇三〇、七四〇	一、七一一、三三三	五、五五五、七六三	四、八〇〇、四九〇	六、一六五、四一五
同五年	七、五九三、三五〇	三、四三八、一八六	三、〇九〇、八七九	七、七九〇、九一三	三、三三九、三五七	三、〇三四、四一五	三、七七八、八八四	六、七八〇、三三〇

右の内其他とあるは相續稅、通行稅、織物消費稅、取引所稅、醬油稅等なり。

### 第十節 租稅轉嫁の原則

租稅は其如何なる形態の下に、又如何なる方法を以て賦課せらるゝを問はず、租稅法規の定むる所に據り、何人かに依て國庫に納付せらる可しと雖も、此納稅者が再び租稅を他人の負擔に移して、自己の納付したる所のものを回收するを得る場合と斯くするを得ざる場合とあり。之を爲すを得ると否とは、租稅の性質、課稅の方法、課稅前後に發生する經濟上の事情に依て定まるものにして、隨て納稅者が租

税に對して終局の負擔者たると否との區別を生ず。租税の轉嫁とは納税者が其納付したる租税の負擔を他人に移さんとする手續を云ふものなり。而して斯く轉嫁せらるゝ租税は單に現在賦課徴收せらるゝものゝみならず、將來賦課徴收せらる可きものをも含む可し。或は納税者が不正の手段に依て、税金の負擔を免かれんとすることあり。例へば所得の申告を偽り、密輸入を爲す場合の如し。又新税の負擔を免かれんが爲めに代用品を發明し、生産費を低減することあり。是等は課税に伴ふ變動にして、轉嫁とは自ら其性質を異にす。租税の轉嫁には必ず納税者が一旦自己の納付したる税金の負擔を他人に移すの事實存在せざる可からず。

租税の轉嫁を區別して、前轉 (Fortwälzung) と後轉 (Rückwälzung) との二種とす。前轉とは納税者が取引上に於ける後者に税金を負擔せしむるものを云ふ。例へば消費税に於て納税者たる生産者又は商人が物價騰貴の形態に依り、税金を消費者に移すが如し。之に反して後轉とは物價下落の形態に依り、租税の負擔を取引上に於ける前者に移すを云ふ。例へば定額の収益税が或る財産に賦課せられたる場

合に税金を還元して、課税目的物の賣價を減じ、爲めに之を賣却する者をして負擔を蒙らしむるが如し。

先づ租税の前轉より立論せんに、本來此事實は如何なる場合に發生するや。要するに課税に依て目的物の價に生じたる變動が納税者をして他人より税金を補償せしむるに足る場合に於て、始めて轉嫁の事實を惹起するものとす可し。例へば或る貨物に賦課せられたる租税が其代價に加重せられて、消費者の負擔に歸するは、一般に承認せらるゝ所なり。蓋し經濟上の各方面に競争行はれ、又資金の移動自由なるに當て、課税の爲めに生産者又は商人の利益を減ずるときには、物價の引上に依り利益を舊率に復せしめんとするは自然の勢なる可きを以てなり。故に此作用は一般の趨勢と稱するを得べしと雖も、尙ほ完全なる競争には種々の妨害あると同時に、物價騰貴が貨物の需要に及ぼす影響は貨物の性質に依り異なる可きを以て、以上の事實を確むるには少くとも左の三點に就て觀察する所なかる可からず。

第一、課税目的物が必要品なるか、又は個人生計費の一小部分を成すに止まるも